

# 平成23年山形村議会第4回定例会

議事日程（第2号）

平成23年12月8日（木曜日）午前 9時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

出席議員（12名）

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 三 澤 一 男 君
3 番 小 林 武 司 君	5 番 上 條 光 明 君
6 番 宮 澤 敏 君	7 番 竹 野 園 麿 君
8 番 柴 橋 潔 君	9 番 中 村 弘 君
10 番 上 条 浩 堂 君	11 番 竹 野 入 恒 夫 君
12 番 大 月 民 夫 君	13 番 神 通 川 清 一 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 清 沢 實 視君	副 村 長 百 瀬 泰 久君
教 育 長 本 庄 利 昭君	総務課長 笹 野 初 雄君
住民税務課 長 青 沼 永 二君	保育園長 山 口 隆 也君
会計管理者 野 口 英 明君	保健福祉課 長 小 野 勝 憲君
農林建設課 長 中 村 俊 春君	教育次長 根 橋 範 男君
総務課 考 査 役 住 吉 誠君	

---

事務局職員出席者

事務局長 小 口 正君 書 記 藤 沢 ゆ き み君

---

◎開議の宣告

○議長（神通川清一君） おはようございます。

全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第4回山形村議会定例会の本会議を再開します。

上條光明議員から欠席届が提出されています。上條議員は葬儀のため、本日午後2時から欠席となります。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（神通川清一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（神通川清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、8番・柴橋潔議員、9番・中村弘議員を指名します。



---

◎一般質問

○議長（神通川清一君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人1時間を限度に再質問2回までの一問一答方式で行います。質問される議員の方は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いします。念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快をお願いいたします。

---

◇ 竹 野 園 麿 君

○議長（神通川清一君） それでは、質問順位1番、竹野園麿議員の質問を行います。

竹野園麿議員、質問事項1「組織再編の考え方について」質問してください。

竹野園麿議員。

（7番 竹野園麿君 登壇）

○7番（竹野園麿君） 議席番号7番、竹野園麿です。

今回は1つの項目について質問いたします。「組織再編の考え方について」ということでございます。

平成20年3月の施政方針演説で、村長は村民の利便性向上と効率的行政運営を基本に弾力的業務体制を組織するために大課制を取り入れると表明し、その4月から長部局をそれまでの8課から半分の4課にしスタートしました。

村長はこれを平成17年度に国の指針をもとに作成した集中改革プランに沿って進めるものだと言っておりました。当時、議会としても大課制の趣旨は理解しましたが、その数を半分にすることについてはあまりにも大きな試みではないかとの疑念を持ちながらもその効果を見守ったものであります。

3年が経過した今年の4月にはこの組織体制について、職員で構成する山形村組織検討委員会へ調査検討するよう諮問しています。そして、7月にはその答申がなされ、議会にもその内容が開示されました。その内容はほとんど大課制にする前の組織に近いものであるというふうに見られました。

行政の最大の資源は人材である。その能力を最大限に高め、発揮させる組織を編成

することは非常に重要なことでもあります。それは結果として住民に対し行政サービスという形でその成果を返していくことになるからであります。

今回これを答申のように大きく変えて、ほとんどもとのような組織に戻すとしたら、これまでの3年間については十分な検証が行われなければならないことは言うまでもないことであると思います。

この件については、6月の定例会で2人の議員が質問をしておりますが、その時点ではまだ村長の方針がまとまっていない段階での答弁になっていたというふうに思います。今は、現在は来年度予算の編成がかなり進んでいるはずであり、そのためには組織体制が固まっていなければならないものと思われまして、11月24日の全員協議会では答申どおりの組織編成が報告されましたので、次の質問をさせていただきます。

なお、この確認についてですけれども、10日前にこの通告書を出しましたのでこのようは表現になっておりますけれども、昨日これにかかわる課の設置条例の一部改正の条例案が提出された後はっきりしたわけでございます。あわせて新たに行政需要が生じてきた子育て支援課への対応についても確認の質問をさせていただきます。

それでは、質問事項ですが、1つとしては大課制のメリット・デメリットは何であったか。わかりやすくそれぞれ項目で簡条的に述べていただきたいというふうに思います。

2つ目としては、大課制のときの職員の反応、いわゆる状況、気持ちというんですかね、気持ちはどのようなものであったか。

3つ目として、大課制に対する住民の反応をどのように受けとめておりますか。

それから、4番目として、組織編成の主眼、基本をどこに置いて行かうかということですね。新組織のねらいは何かということをお聞きします。

5番目として、子育て支援センターはいつ設置するか、そしてどのぐらいの規模にするか、以上5点について質問し、第1回目の質問といたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、竹野議員のご質問に対しましてお答え申し上げたいと思います。

まず、最初に組織編成の考え方についてのご質問に対して私の考えを申し上げたい

と思います。大課制につきましては、総務省の平成17年度における行政改革推進のための集中改革プランによる、事務事業の再編整備や職員の定員管理など9項目の見直しを行う中で、平成20年において、平成22年度における目標値の実現のため、村民の利便性の向上もあわせながら弾力的に実施してまいったところでございます。

これは職員の削減によりまして行政サービスが低下しないようにカバーしようとする組織体制の構成も含んでいるわけでございます。職員の定数を見ますと、平成10年度は103名、平成17年度は89名、それから目標年度の22年度は計画どおり84名となりました。ちなみに現在は83名でございます。

少ない人数で行政サービスを維持するためには、職員が責任を分担して業務に努めなくてはならないわけでございます。1人の職員がさまざまな知識を持つことが必要とされておりますが、職員が覚えられる知識につきましては限界がございます。広く浅くの知識になってしまえば通り一辺倒の業務になってしまいまして、専門家も育たない状況になりかねません。

また、住民ニーズの高度化、多様化によりまして、業務が複数課にかかわる場合など、現在の組織体制において十分に対応できない面も出てきておるために、今回組織の再編成を実施しようとするものでございます。

それでは、最初のご質問の「大課制のメリット・デメリットは何か」ということにつきましてお答え申し上げたいと思います。

初めのメリットでございますが、1つ1つの課や係の規模を大きくして、従来あった係間の垣根を取り払うことができ、係内の協力体制ができるようになった。要するに縦割り行政、縦割り行政と言われておりますが、それをある程度緩和できたということでございます。

業務の共有化によりまして職員数の削減に対応できたということでございます。

住民にとって初めは係等わかりにくくなったということございましたけれども、大きな課になったことによりまして窓口の一本化ができたという、この3点につきましては、あえて挙げればメリットではなかっただろうかというように思っております。

次に、デメリットでございますが、中堅職員から課長まで業務が広範になり、仕事量が増加した。特に課長の範囲が広くなりまして、部下にゆだねることにつながりまして、職位について考査役、それから主幹等村民がわかりにくいものになってしまったということでございます。

また、2点目といたしましては、人事考課制度の運用が難解となったということ。

それから、3番目といたしまして、現在も村民から、どの課にどの係があるか問い合わせがあるようでございまして、村民が仕事の担当がわかりにくいということでございます。

以上3点がデメリットとして、あえて言えば挙げられるのではないかと考えております。

次に、2番目の質問でございます「大課制のときの職員の反応はどうであったか」でございますが、平成21年におきまして、大課制の検証を実施いたしました。業務の共同化によって効率化を図ることが認められたものの、各課長から意見を聴取したところ、それぞれの職員の仕事量が増加したということ。また、職員数を増やしてほしいというご意見が出ました。その他につきましては、まあまあ、1年たったところで検証したものですから、もう少し様子を見ようというのが課長たちの反応でございました。

次に、3番目のご質問でございます「大課制に対する住民の反応はどのように受けとめているか」というご質問でございます。

行政の住民サービスを低下させないことを基本に実施したわけございまして、先ほど申し上げましたようにデメリットはありましたが、係を、課を越えながら業務の共同化を進め、効率化を図ることができたものと受けとめております。

次に、4番目のご質問でございます「組織編成の主眼は何か」でございますが、住民から見まして、課、それから係の利用のしやすさと、それぞれの課の専門性であります。職員は大課制を経験したことで、少人数においても対応できることで自信がついたものと思います。広範囲な業務から専門性を高める、村民により充実したサービスを提供していくことや、独立することにより業務体制の強化ができる組織の編成としたわけでございます。その中でこれからの山形村を担う子どもたちをサポートするために、それぞれの関係課から独立させまして子育て支援課を新設する予定となっております。

次に、5番目のご質問でございます「子育て支援センターはいつ設置するのか」とのご質問に対してお答えしたいと思います。

議会の全員協議会等で説明をしておりますが、現時点では各子育て支援団体、また各関連部門との話し合いをしている段階でございます。建設ということになりますと、その大きさにもよりますが、建設に1年以上はかかるのではないかと考えております。24年4月から新たに子育て支援課を設置しまして、その課のもとに答申い

ただいた内容、また今までいただいた意見等検討した上で建設規模、それから利用者の範囲等について、24年度中には決定したいと思います。この予定で行きますと平成25年度を目途に考えているところでございます。

以上、ご質問に対しまして1回目の回答といたします。

○7番（竹野園麿君） 規模は、ちょっと今のところ、支援センターの規模についてはちょっと今言われましたかね。

○村長（清沢實視君） 先ほど申し上げましたように規模等につきましては、今後先ほど申しましたとおりに各子育て支援団体、また各関連部門との話し合いをしているところでございますので、その意見を聞いた上で来年、新年度ですね。新年度に新たに子育て支援課を設置した中で、その課のもとに答申いただいた内容、また今までいただいたご意見等を検討した上で建設規模、利用者の範囲等について、24年度中には決定したいというように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 竹野園麿議員、再質問があれば質問してください。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） それでは、若干最初に質問した順番になるべく沿って質問したいと思います。

大課制のメリット、それからデメリットについては言われました。メリットについては3点ほどあったというふうに思います。特に係間の垣根をとっていわゆる縦割りから横割りの仕事というんですかね、そういうものができるようになったということで、もう1個は職員の削減ができたということでございますので、新しくこの大課制の中でこのメリットをどのように生かすか、まずお聞きしたいと思います。

縦割りの形にまたこう細かくしたわけですがけれども、今までできたそれをどうするか。それから、また先ほど言いましたように、総務省の方からの指針に基づいていわゆる改革プランというものをつくった。その中の9項目に従っていわゆる職員の削減に努めてきてその効果があったということですが、これ、またもとへ戻したことによってその効果をどういうふうに生かしていくか、その点をお聞きしたいと思います。

それから、これまでによく住民のニーズが多様化してきた、複雑化してきたと、社会情勢が変わってきたというふうないわゆる理由としての説明が何回かございましたので、社会情勢がどのように変わってきたかというあたりを執行部としてどのようにとらえているか、それをお聞きしたいというふうに思います。

それから、大課制のときの職員の反応について、これはあまり私の期待していたよ

うな答えではなかったんですが、何か2年目に検討した結果、仕事量が増加したとか、それから課長から人員を増やしてくれと言われたというふうなことでしたけれども、私が聞いたかったのは職員一人ひとりがそのいわゆる8課から4課にした、そういう体制そのものについての職員の気持ちですね。

ちょっと聞きますけれども、8課から4課に課を減らしたことによって、課長のポストが減ったわけですね。したがって、何か具体的に見てみますと、更迭のような人事になっている部分が見られます。更迭のつもりではないだろうけれども、そうならざるを得ない、そんなような事態が見られる。それで、特にそういった状況に対しての職員の反応。役所というのは全体として組織力を上げていくためにはチームの力と、それから個人の力、やりがいを向上させることが最も必要だと。それぞれが相乗効果を発現するような仕組みが大事だと言われています。

つまりいかにして職員のモチベーション、士気を上げるかということが一番大事だというふうに一般的に言われていますので、この辺のところについて大課制はどうだったかという、それを再度お聞きしたいと思います。

それから、さっき子育て支援センターについて、ちょっと私の質問がこれ、間違っていたもんですから、再度質問したいと思います。私はいつ設置するか、どのくらいの規模にするかという規模というところは、実は組織の規模をお聞きしたかったんですが、この表現だと答弁にあったように建物の規模というふうに判断されるのは、これはやむを得ないなと今気がつきましたんで、改めて組織の規模をどのぐらいにするかということをお聞きしたいと思います。

以上で、2回目の質問といたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

○村長（清沢實視君） 2番目の回答を申し上げたいと思います。

メリットにつきましては、決してもとへ戻したということをおっしゃられておりますけれども、決してもとへ戻したわけじゃなくて、確かに課は多くなったんですが、この時代、時代に相応したいろいろな観点から見ましても時代が動いております。それにかんがみまして課を増やしていかなければならない。特に子育て支援課を設置するに当たりましては、やはりこの時代のニーズに適応したものであるというように思っておりますし、またこのメリットを今回生かした中で、要するに課長たちもこの大課制によって大変いろいろな面でお互いに融通し合うといたしますか、わかりやすいこ

とで言えば課と課の先ほど申しあげましたように垣根を取り払い、また課の中の垣根を取り払ってあらゆる仕事はできるような方法にしてきたわけでありまして、決してそれによって後退するという意味ではなく、前進する意味もございますので、この大課制において多く学んだことをさらに進展させ、またプロパーといえますか、プロの専門的な知識を備えた職員に育て上げていかなければならないということはこの4年間、もう大課制になって4年目を迎えて、もうすぐ4年になるわけでありましてけれども、その間いろいろな面で学んだというように思っておりますし、それぞれ課長たちもそれは承知しているし、また職員もそれを承知しているのではないかというように思っております。

ただ、先ほど申しあげましたように課長が大変ハード、私から見ればオーバーワークになっているのではないかなというところも、課もございまして、1月の間に休日はほとんど出なければ、出勤しなきゃいけないというような状況の場合もありまして、大変だなというように思ったわけでありまして、少ない職員の人数の中で住民のサービスを落とさないようにするためには、大変それぞれの課の課長を初め職員も現状においては精いっぱい、目いっぱいというような感じを受けておりまして、これを課を増やしまして、増やしましたといえますか、その時代、時代に合った課にしまして推進しようとするものであります。

それと非常に私、指摘される前までわからなかったんですが、この大課制によって更迭したというようなご意見を聞きまして、私、初めて聞きましたけれども、私は決してそのようなことは思っておりませんし、それぞれの課長、与えられた仕事を本当に誠心誠意やっただいていてというように解釈しているところでございます。

ご存じのとおり人事に関する専権事項につきましては村長が負うことになっておりますし、当然村長がすべて責任を持つことになっております。ですから、私も民間企業にいたノウハウにつきましては、ある程度人事に関しましては、やり方等につきましては知識は持っているつもりであります。これをやはり活用した中でこのような状況になっておりまして、恐らく今度の再編に当たりましてはよい結果が出るんだというように私は確信しているところでございます。

ちょっと長い答弁になりましたけれども、以上であります。

○議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） 私の方からは子育て支援課の組織の体制につきましてご答弁申し上げたいと思っております。

子育て支援課で考えておりますのは、係といたしましてはそこに保育園が入ります。そして、ふれあいの館が入ります。そして、子育て支援係ということで、これは将来的につくり上げていくところの子育て支援センターの準備室を兼ねたところの係にしていきたいと考えているところでございます。

今具体的にどんな形で例えば子育て支援係をつくっていくか、まだ人的な問題も含めて今論議している最中でございます。いずれにいたしましても先ほど村長答弁申し上げましたとおり来年度、24年度に具体的な案を私どもつくらせていただきながら、そしてそういう中でどんな形での子育て支援センターが一番好ましいかということも含めまして、早急に具体案をつくらせていただき、そして村民の皆さん、そして各関係団体の皆さんの方々のご相談申し上げ、そして25年度中には完成させたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 竹野園麿議員、よろしいですか。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） これで3回目の質問になっちゃうんですが、今、先ほど聞いた質問に対して何か私の質問の趣旨が理解されていなかったのか、非常に何か答えがわからない感じがいたします。

例えば社会情勢はどのように変わったって、こういった組織編成するについて社会情勢の変化だとか、そういったようなことを言われていますので、具体的にそれをどのようにとらえているかということをお聞きしたかったんですが、その答えはなかったと思いますし、それから大課制のメリットはあった。職員のいわゆる抑制になったという。

それは今度このまたたくさんの方の組織にして、その辺はどのように生かしていくのかということもちょっとわかりませんでしたし、また職員のやりがい、いわゆるモチベーション、士気をどのように大課制のときは作用したのか。私も更迭のことばかり言われましたけれども、更迭のような形に見えるのだけれども、更迭とは私は言いません。そういうつもりではないだろうが、そのような形になっている。そのことによって職員の士気が果たして向上させることができるのかという、その辺のところをお聞きしたかったのだけれども、更迭のつもりはないというだけでもって答弁になっていってしまっておりますので、もし3回目でしたら答弁願いたいと思います。

ちょっと違う角度からもう1回全体について質問したいと思いますが、清沢村長は2期8年の最後の1年になります、来年の4月からということになると。1年にこのような大きな組織の組み替えをするねらいは何かという、そういう角度から村長にお聞きします。

いきなり半分にしたものを倍にするといった大きなあれ、それからまた前回の平成20年のときの大課制にするときは、組織改編の直前の3月定例会にそのいわゆる課設置条例の改正議案が出されましたが、今年はまだその1年前になる4月に検討委員会を立ち上げて諮問して、7月には答申も得ている。それで、この12月には早々にもう改正案が出されている。前回と比べてこの違いは何を意味しているかお聞きしたいと思います。

それから、地方自治法158条には2項に、普通地方公共団体の長は内部組織の編成に当たっては、その団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないというふうに言っていますし、同条の3項には内部組織条例を改廃したときは遅滞なくその要旨等を県知事に届け出なければならないと、こういうふうになっております。

県知事に届けるについて、自立し健全財政を標榜する村長は、簡素かつ効率的な組織をという自治法の趣旨に対し、今までの4課から倍の8課にして出すことについてのどのような思いを持って出されるか、村長のお気持ちをお聞きしたいと思います。

それから、子育て支援センターについてですけれども、これは全協なんかでもたまたま聞いてきましたけれども、今までの当局からの議会に対する説明では今、保育園園舎を建設中ですけれども、これが来年の8月ころには完成するという説明でした。それで、引き続いて完成して園舎が移れば、引き続いてすぐ旧園舎を取り壊して支援センター建設に向けて進めていくと、こういう説明だったと思いますし、そのように私は理解していますが、先ほどの村長の答弁、それから副村長の話聞いていますと、これはどうも1年くらい延びるということですか。ちょっとその辺、やっぱり子育て支援センターを待っている家庭が多いと思いますんで、その辺のところをはっきりとさしていただきたいと。

つまり変わるということだか、さっきの話聞いてみると、24年度中に検討してどうするかということ結論づけると。それで、25年になるだろうということですが、そこももう1回はっきり、今まで話ししてきたことと変わるんだということをはっきりお聞きしたいというふうに思います。

以上で、3回目の質問といたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

○村長（清沢實視君） 私、最初に申しましたとおりに、新しい新組織についての思い等につきましては冒頭で申し上げましたとおりでありまして、時代のニーズに合ったようにしていくのがこの行政の役割というように私は思っております。

ですから、時代とともに住民のニーズの多様化ですね。要するに複雑かつ専門的なことを質問される住民の皆さん方もおられますし、現に窓口へ来ていろいろと職員との話し合いの中でこじれるケースもあります。

ですから、やはり専門的な知識を身につけるために、それぞれのいろんな先ほど申し上げましたようにプロパー的な職員を育成していかなきゃいけないし、また採用していかなければならないというような観点から、今回の新組織を考えたところでお願いしたわけでございます。

それから、一番私どもとしましては目玉といたしますのは子育て支援であります。子育て支援課の中にはふれあいの館、それから保育園、それから新しい支援センター、これはまだ仮称でございますが子育て支援センター建設の準備室等も含んだ中で考えておりますので、要するに時代に合った、即応した行政運営の一環として今回の組織編成を試みているわけでございますので、ご承知願いたいというふうに思っております。

それから、もう1つですね、子育て支援センター、これはまだ仮称でありますけれども、これを遅らせたとかという問題ではなくて、これにはやはり慎重審議、村民の意向を十分聞いて、村民合意の中で建設すべきだというように思います。トップダウンではなくてボトムアップという時代の流れの中で、やはり慌てず、しかもこれ、いろいろと子育て支援センターの建設に当たっては国・県の方の補助等は今のところ特別ないということを知っておりますが、その担当課の中でしっかり研究して、そういうものがあれば少しでもそういうところからお金を持ってきてやるというようなことと、それともう1つ大きなことといたしまして、過去におきましても慌てて補助金があるからということで建てた箱ものが後、維持管理に大変苦慮しているところが出てきておるわけでございますので、その辺のところ、慎重にやっっていかなきゃいけないと思いますし、財政面も1つの要因でありまして、大きな保育園建設という大事業がありますし、またご存じのとおり社会福祉とそれから税の一体改革というようなこと

も言われている中で、復興税だとか消費税だというのが目の前に来ております。

そういう大きな問題の中でありますので、ある程度そういうものも加味した中で事業というのはやっていかなければならない。決して支援センターを没にするとか、そういうことではなくて、もう少し慎重に、急がずみんなの意見を聞いた中でやっていくべきではないかというのが私の今の考えでございますので、そんなことの中で、今、流れとしましては、箱ものをつくる場合はそれぞれの住民投票によるというようなことも出ているくらいでありますので、しっかり住民のご意見、もちろん議員の皆さん方のご意見も聞いた中でそれを反映して、その合意の上で建設しなければならないというように思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） 子育て支援の今論議につきまして、私の方からも少しちょっと具体的に詳しいお話をしておいた方がよろしいと思ひますのでお願ひしたいと思ひんですが。

今、子育て支援関係ではどんな形で動いているかといいますと、各いろんな団体の皆さんとの話し合い、調整をさせていただいているところでございます。それで、当初、議員おっしゃいましたとおり保育園をつくった後、即子育て支援センターの建設にかかると私もちよつと踏んでいたところがあったわけなんです、そのためには今問題になっているいろんな問題もやっぱりクリアしていかなければならないということで、例えば具体的に申し上げますと、子育て支援センターの、どこまでセンターとして位置づける、子育て支援を位置づけるかという問題もござひます。養護児まで、あるいは18歳までとかいうような問題もござひます。これはまだまだ論議の途中でござひます。

また、子育て支援センターに入るところの事業の問題もござひます。そういう中で未就児児童を主体とした子育て支援センターにしていくのか、また放課後児童クラブ、今、ご案内のようにふれあいセンターの方で行っておりますが、その事業も当初私どもはそういうことを考えていなかったんですが、論議の中では未就児就学児童につきましては、済みません、放課後児童クラブにつきましては新しい子育て支援センターの方で運営していったらどうかという意見も正直ござひます。

かといって逆にそれは困ると、やっぱり小さな子供がいる保育園の近くにそういうクラブを入れたらなかなか安心して育てられないという、そういう逆な意見もござひます。これは大きな問題でござひます。

また、また1つとしてふれあい児童館は今3つの事業を行っておるところでございます。それをどうやっぱり整理していくかという大きな問題もございます。さらにそこに障害者の雇用対策としてやっていますシャボン玉塾が入ってございますので、その問題とどうかかわっていくのか、どう道を整理していくのかというの。これも社協との絡みもございます。

そしてまた、大変子育て支援団体でお世話になっているところのファミリーサポート事業をどういう位置づけでこれから考えていくのか。これもやっぱり大きなやっぱり論点になっております。今、制度的にいろんな何回も話し合いをしながら今論議している最中でございます。これもやっぱり社協との絡みもございます。

それで、こういうことをしっかりこの中をクリアをしていく、そういう話し合いをしていく、今している最中でございますが、それをした段階で一定の方向づけを出して、それを具体的に皆さん方にお示ししていくという段取りが一番好ましいではないかと思っており、そのためには今いろんなこう申し上げた部門での調整、話し合いをしている段階では、来年、即子育て支援センターの建設にかかわるということになりますと、予算計上の関係がございますので、残念ながら来年度の予算編成にはちょっとかなり無理もあるかということでございます。

村長申し上げたとおり接する中で、やっぱり慌てて変なものをということにならないような形で私たちは精力的に今論議している最中でございます。

そういうことを考えますと、やはりもう少しちょっとしっかり時間をかけて、それでさらに来年度4月から子育て支援課ができて、支援センターの準備室を踏まえたところの係ができますので、そういう中でも具体的なことも詰めながら、やっぱりしっかりした設計をしていきたい。

したがって、子育て支援センターの設計につきましては、来年度中には間違いなくやる方向で、そして考えていきたいと思っております。そう考えますと、来年度中、基本設計をできればやるということになりますと、建設はその次の年、25年度になろうかと思っております。私どもできるだけ早く建設したい、そして進めていきたいという思いはありますけれども、先ほど申し上げたとおりいろんな諸問題もある程度クリアしていかないと、また大変なことになってしまう。せつかくのやっぱり子育て支援の関係ですから、皆さんのご意見を十分お聞きしながら進めていきたいということで今、関係団体とも精力的に論議をさせていただいていることをぜひご理解いただきたいし、また議員の皆さんも視察なんかもされておりますので、ぜひ議員の

皆さんの考え方、またご意見などもお聞かせいただきながら進めていきたいということですので、ぜひご理解いただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 竹野園麿議員、答弁に落ちがありますか。

竹野園麿議員。

○7番（竹野園麿君） 立っていいんですか。

○議長（神通川清一君） 答弁の落ち。

○7番（竹野園麿君） 十分いろんな、私は納得できる答弁じゃないんだけど、1つだけ聞きます。最後に村長に聞いた県知事に届け出るについてのお気持ち、そこをわかりやすく簡単に述べてください。

それから、ちょっと私は議長にお願いしたいことがあります、最初に質問や答弁は簡潔にと言われましたけれども、今聞いていますと私のほとんど聞いていないような話が長々とされておりますので、その辺の交通整理は議長の方でぜひやっていたくようにお願いしたいと思います。

○議長（神通川清一君） はい、わかりました。

清沢村長。

○村長（清沢實視君） 済みません、今の質問、よくわからないのでもう少しゆっくり。

○議長（神通川清一君） 議長のことじゃなくて、知事に対しての、知事に対して。

○7番（竹野園麿君） 最初に言ったんですよ。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 先ほど来申し上げましたとおりに、住民のニーズに合った組織編成ということで届け出を出したいと思っています。

○議長（神通川清一君） 県知事に報告とかそういうことも報告したいということですね。

以上で、竹野園麿議員の質問は終了しました。

今、竹野園麿議員からご指摘のありましたように答弁も簡潔にお願いします。

---

◇ 宮 澤 敏 君

○議長（神通川清一君） 次に、質問順位2番、宮澤敏議員の質問を行います。

宮澤敏議員、質問事項1「幼児の病後児保育について」質問してください。

宮澤敏議員。

(6番 宮澤 敏君 登壇)

○6番(宮澤 敏君) 議席番号6番、宮澤敏です。

今日は大きく分けて3つの事項について、村長、教育長にご質問いたします。

それでは、質問に入ります。まず最初の質問事項ですが、「病後児保育について」お伺いいたします。

1歳以上就学前までの児童で病気が回復基調に向かっているが、集団保育にはもう少しゆっくりして環境を整えてから無理なく集団に入れる病後児保育を実施している市町村が増えております。

この事業は子育て支援と就労の両立支援の一環として始まった制度で、多くの自治体は子育て支援センターの中にあります。

そこで、ご質問いたします。

1つ目としては、共働きのお母さんを支援することができる制度と言われておりますが、どのように思いますか。

2つ目として、この事業には国や県からの助成制度はありますか。あるとすればどのくらいですか。

3つ目としては、この事業には看護師がつくので安心して預けられるという声がありますが、どのように思いますか。

4つ目としては、子育ての相談も健康に関することが多いのではないかと思いますかどうか。

5つ目としては、保育サービスの充実という面ではどうですか。

以上、5つご答弁願います。

これで第1回目の質問といたします。

○議長(神通川清一君) ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) それでは、宮澤議員から出されておりますご質問に対しお答えしたいと思います。「幼児の病後児保育について」のご質問でございます。

病後児保育は、児童が病気の回復期にあつて集団保育が困難な時期、保育所や医療機関などに付設された専用スペースなどで保育及び看護ケアを行う保育サービスということをお認識しております。

保育園などに子どもを預けて働いている保護者の方が安心して就労につけるよう、保育士と看護師などが連携して子どもの体調に合わせた保育を行うということとなっております。

対象となる児童の年齢や病状、保育時間、利用料金などは、各自治体で異なっているようでございます。この事業には国・県からの補助制度があるようでございますので、補助の対象となる実施要件は、病後児の看護を担当する看護師などを利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人に1名以上配置することとなっております。保育室及び児童の静養または隔離の機能を持つ観察室、また安静室を有することとなっております。また、調理室を有すること等もなっております。

補助金の内容でございますが、1カ所当たり年額200万円の基本分に加え、年間の延べ利用児童数により定められた額が加算されるようになっております。

今後の保育需要は就労形態の多様化などにより一層多様化することが予測されます。多様化する保育需要に対応するため、通常の保育の量的な拡大のほかに病後児童保育も含めた多様な保育サービスについて調査・検討をしていかなければならないというように思っております。

○議長（神通川清一君） 宮澤敏議員、再質問があれば質問してください。

宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 若いお母さんの中には家のローンも支払っている人もいると思われるので、それほど長く休めない人もいないのではないかと思います。子どもさんが病気になっても5日も6日も休めないと言う人がおられるのではないかと思いますし、預かっている保護者から高い評価がある上、現在取り入れて運用している事業所で進めていることに対してはどのように考えますか。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） どのように運営しているところを考えるかということでございます。私どもは前々からもやっぱりご質問等で、将来的には病後児保育も考えていったらどうかというようなことのご質問をいただいております。実は今回の子育て支援センターをつくる中でも、具体的な事業内容としての検討項目にさせていただいているところでございます。

ただ、これが今おっしゃいましたように病後児保育をということになりますと、看

護師さん、保健師さん、そしてまたお医者さんとの連携もこれは当然必要になってくるものですから、果たして即山形村がそういう体制になるかということになると、なかなかやっぱりクリアする点も多いのではないかと私も考えているところでございます。

松本市なんかは多分2カ所やられておりますよね。満1歳以上を対象に月曜日から金曜日、8時半から午後の4時30分までということをやっているということでお聞きしております。

いずれにいたしましてもこれからはやっぱり本当にこの問題、いろんな面で積極的に考えていく1つの大きなやっぱり事業だと考えておりますし、いろいろな問題をクリアしながら支援センターの中で将来的には、いつということでも申し上げられなくて申しわけないんですが、ご相談申し上げながらそういう体制をつくっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 宮澤敏議員、よろしいですか。

宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 答弁は結構ですけれども、保育サービスの向上という観点と、急な病気や育児に疲れたお母さんたちを支援するために、検討委員会で検討をぜひお願いしたいというふうに思います。

これで、支援の質問は終わります。

○議長（神通川清一君） 宮澤敏議員、次に質問事項2「1校1運動について」質問してください。

宮澤敏議員。

（6番 宮澤 敏君 登壇）

○6番（宮澤 敏君） 報道によりますと、学校ごとに1つの運動に取り組む1校1運動が全国的に広まっております。ある小学校では児童が学校で体を動かす時間を増やすため、朝の校庭開放を開始、運動場で自由に遊べるようにしました。そして、教師が一丸となって児童や保護者に参加を呼びかけ、その結果、今では在校生の7割が参加しており、今年度の全国体力テストの調査結果では、5年生男子の平均点が全国トップレベルの水準に達するなど取り組みの効果が目に見えてあらわれているようです。

そこでご質問いたします。

山形小学校の運動の概要をお示してください。

2つ目として、県では何校ぐらい取り組んでおりますか。

3つ目として、山形小学校ではどのように対応しておりますか。

4つ目として、学校ではこの取り組みにどのようなことを期待しますか。

5つ目として、始めてからどのような変化があらわれておりますか。

以上、5つご答弁願います。

これで、第1回目の質問といたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

本庄教育長。

（教育長 本庄利昭君 登壇）

○教育長（本庄利昭君） それでは、宮澤敏議員の「1校1運動について」のご質問に答弁をいたします。

まず、1校1運動についての背景であります。昨年まで長野県教育委員会の基本方針の重点施策としましては不登校対策、高校再編、特別支援教育の充実の3点が掲げられておりました。

一昨年の平成21年度の全国学力状況調査、それから体力テストの結果でありますけれども、長野県の児童・生徒の学力・体力がともに全国平均より低い結果となりました。

こういった背景もございまして、本年度は新たに重点施策として学力・体力の向上が加わっております。体力向上の具体的な方策としましては、これは県の取り組みであります「かがやけ信州っこ体力づくり事業」というものがございまして。その取り組みの1つとして、本年度は「1校1運動」が県下全小・中学校で始まっております。

2番目でありまして、1校1運動の取り組みの状況でありますけれども、本年の7月現在で県下の小・中学校の約6割の学校が取り組んでおります。

当山形小学校においては、本年度のグランドデザインの重点項目でもあります歩いて登校、群れ遊びが体力向上に直接かかわるものであります。遊びの時間、場所の確保、遊具の充実など子どもたちの体力向上のための工夫を行っております。

4番目の1校1運動の子どもたちの体力向上のための取り組みであります。子どもたちの気力や忍耐力、主体性や創造力、人間関係を結ぶ力などさまざまな力を伸ばすことにつながると考えております。これらの力は不登校になりにくい子どもを育てることにもつながるのではないかと考えております。

5番目の効果についてですが、明確な検証はまだできておりません。そういう状況でありますけれども、子どもたちの様子は現在変わってきております。家の方が車で送ってもらう子どもの数も減ってきました。一時期はけがをする子どもたちが前年に比べますと増加してはいましたが、現在は昨年並み、あるいは少し少なくなっている傾向にあります。朝、休み時間、昼休みなど、外で遊ぶ子どもたちが増えてきております。玄関前の前庭では子どもたちの格好の遊び場となっております。鬼ごっこ、かくれんぼ、木登りなどをして遊んでいる子どもが多く見受けられます。また、渡り廊下で一輪車をしている子どももおります。中庭では大縄飛びや鉄棒をしている子どもも多くおります。自由遊びが確実に定着してきているというふうに感じております。

校庭や体育館の利用についてであります。体育の時間はもちろんであります。そのほかにも朝、休み時間など多くの子どもが遊んでおります。体育館については使用の時間を学年で割り振りまして、工夫しながら利用しているという状況であります。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 宮澤敏議員、再質問があれば質問してください。

宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 運動の概要は全職員の共通理解の上で体力アップということで取り組んでおられるということで、山形小学校では歩いて登校と群れ遊びが体力向上に直接かかわるということで、充実させるためにさまざまな工夫をされたようでございますが、一番苦労されたことと、取り入れてやってみてよかったという点がありましたら教えてください。

○議長（神通川清一君） 本庄教育長。

○教育長（本庄利昭君） まず外遊びという点から行きますと、今こういった危険といえますか、子どもたちを安全に育てるという子育て方法といえますか、そういったものがどうしても優先されるという子育てが主流だというふうになっていると思われま

す。それで、外で遊ぶというやっぱり習慣といえますか、なかなか戦後間もないころに比べますと、もうほとんど外で川や山、そういったところで遊ぶという子どもたちはもうほとんどいなくなったというのが現状だというふう考えられます。

それで、学校でも子どもたちを外で遊ばせるという工夫を仕掛けていかないと、なかなか子どもたちは遊ぶことができないというような状況です。群れ遊びというような場合であっても、昔ですと時間があって場所があれば子どもたちは自由勝手にルー

ルをつくって遊ぶということができたと思うんですが、山形小学校の場合でも時間があって場所があってもどうやって遊んでいいかわからないというような状況が当初はあったというふうに伺っております。今行ってみますと、なかなかいろいろ工夫しながら子どもたちが十分体を動かして遊んでいるというようなことが見受けられます。

今、これからの課題といたしますか、一番の問題だと思われるのは家庭や地域の教育力といたしますか、そういったのが低下している中で、家庭や地域が連携しながら家庭、地域の教育力をどういうふうに伸ばしていくかということに向かって進んでいかなければいけないというように考えております。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 宮澤敏議員、よろしいですか。

宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） この取り組みで朝とか昼休み、また休み時間などに外に出て遊ぶ子どもが増えたということで、鬼ごっこやかくれんぼ、また木登りなどが定着してきたということですが、このようにこれだけの子どもたちの様子が変わってきた背景にはどのようなことが考えられますか。

○議長（神通川清一君） 本庄教育長、答弁願います。

○教育長（本庄利昭君） 例えば子どもたちのやっぱり様子を見ていますと、例えば中庭についてでもそうなんですけれども、山形小学校の玄関前の中庭は山形村の小学校開校して以来きれいな中庭といたしますか整備された中庭で、この中信地区でも一番の中庭という要素だったと思います。

それで、そういったところでそれぞれの学校長、歴代の学校長もその中庭で子どもたちを遊ばせるんじゃなくて、入ってはいけないという暗黙の指導といたしますか、中で遊んでいることをあまりよく思わないという、そういった教育方針というか、そういうものがあったと思うんですけれども、外遊びというものを重点項目に掲げておりますので、中庭でも十分遊んでいいという、そういった指導をしていただいております。

それで、これもやっぱり価値観といたしますか、いろいろ考え方があることでありますけれども、苦勞して育ててきた立派な庭木の枝が折れたとか、そういったことも場合によってはあるわけではありますが、そういったところは十分ご理解をいただいて、子どもたちの健やかな育ちといたしますか、そういったところを重点的に考えていただければありがたいというように思っております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 宮澤敏議員、次に、質問事項3「被災者支援システム導入について」質問してください。

宮澤敏議員。

（6番 宮澤 敏君 登壇）

○6番（宮澤 敏君） それでは、第3の質問事項「被災者支援システムについて」お伺いいたします。

被災者支援システムは、被災者台帳をもとに避難、被災状況などの個人データを一元的に管理し、被災者証明の発行に迅速に対応できるほか、救援物資の管理、仮設住宅の入退居、義援金の交付などの業務が行えるシステムでございます。

そこで質問します。

1として、災害時の緊急対応、被災者支援、復旧に迅速に対応できることに対してはどのように考えますか。

2つ目として、東日本大震災後、全国的に導入が増えていますが、そのことについてはどのように考えておりますか。

3つ目として、いざというときのために必要と思いますが、どう思いますか。

4番目として、システムセットに費用がかかると言われましたが、どのぐらいの予算を想定されておりますか。

5つ目として、平時のうちの構築が極めて重要と考えますが、それについてはどう思われますか。

6つ目として、総務省が無償で導入を勧めていることについてはどう考えますか。

以上、6つご答弁願います。

これで、第1回目の質問を終わります。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、宮澤議員さんの3番目のご質問「被災者支援システム導入について」のご質問にお答えしたいと思います。

被災者支援システムにつきましては、6月の一般質問でお答えいたしました。その後、インストールキーは長野県内の市町村では11月末で27の市町村が取得したとのことでございまして、システム導入は把握できていないところでございます。

この支援システムを導入するに当たっては、自力で構築する場合と情報関連事業者へ委託して構築する場合が考えられるようでございます。

また、被災者支援システムは住民情報や家屋情報などのデータをあらかじめ統合しておかないと対応できないようでございます。

山形村では、住民記録システムなどの基幹系業務システムは情報関連事業者へ委託してございます。現在この被災者支援システムと住民記録情報など連携が可能であるか取り組んでいるところでございます。

宮澤議員の申されるように、いざというときの備えに平常時の構築が重要だということは認識しております。小規模の町村によってどのような導入方法がいいのか、状況を見ながら多方面から検討してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（神通川清一君） 宮澤敏議員、再質問があれば質問してください。

宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 被災者支援システム全国サポートセンターでは、被災者支援システムの各機能を体験できるデモサイトを設置しております。本デモサイトでは数件のサンプルデータが事前登録されておりますので、すぐに操作を体験することができますようですが、体験されてみてはどうでしょうか。

以上で、第2回目の質問を終わります。

○議長（神通川清一君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） 宮澤議員の言われるとおり数件の検索もできるということでありますれば、体験はしたいと思っておりますし、先ほど村長答弁申しましたとおりにハード機器を導入するのか、委託業者であります事業者よりパソコンに入力したものを持ってくるかという、そういう方法もありますので、これも今検討しながらまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（神通川清一君） 宮澤敏議員、よろしいですか。

宮澤敏議員。

○6番（宮澤 敏君） 3回目ですので答弁は要りませんので、行政の使命は村民の生命と財産を守るということになっておりますので、できそうなことから迅速に整備をするようお願い、お願いといたしますか、検討していただきたいと思っております。

以上ですべての質問を終了させていただきます。

○議長（神通川清一君） 以上で、宮澤敏議員の質問は終了しました。

---

◇ 上 條 光 明 君

○議長（神通川清一君） 次に、質問順位3番、上條光明議員の質問を行います。

上條光明議員、質問事項1「AED（自動体外式除細動器）について」質問してください。

上條光明議員。

（5番 上條光明君 登壇）

○5番（上條光明君） 議席番号5番、上條光明です。

今日は大きく分けて3つの事項について村長にご答弁をお願いします。

それでは、質問に入ります。まず最初の質問事項は「AED（自動体外式除細動器）について」お伺いいたします。

緊急時救急車が到着するまでの間、周りにいる人の応急手当がとても重要だそうです。心肺停止の状態になったとき、蘇生させる機器の自動体外式除細動器（AED）ですが、への関心が高まっています。急逝したサッカーチーム松本山雅所属の松田選手の影響も大きいと新聞等では報じています。

いろいろな職場や団体にAED講習が行われています。これは個別なことではあるのですが、中大池でも今年の防災訓練のとき講習会を実施しました。

そこでご質問をいたします。

山形村ではどこの施設に整備しておりますか。

2つ目ですが、機器はどのように整備しましたか。私の記憶が正しいとすれば、たしか寄附であったときもあったような気がしますので、村の購入が何台、寄附によるものが何台というようにお願いします。

3つ目ですが、1台、いろいろなもしかしたらグレードもあるかもしれませんが、一般的なことで1台幾らぐらいするものか。

4つ目ですが、施設に整備したAEDを実際に使用したことが今までにありますか。

5つ目ですが、現在貸し出しできるAED、この施設に整備してあるもののほかという意味ですのでお願いします。

6つ目ですが、村としてAED対応の基本的な考えはどうか。

以上6項目というんですかね、6つご答弁願います。

第1回目の質問を終わります。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、上條議員から出されております「A E D（自動体外式除細動器）について」のご質問にお答えしたいと思います。

最初のご質問であります「山形村ではどこの施設に配備していますか」についてお答えしたいと思います。

山形村では現在9カ所の公共施設にA E Dを配置しております、配備しております。その施設は小学校、それから農業者トレーニングセンター、保健福祉センターいちいの里、それからミラ・フード館、ふれあいドーム、山形保育園、ふれあいの館、役場、スカイランドきよみずでございます。

小学校、トレセン、それからいちいの里、ミラ・フード館、ふれあいドーム、保育園とふれあいの館、役場とそれからスカイランドきよみずでございます。の9カ所でございます。

次に、2番目のご質問でございます「機器はどのように整備しましたか」についてであります。村の購入によるものは4台でございます。それから、ご寄附によるものは5台でございます。村の購入によるのが4台で、ご寄附によるものが5台ございまして、このご寄附の中では日赤諏訪病院で中大池の上條医師からご寄附をいただいたものだというように記憶しております。

次に、3番目のご質問でございますが、「1台の価格について」でございますが、A E Dの本体のほかパッド、バッテリー、収納ケースなど含まれた1セットが45万4,965円ございました。大分この価格についてはいろいろあるそうでございますけれども、村で購入したのは45万4,965円ということでございます。

次に、4番目のご質問「配備したA E Dを使用したことがあるか」ということについてでございますが、これにつきましては現在のところ幸いと言っていいのか、幸いにも使用の例はございません。

次に、5番目のご質問「現在貸し出しできるA E Dはありますか」でございますが、貸し出しのためのA E Dの用意はしてございません。

次に、6番目のご質問「A E D対応の基本的な考え」でございますが、A E Dは突然の心室細動による心停止の際に電気ショックを与えまして心臓を正常に動かすために非常に有効な機器だと認識しております。この機器は電源を入れれば音声メッセー

ジが使い方を指示してくれるために、だれでもがこの機器、除細動器を使って救命を行うことができますし、心室細動による心停止でない場合には作動しないために機器の判断にゆだねることができるわけでございます。

突然心停止された方がいた場合、その方を救うにはまず周りにいる人の手助けが必要となってくるわけでございます。AEDの使用によって必ず命が助かるというわけではないようにございますが、救命の可能性が少しでもあるならば、AEDを公共施設に配備し、施設の利用者の皆さんが心停止の状態となったときに、救急車が来るまでの応急処置に有効な機器だと考えております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 上條光明議員、再質問があれば質問してください。

上條光明議員。

○5番（上條光明君） 2回目の質問に入る前に、今、ご答弁で今まで山形村では幸いにしてゼロだということで、本当にそういう意味ではよかったということで、これからはならないほうがいいわけなんですけど、ことわざでもありますが、備えあれば憂いなしというようなそんなことわざもあります。用意しておいて何かのときには役立つのではないかなということで、緊急時の対応ということで、多分これは私が言うまでもないですが、もちろんAEDの機器そのものも用意することは非常に大事かと思いますが、それを使うそういうなれというんですかね、そういうようなことも必要じゃないかなというように、新聞報道によると塩尻市でAEDを活用して蘇生した例もあったようですので、そんなことを思いながらちょっと第2の質問に入りたいと思います。

先ほど山形村の施設に配備しているのが9カ所というように、私も若干見て回って、ほとんど不特定多数の人が入る施設には今のところ整備しているかなというようにことです。

それで、1つこの関係でちょっと質問したいんですが、その辺の管理ですね。先ほども申し上げましたとおりAEDの機器を整備しとけばもう5年でも10年でもいいということではどうもないようにして、電池だとかそういうものの取り替え、もう要するに緊急時のときに使おうと思ったら電池切れだとかそういうことが、バッテリーですかね、同じだと思いますが、そういうようなことも必要だというような新聞にも、いろいろなそういう雑誌にも書いてありましたんですが、この辺のことはどんなようにやっているか、例えば1週間に一遍ぐらいチェックしているとか、毎日ちょっと

えらいと思うんですが、そんなように定期的にチェックしているかどうかということです。

それで、2番目の機器の導入ということで、先ほど村で購入したのが4台、医師による寄附が5台ということでしたが、この一番先最初に整備したのがもしおわかりでしたら、平成何年くらいからこういうことを始めたかということで、どんな経過で、最初整備したのがいつころで、9台になったのが、おおよそでいいですがどんなような、例えば3年に一遍とか、5年に一遍とか、毎年とか、そんなようなことで整備してきたかどうかというようなことです。

1台幾らかというので、村で買ったのは45万円ということで、いろいろ値段のあれはあるようですが、結構高価な物だというように私自身は個人的には思うんですが、今9カ所に整備してあるということで、ほぼ今のところはそのぐらいの整備でいいのかなというような感じです。これは答弁要りません。

それと、先ほど使ったことがなかったということで本当によかったと思いますが、5番目のところで、現在貸し出しできるAEDはない、今のところないということで、先ほどの答弁でも45万円くらいするということですので何台も、5台も10台もというわけにはいろいろ財政事情とか、いろいろ費用対効果とかいろいろ考えればできないかもしれませんが、どうでしょうか、1台とか2台とかの数量はこれからいろんな区や何かで行事があるときに各区の公民館へ用意する、置いとくというわけにもいかないと思うんで、かぎかけておけば使えないし、外に置いとけば盗まれちゃうというようなことで、村で1台か2台用意しといて、だから区の行事か何かあるときに、もし希望があれば貸し出しできるような対応が必要じゃないかなと思いますが、その辺のところをどう考えるか。

最終的に今、6番のところでは必要性はあるというような答弁だったと思いますが、先ほど冒頭に申し上げましたとおりハード面も大事なんですけど、一番はソフト面じゃないかなという思いです。1つだけちょっと確認したいんですが、各例えば消防だとか、そういうようなところで多分こういう訓練をされているんじゃないかと思いますが、具体的に役場の職員がこのAEDの講習会をやったことが過去あるのか。もしやっとならばどの職員というか、担当だとか、全員、80数人やっているかどうか、その辺のところを答えていただければと。

以上です。

○議長（神通川清一君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） ちょっと幾つもありましたので、落ちていたらまたします。

まず初めの維持管理の関係なんですけれども、総務課の方で一括管理をしております、消耗品等の交換リストを作成しております、台帳になっております、パッド等については製造後2年、それからバッテリーにつきましてはおおむね4年ということで、交換時にはこういう中側もついておりますので、それによって点検をしたり部品の交換はしております。

それから、整備の関係なんですけれども、先ほど村長が申しましたとおりが寄附をいただいたのが平成18年ごろだったかと、多分2年がかりかと思いましたがけれども、そのころご寄附をいただきまして、村ではその後、20年ごろ整備をしたという記憶がございます。ちょっと年数的にはちょっと確定ではありませんけれども、その年度ではないかと見ております。

それから、貸し出しにつきましては、今後検討していきたいと思っております。先ほど申しました塩尻市では3台ほど用意して貸し出しをしているようでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、消防の方でもAEDの使用の訓練等をやっておりますし、先ほども中大池の方の防災会でもやりましたので、やっておられますけれども、役場の職員につきましては平成18年にご寄附をいただいたときに全員を対象にして講習会をしておりますし、救命救急の講習を受けた職員もおりますので、その点についてもAEDの操作方法は熟知していると思います。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 上條光明議員、よろしいですか。

上條光明議員。

○5番（上條光明君） いろんなメンテもやっているようですし、いろんな講習も前向きにやっているというような答弁だったと思いますので、ぜひこれからもある程度、どう言えばいいんですかね、いろんなそういう職場というんですかね、場面、場面でそんなような講習会をやって、いざというときにそのAEDが使える人が10人とか20人いたら、少なくとも五、六人は知っているというようなことが必要じゃないかなと、そういう私自身もまだよくわかりませんので大変いけないことなんですけど、また議員等も研修を受けてやればどうかと、こんなように思います。これはこれでよろしいです。お願いします。

○議長（神通川清一君） 次に、上條光明議員、質問事項2「山形村功労者等表彰につ

いて」質問してください。

上條光明議員。

(5番 上條光明君 登壇)

○5番(上條光明君) それでは、第2の質問事項に入ります。「山形村功労者等表彰について」お伺いいたします。

毎年1月初旬に山形村表彰規則と地域づくり表彰規定に基づき、山形村功労者等表彰式が行われています。長い年月、村及び地域のために功績のあった個人または団体に対し敬意を表することは、今までの労に報いるばかりでなく、今後の活動にも張り合いがあり、よい制度だと思います。

そこでご質問いたします。

山形村表彰規則の第2条表彰の種類及び基準に、「次の各号のいずれかに該当するものを、表彰するものとする」とありますが、具体的な基準はありますか。ほかに何かそういう点数制だとかそういうようなものがあるのかと、そういう意味です。

2番目として、山形村表彰規則の第2条の(6)のところに「学術、芸術、体育、その他文化の向上に功績のあったもの」というのがあります。幾つも人を助けたのかとか、自治功労だとか幾つも項目が11くらいあると思います。そのうちの(6)のところにこういう項目があります。この号に該当し、表彰したケースがありましたか、過去ですね。もしあれば、お名前まではあれですけども、こういうときにこういう表彰をしたということをお答えしていただきたいと、こういうことです。

3番目ですが、同じ規則の第5条ですが、表彰期日に「善行者の表彰は必要に応じて適宜これを定める」とあります。ですから、この項目で行けば今多分毎年1月の初旬にやっているとは別に適宜やってもいいと書いてありますが、そういうことが今までありましたかということで、以上6つご答弁願います。

第1回目の質問を終わります。

○議長(神通川清一君) ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) それでは、上條議員の2つ目のご質問「山形村功労者等表彰について」のご質問にお答えしたいと思います。

最初の質問でございます「具体的な基準はありますか」についてお答えしたいと思います。

規則第6条ですね。表彰の選考という中で、山形村表彰審査委員会の意見の聴取があります。この委員会の内規の中で、役職員等の経験年数を基準にしながら、原則65歳以上の方で、功績書・身分調書を作成し、審査を行い選考しております。

次に、2番目のご質問でございます「学術、芸術、体育、その他文化の向上に功績のあったもの」とありますが、今までこの号に該当し、表彰したケースはありますかでございますにお答えしたいと思います。

山形村表彰規定につきましては、平成8年に制定されておりますが、平成6年の山形村開村120周年記念特別表彰の受賞者につきましても、既に受賞したものと見なしております。この山形村開村120周年の表彰も含まれますと、下大池の、もうお亡くなりになりましたが故太田義一さんが文化財保護、村史研究で文化功勞の表彰を受けておられます。

次に、3番目のご質問でございます「善行者の表彰は必要に応じて適宜これを定める」とありますが、事例はどうかということについてお答えしたいと思います。

この方もお亡くなりになっておりますが、個人表彰で、平成21年度に人命救助に多大な貢献をされました下竹田区の仙名清次郎さんに表彰をいたしておるところでございます。

以上、1回目の答弁といたします。

○議長（神通川清一君） 上條光明議員、再質問があれば質問してください。

上條光明議員。

○5番（上條光明君） ちょっと私がいろいろな書類を見た中で勉強不足だったところがあるのであれですが、先ほどの山形村の表彰規則と私は委員会の規定というのだけ見たんで、もう1回何ていうところにその65歳以上というようなのが書いてあるのか、もう1回ちょっと聞き取れなかったので教えていただければ、ちょっとそれをまたよく読まなきゃいけないなという反省をしていますが、あれですかね、私が今回この表彰規定のことをちょっと質問に取り上げた一番の思いというのは、大きく分けると山形村の場合表彰基準と、先ほど冒頭に申し上げましたとおり地域づくりと2つの柱があると思うんですが、地域づくりの方はもっと事細やかに、一過性のものじゃないといけないとか、地区で推薦するとか、区長さんの推薦でやるとかそういうふうにとわかりやすく書いてありますよね。

それで、私ちょっとこの表彰規定の方のところを読んだ限り、委員会の規定を読んだ限りでは、その年の関係というのがちょっとわからなかったものでちょっといけ

なかったんですが、私、どうしてこういう思ったかという、11項目あるんですが、私の調べた限りでは先ほど太田さんのお名前だとかありましたんですが、どちらかというスポーツですね。

うんと具体的に言うところ、この項目の6項目の体育と書いてあるんですが、今流で言えばスポーツということだと思んですが、こういう方の特筆というんですか、何かあったときの表彰なりそういうことが少ないんじゃないかなという思いがありまして、今回ちょっと取り上げたということです。

具体的に言えば、年のこと言うところちょっと該当はしなかったと思うんですが、そうですね、五、六年前に長野県の都道府県別駅伝で、たしか当時中学生だったと思いましたが、ある少年が長野県の駅伝で練習したときがありましたよね。そういうようなときに、ずっとその中学のお子さんだったと思います走っていたというようなとき、ああいうとき、見たときに、ああ、こういう青年を何らかで表彰して、これから山形村もスポーツのこういう選手を育てていけばいいなというように当時たしか私、議員になる前だと思いがすが思った記憶があります。

それと、これはまさに最近のことですが、パラリンピックの大会へ日本の代表で、ここでお名前は言いませんが、皆さんご承知だと思いますが出場した方がいましたよね。たしかスポ団だと思んですが、そういう団体で壮行会を開いたような記憶がありますが、できれば村として、確かに垂れ幕は庁内の前にあったような気がします。それなりのことは村でもやったような気がします、そんなようなことを私が見たときに、こういう人たちを村として壮行会をやったり、もしそのときに表彰をすることができなくても、次の年の1月のその初旬の毎年やっているときに、こういう方を何かこう表彰して、これからも頑張ってまたやってほしいと、そういうことも含めてどうかなという思いがありまして今回取り上げたという背景です。

そういうことで、65歳以上というような枠がどうもあるようですので、その辺をあれですね、確かに日本の今いろいろな功労者、表彰もやっていますが、大体70とか、自衛隊の方なんかは60くらいで表彰していると思うんですが、その辺のところはあれなんですかね、その65歳以上というのがよくありますよね。ただし村長が云々というようなことでその限りでないというような、そういう項目があるかどうか、ちょっと私、そここのところ、済みません、読んでいないもんですからいけないんですが、もしそういうようなところ、そういうただし、大体ありますよね、その他とかそういうところに。もしそういうところでこういうような方を表彰することができない

かなということ、できればこれは村長にお答えいただければと思います。

あと、善行者の表彰はということで下竹田の方のお名前、私も本当に新聞や何かでも報道されたし、もうすごい人だなという、たしか木曾の川だったと思いますけれども、山形にもそういう方がいたなということで、本当に山形の村民の誇りだというような、当時新聞で読んだ記憶もあります。

この点、さっきの1点だけ、このスポーツ選手にももちろんこだわっているわけではありませんが、こんなような方を何らかで表彰するようなことはどうでしょうかね。

以上、それだけ答えていただければ。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） 私でよろしいです？表彰をどなたをさせていただく、大変私どもいわば悩みながら、またやっているところでございまして、上條議員おっしゃるとおりそういう声も村内多く聞かれておるところでございます。

やはりもう村民の皆さんが本当にだれでもがこう認めていただくような、こんなすばらしい活動をしている方々も大変多くいる今の山形村でございます。そういう中で何とかやっぱり村として、あるいは村民としてそういう認めていただくような、あるいはそういう表彰でさせていただくような、そんな機会がないかという声も私どもの方で聞かせていただくことは事実でございます。

正直言って今までの規定の中で悩みながらやってきたところでございますが、ぜひそんなことも含めてちょっと今後の検討課題とぜひさせていただきたいと思っております。

そのことによってやはり村民側の皆さんが明るく、さらに生きがいを持ってやっていただくという体制づくりができるとすれば、それにこしたことはありませんし、そのための表彰だとも考えておりますので、ぜひそんな形で検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 私の方から答えた方がいいと思いますので。

選考の表彰の選考に当たりましては、大変今言いましたように苦慮するわけでありまして。それなりに、だから途中で何回もこういろいろ検討してきたこと、私も事実携わってきたこともあり、今、委員長は副村長がやっておりますけれども、特に女性の

方がなかなかその点数に達しないということで、何とかこの女性の大変功績あった皆さん方に表彰してもらうための方法はないかというようなことも議論したことがございます。

ただ、この規定は規定でずっとやってきたものを、これを門戸を広げるということになると、ちょっとまた問題がということでもいつもそこでぶつかるわけでありまして。

それで、先ほど来申し上げましたように、お話ございましたように、中学生から高校生もですかね、国体まで出場できる選手の皆さん方には、村からそれぞれ激励金等をして、その後の報告を受けたりしております。

ただ、大学生以上に関しましては、今言われたように恐らく永田君のことだというように思っておりますが、有名な箱根駅伝も何人も山形村の出身の方、高橋さんだとか永田さんだとかと出ておられる。それから、実績を残している方でもあります。

よそなんかも調べてみましたら、村民運動会みたいなときに、みんなの大勢いるところで披露して、そこで表彰状を渡したり、その成績の結果等をやっておるところが結構あるもんですから、いろいろとこれからほかの市村等も見ながら、どういう形でやった方がいいものなのか検討していきたいという。

議員さんからちょうど、私ども悩んでいることをご指摘ありましたもんですから、この際、そのご意見等をお聞きした中で、できるだけ早い段階にそういう方法について再検討してまいりたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（神通川清一君） 上條光明議員、よろしいですか。

○5番（上條光明君） ええ、いいです。

○議長（神通川清一君） それでは次に、上條光明議員、質問事項3「村長の行政姿勢について」質問してください。

上條光明議員。

（5番 上條光明君 登壇）

○5番（上條光明君） それでは、第3の質問に入ります。「村長の行政姿勢について」お伺いいたします。

清沢村政は2期目の後半に入っております。その間、これは私が感じているだけではないと思いますが、活気ある村として発展をしております。世界情勢が混迷している中、先ほど同僚議員も言っていました。いろいろ世の中が流動化している中、日本の将来もなかなか不透明な時代に入っております。そうは言っても世界の景気が悪い、日本の景気が悪いと人のせいに、人のせいというか、そういうことを理由に言ってい

でもこの山形村を自治体は村民のために停滞は許されず、絶えず理事者の方は先を見据え運営していかなければならないなという、本当に大変だなと思います。

そこで、ご質問いたします。

村長就任以来、行政の理事者として大切にしていることは何ですかということで、ちょっとこれは漠然としていてわかりにくかったと思いますが、答弁を聞いてまたもし私の思い、聞いていることとちょっともし勘違いされていたら再質問のときに言いますので一応そういうことです。

それと、思いと達成度のギャップ、村長がこう思っていることがなかなかそのとおりにできていればもうギャップはないということだと思いますが、その辺のことです。あまりたくさん述べていただいてもあれですので、できれば簡潔にお願いしたいということですが。

それと、2つ目ですが、今、冒頭にも申し上げましたとおりのいろんな情勢がこう刻々と変化している中ですが、今後村発展を継続する上で基本的な行政姿勢に変化はありませんかということで、以上2つご答弁願います。

第1回目の質問を終わります。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、上條議員からの3番目のご質問でございます。簡潔にということでございますので、簡潔に2つに絞りました。

1つは私の思いは公約を守ること、これが1つであります。2つ目は、村民に対して公正公平なクリーン行政を推進するという2つが私の、幾つもありますけれども、いつも思っていることでございます。

私が先ほど議員からもうおっしゃられたわけですが、平成21年の3月に再び村政のかじ取り役を担わせていただくことになってから早くも2年9カ月が過ぎ去りました。この間、懸案事項の解決に取り組むとともに、心の通う活力ある村づくりを目指し、未来を見据えた地域づくりを進めてまいりました。

そして、重点施策といたしましては、1つとして子育てと教育環境の充実、2つ目としては自然環境保全と安全安心の村づくり、3つ目といたしましては福祉と健康の充実、それから4つ目といたしましては産業の活性化、5つ目といたしまして男女共同参画の推進であります。

以上が重点施策の5本柱として推進しているところでございます。この公約をまず先ほど申しあげましたとおり守るということでございます。

村民の皆様方より日ごろいただいておりますご助言を初めできるだけ多くの生の声を真摯に耳を傾けながら、山積した諸課題解決に全身全霊を傾注して職務遂行に当たっておるところでございます。

私は今、着実に進められております地方分権改革の中で将来を見据え、さらに地域が発展するために判断力、そして決断力、それからスピード感を持って積極的に施策を展開していくことが大切であろうかと考えております。

私がかじ取り役を担ってきた中で、先ほども申しあげましたように2つ目の大切にしていることは、積極的に情報公開をしまいったところでありまして、公正公平なガラス張りのクリーン行政を行うことでもあります。このことは多くの村民の皆様方から認められていると確信しております。今後ともこの姿勢は守り通すつもりでございます。

山形村自立の道を歩み出してからもうすぐ10年目に入ろうとしております。道のりは険しくても暮らしの中で安全安心、そして夢と希望の持てる地域づくり、村づくりを目指してまいりたいと思います。

そんなことでございますが、お答えになっていたか、またご質問の中でお答えしたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 上條光明議員、再質問があれば質問してください。

上條光明議員。

○5番（上條光明君） ちょっと1つ目と2つ目が大体同じようなことだったもんですから、今の回答でちょっと私も一緒でもよかったかなと思いますが、今の答弁の中でまさにそういう姿勢をこの約6年9カ月くらいされてきたかなというように感じていますが、1つ厳しいこの自治運営の中で、村のリーダーに求められるものは何だというように、先ほど公約を守るとか、公正公平なクリーンな政治をやってきたと、これは村長の政治姿勢だというように思っていますし、それをされてきたというように私自身も村民の人たちもそんなように思っているかなというようには思っているんですが、今までも含めて、これからも含めてですが、いろいろ村のリーダー、これは市とか町とも同じだと思いますが、リーダーに求められるものは、もし先ほど言ったことのこれだというようなのがあれば、一言、二言でお願いしたいということ。

それと、ちょっとこれは非常に言いにくいと思われるんですが、先ほど村民の声を

反映をして村政をやってきたということで、まさにそういう村民の声は多いことは私も承知はしております。

ただ、その反面、村民の声をよく聞き、清沢村政、みんなの、私たちの話を聞いて非常にいい村長さんだという声は正直言って私の耳にも入ってきてはおります。それで、それはやっぱり混乱期を除けばこういうある程度落ち着いた時代にはそういう村長さんというんですかね、リーダーがいいのかなという思いもないわけではありませんが、ただその反面、何かということはここでは具体的なことは申し上げませんが、ややその大勢の意見を聞く余りいろいろやるのが、いろいろと言うとちょっと語弊がありますが、若干その決断が遅く、ちょっとこう若干遅れるようなことですね。すべてのことということじゃありませんが、というようなことがあるというような声も私の耳に入ってきています。

この辺、もしかして先ほど同僚議員の質問のときにも若干触れていましたので、ああ、そういうことかなというようなことで私は聞いていたんですが、ちょっと簡潔でもいいですが、そういう声に対してはどういうように思っているか。

それと、3つ目ですが、3つ目というか、先ほど来よく出てきているんですが、時代のニーズの変化、少しずつ変化はしていると思うんですが、この私、この基本的な政治姿勢に変化はというところで、基本的な村長の姿勢というのは多分変わらなくていい。変わらなくていいというか、変わらないと思うんですが、そうはいっても当初就任したころともう7年くらいになるわけですし、今までいろいろ答弁の中で今回の大課制の見直しだとかいうところの答弁を聞いていると、村民のニーズ、それと時代の変化というんですかね、ニーズですか、それに対応するというような答弁をよくされているもんですから、この辺のところの言葉を少し期待していたんですが、そういう言葉はちょっとなかったかなと。

1番と同じような行政理事者として大切にしているということはよくわかりましたが、こういういろいろな変化があるときに、やっぱりどのような対応がいいのかなということは若干必要じゃないかなというように私は思って質問したつもりなんですけど、その辺についてはちょっと答弁がなかったような気がしますんで、そこだけちょっと答弁いただけたらと思いますけど、よろしくお願いします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

○村長（清沢實視君） 私は先ほどの竹野議員のときにも簡潔ということでございまして、私のしっかり意思が通じなかったかもしれないですが、常々私どもも思っているこ

とは、財政基盤の確立であります、充実であります。これはやっぱり一番村の財政基盤が揺らぐようなことになればそれこそおかしくなる。おかげさまで人口もまあまあ増加しておりますし、また農業の方も特段これだけだめだということじゃなくて、まあまあ、おかげさまでやっておりますし、Uターンの若い人たちも入ってきている。

それから、この基幹産業である農業であります、農業センサスによりますと、平成17年には43ヘクタールあった遊休荒廃農地も、いろいろの皆さん方のおかげによりまして今34ヘクタールになっているという、ほとんどのところが遊休荒廃農地が増えているのにもかかわらず山形の場合は減っているという、いい現象が出ておるところを見ましても、考えようによってはT P Pの問題もありますけれども、大丈夫だというように、村の財政についてはいいというように思っております。

それと、やはりもう議員の皆さんはもちろんであります、村の職員がやる気を起こしてもらわなきゃいけないと思いますし、現在やる気を起こしておると思いますし、モチベーションについて先ほどお話がありましたが、私といたしましては、私の見る限りでは課長たちを中心にすばらしいそれぞれの業績を上げていますし、熱心に仕事もしております。

皆さんご存じだと思いますが、8時過ぎになるとほとんどの課長たちはもうスタンバイに入っております。一般の職員の人たちの方が遅く出勤するというような状況の中で、課長を中心にそれぞれ頑張っております、その職員の力によるものも村を引っ張っていくには大きな牽引力となるという、私はそう思っておりますし、議会の皆さん方も熱心に私どもに助言、叱咤激励していただいております、いろいろと感謝しておるところでございます。

私は先ほどチラッと申し上げましたけれども、トップダウンの方式をやるリーダーもでございます。これは周りから見ると非常に頼もしいと思ったり、ああ、よくやるぞというように見られがちであります。

しかし、トップダウンというのはどこかにすき間ができるものでありまして、ボトムアップと言いましたが、大勢の、時間はかかっても大勢の意見を聞いて、その住民の合意に基づいてできるだけ多くの人たちの意見が集約できて、それを吸収して村の行政を進めていくというのが、私としてはいいと思います。

それはあるときによっては、その手法が非常にスローに見えるかもしれないですけども、最終的にはそうでありまして、過去のことを言っては大変申しわけないですけども、建物を補助金があるから、有利な起債があるからということで慌てて建て

たのが、三、四年のうちにまたその用途が違う方に変わったり、またいろいろな方向に行ったりとするようなケースがございます。これは時代、時代によってこれは仕方のないことだと思いますけれども、そういうようなことのないように、時代を先読みをしまして堅実にやっていくのが正しい行政のあり方であろうかというように私は思っておりますので、お答えになったかわかりませんが、そんなところでよろしく願いしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 上條光明議員、よろしいですか。

○5番（上條光明君） 結構です、よくわかりましたので。

○議長（神通川清一君） 以上で、上條光明議員の質問は終了しました。

ここで11時15分まで休憩します。

（午前11時05分）

---

○議長（神通川清一君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前11時15分）

---

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（神通川清一君） 次に、質問順位4番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項1「地域担当職員への期待」について質問してください。

大月民夫議員。

（12番 大月民夫君 登壇）

○12番（大月民夫君） 議席ナンバー12番、大月民夫です。

「地域担当職員への期待」と題しまして、日ごろより職員は組織の力を最大限に発揮する仕組みづくりに英知を絞られておられる村長を初めとする行政執行部に質問をさせていただきます。

村長の行政指針として行政運営のスリム化を断行し、行政コストを抑え、さらに行政サービスを落とさないよう住民との協働による地域づくりに邁進すると表明されておられます。運営指針に賛同する見地から、スリム化とサービス維持のはざまの中での運営の中身について検証しながら質問をさせていただきます。

地域主権という流れの中で、職員一人ひとりが背負う責務はますます重量感を増す

ことと思われま。重みに耐え切れない状況を生み出すことのないよう職員の頑張りを期待するとともに、重点的に職員が取り組む業務の明確化、地域住民に背負っていただく分野の周知がポイントになるろうかと思ひます。すべてが行政頼みという旧態然の感覚では十分な住民サービスは受けられないという意識は芽生えてきておられると思ひます。

年1回の行政懇談会も大きな意義があることは否定しませんが、絶えず地域ニーズの把握や抱えている多方面の課題の把握に気配りするアンテナを立てておくことは、私ども議員は当然のことながら、行政執行の職員も地域に入り込んで重点的に取り組む業務として明確に位置づける必要があろうかと思ひます。

山形村6区それぞれの個性を發揮した自治は尊重する中で、各区に配属された担当職員は協働機運のサポートや地域で抱える課題の聞き取りと理事者への報告に努め、住民の意向や課題がスピーディーに行政運営に反映させることが協働の村づくりの大きなエネルギーになるものと思ひます。

地域担当職員は総務課主体の発想から、職員全体の取り組みに切り替えていただきたいことを申し上げ、地域担当職員の現状と今後の方向性につきまして次の質問をさせていただきます。

1つとして、現状の地域担当職員の人員配置はどのようにとられておられますか。

2つ目、職務内容の位置づけを具体的にお聞かせください。

3つ目として、地域ニーズの把握は十分果たせているかの評価をお聞かせください。

最後の4つ目として、新年度に向けた組織見直しに当たり、多方面の組織から抽出願ひ、地域に飛び出す層の厚い地域担当職員体制を期待しますが、ご所見を伺いたおと思ひます。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願ひます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、大月議員より出されておられますご質問に対してお答えしたいと思ひます。

「地域担当職員への期待」ということで、最初のご質問でございます「現状の地域担当職員の人員配置」についてお答えしたいと思ひます。

現在、地区担当の職員はそれぞれの区に課長、考査役で2名と職員が1名で3名ず

つという配置になっております。

次に、2番目のご質問でございます「職務内容の位置づけ」についてでございますが、職員を各地区に配置した目的は、各区の住民の皆さんが自主的に区を運営していくに当たってご相談に乗ったり、資料の印刷など事務的なお手伝いをするため、経験豊富な課長クラスの職員と、事務方としての一般職員を割り当てているところでございます。

次に、3番目のご質問でございます「地域ニーズの把握は十分に果たしているかの評価」についてでございますがお答えしたいと思います。

近年の住民の皆様方の行政に対する要望は非常に多岐にわたっておりまして、道路、ごみ、防災、防犯、消費生活など枚挙にいとまがありません。この要望を少しでも多くお聞きするため、さまざまな手段で窓口を広げておるところでございます。

1つには、大月議員が申された行政懇談会は、これは毎年1回各区で開催しております。この中でいただいたご意見やご要望は記録といたしまして残しまして、全職員がパソコン内の共有ファイルから閲覧できるようになっております。この内容について各職員はすぐできること、それから予算に反映し翌年度以降に実施できることなど判断材料としております。

また、村では地域づくりを推進していただくため、毎年各地区からのハード面、そしてソフト面ともに地区の要望をまとめていただいております。これは地区の優先順位もそれぞれつけられているわけでございますが、その要望に基づきまして、私を含め各課の課長が区長さん方よりヒアリングを行って、今後どのような対応をしていくのがよいのかという検討をしております。これには予算配分が必要な案件もございますし、また地区それぞれで知恵を出し合っただきながら解決していただくべきものもございます。

そのほか、役場、トレセン、いちいの里、ミラ・フード館などに住民の皆様方のご意見、ご要望を伺うようご意見箱も設置してございます。

地域ニーズの把握は十分果たしているかとのことでございますが、これまで申し上げたような形でご意見を、またご要望について伺う機会がございまして、大卒のところは把握できているのではないかとこのように思っております。

また、各区においてのニーズの事例は多種にわたり、区長さんが抱えておられます問題はさまざまでございます。事例によって区長さんが役場にお越しになって所管の課長に相談されている姿もお見受けするところでございますし、地区の担当課長には

総務課にとどまらず地元の職員を配置しておりますので、ご相談いただければ対応できるようになっております。

大月議員の申されているとおり山形村の6つの区は同じ村内にありながら、先人たちから受け継いだ伝統や地区の持つそれぞれのカラーなどがありまして、地域に住んでおられる皆さんが作り上げてきた自治の社会ができ上がっていると思います。

近年の核家族化、少子高齢化などコミュニティーが希薄化されておりまして、取り巻く環境は大きく変わっておるところでございます。

また、それに伴いまして子育てや福祉、それから防災など地域社会が抱える課題も多岐にわたり、区の皆様もご苦勞されておられることと思います。

山形村に住んでよかったと思っただけのような村づくりを目指しているわけですが、そのためには住民の皆様のご協力が必要となってまいります。各地域の活動などにも積極的にご参加いただき、住んでいる住民を、地域を皆様ご自身で住みよくするという意識を持っていただければありがたいなというように思うわけでございます。そのためには行政といたしましても多いに相談に乗り、またご協力を惜しまない所存でございます。

次に、4番目のご質問でございます「新年度に向けた組織見直しに当たり多方面の組織から抽出願ひ、地域に飛び出す層の厚い地域担当職員体制を期待いたします」についてでございますが、先ほどお答えしましたように、各地域には総務課という枠ではなくベテランの課長をそれぞれ配置しておりますし、ご意見を伺う機会は満足とはいかないまでも把握のできる状態となっております。また、各連絡班には職員を1人ずつ配置いたしまして、月2回のペースですね、全戸配布などの文書をお届けする仕組みとなっております。

新組織体制になりまして、この組織を変えることなく維持し、アンテナを高くして地域の皆様のニーズにおこたえできるよう、また地域の行事にも積極的に参加し、ご意見を把握できるよう今後ともさらに職員の啓発、指導をしてみたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（神通川清一君） 大月民夫議員、再質問があれば質問してください。

大月民夫議員。

○12番（大月民夫君） ただいまの答弁で、おおむね現体制で今の業務は全うできているという、そんなふうにとめたいんですけども、ここでちょっと2回目の具体

的な質問をさせていただく前に、ちょっと一言お話をさせていただきたいと思います。

長野県政が来年4月、新年度よりスタートさせる行財政改革プランの中間報告でございますが、骨子案が先月末の新聞紙上に掲載されておりました。今回の組織の統合や職員の削減といった俗に言うありきたりの改革の色合いは全くなくて、県民サービスの充実と職員や組織の力を最大限に発揮する質の向上を目指すことに力点を置く、極めて特徴的な方向性でありました。今後の最終報告も含め注視してまいりたいと思っております。

報告の中では5つの重要取り組み項目を挙げておりますが、特に重要、最重要とすべき2本の柱につきまして、山形村行政運営にリンクさせながら提言も含め紹介をさせていただきたいと思います。

一部質問通告には含まれていない部分もございますが、後ほどご所見だけでもお聞かせいただければと思いますので、お聞き取り願いたいと思います。

まず1つ目の柱でございますけれども、人材マネジメント改革と称されておりますが、職員のモチベーションを高める環境づくりのてこ入れを掲げております。職員の意欲を後押しする意味でも人事評価制度の運用見直しも視野に入れているようです。いかに職員が住民の思いや社会の要請の受け皿になり得るのか、質の向上を即す方針のようであります。

山形村におきましても、地域担当職員は地域に入り込んで生の声を聞く機会を増やしていただきたいという思いから、次の点につきましてご所見を伺います。

各区の事業計画や予算説明が行われる年度当初の評議委員会、また年度末に行われる区の総会、あえてつけ加えれば村と区が合同で推進する総合防災訓練の企画検討会議、以上の機会にはオブザーバーで構いませんからぜひ出席をいただき、実情把握に努めていただくシステムの構築を願いたいと思います。私の認識違いでありましたらおわびしますが、過去にはあったシステムではないかと私は思っております。

もう1点は、これは地域担当職員というんじゃなくて、全職員に期待したいことですが、職員自ら講師を務める出前講座の積極推進であります。自らの担当職域にこだわる必要はありません。各自得意な分野、興味のある分野で構いません。このことはあの職員に聞けば何でもわかるというエキスパートの分野を持っていただくことは、必ずやモチベーションを高めることにつながると考えます。1人では不安という方は二、三人のグループでも構いません。目標を持っていただいて、バラエティーな出前講座開設を希望します。講座申し込みのバックアップは全力を尽くしたいと思います。

このことについてもご所見を伺いたいと思います。

続きまして、2本目の柱です。これは住民参加と協働の推進を掲げております。協働というと地域の防災システムや環境整備、子育て支援、各種ボランティアなどなど重量感のある活動が頭をよぎりますが、今回県の中間報告での指針はパブリックコメント、いわゆる意見公募の事前告知が推進項目のトップにうたわれております。

当村におきましては、行政運営の大きな流れは総合計画に基づく実施計画により進められているわけですが、今後住民サイドの意向を反映しながら進める事業計画の際には、諮問機関にゆだねる手法とあわせてパブリックコメントの告知を早目に行い、幅広い層の意欲的な村民からの提言をお聞きすることも協働の大きな原動力となり得ると考えます。

以上、多々申し上げましたが、職員のモチベーションを高める方策と協働推進に当たってのパブリックコメントの告知について、ご所見をお伺いいたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

○村長（清沢實視君） それでは、幾つもありますが、その職員のモチベーションを上げるためにということの中でもございますが、各区の総会等につきましては、総会とかいろいろの会議のときにその担当課長だとか考査役、それから職員等、お声がかかる場合とかからない場合があるものですから、そのときは必ず後、多くの場合、後、一杯やるというようなこともあるものですから、だからそこへ積極的にお声がかからないにもかかわらず出ていいものなのか、そういうようなところは区によってちょっと考え方がまちまちだということを前から聞いております。

こういうのがあるけれども、出た方がいいかねとか、そういうことは聞いておりますが、できるだけ出るようにということやっておりますけれども、その件につきまして、また私ども、また総務課を中心にいろいろ検討していきたいと思っております。

私どもはいつもできるだけ村のその区の、特にとりわけ区に関しましては、いろいろな行事にも参加するようというようにお願いしてございまして、現にそうでありまして、分館の会長をやった方もおられますし、また今、6区あるうちの2つの区は役場職員のOBで、2人ですが、2区ですが占めているとか、それだとか現在会計をやっているとかということで、役場の職員もそれぞれ地元の区に対しましては貢献しているというように私は理解しておるところでございます。

そんなことで今後ともさらにそういう参加、また積極的に携わるような、区の要す

るに行政に携わるように私どもとしても後押ししていきたいというように思っております。

それと、あと出前講座が出ました。これも以前は、一時はちょっと盛んといえますか、特に合併問題のときなんかもそうでしたが、職員が行ったりして村の財政状況とかそういうことにつきましては、現にその5人以上集まれば出前講座に行きますよということで行っていたんですが、今、逆にその役場の職員も絡みはあるんですが、公民館の方で幾つもの講座がありまして、そちらの方は盛んのようではありますが、一時こちらの村の行政側としての出前講座というのが一時よりは少し下火になっているのかなというように思っております。ちょうどご指摘ございましたので、この機会に前もって5人以上の集まっていたいただければ出かけていきまして、村のエキスパートといえますか、その専門的な知識のある職員が行きましてご説明、またご意見等もお聞きすることになっておりますので、ぜひ積極的にまたこの出前講座に関しましては活用していただきたいというように思っております。

それから、パブリックコメントであります。実際問題今これが一番先ほど私言いましたけれども、住民の声をいかに吸収するかということでございます。一時はやりましたサイレントマジョリティーという言葉がありました。声なき声ということで、住民の人たちが何を考えているのかわからないという形の中、こういうパブリックコメントというのが大事なことであろうかというように当然私ども思っておりますが、まだその手法につきましてはいろいろやり方があるわけではありますが、アンケート方式も1つの手法でありますけれども、1つの大きな事業をやるような場合、やはりこのパブリックコメントの住民の人たちの声を、先ほど言いました声なき声、サイレントマジョリティーというものを特に吸収するために努力していかなければならないというふうに私は思っております。

そんなことで、今後ともできるだけ住民の皆さん方の声をキャッチしながら行政の運営に役立たせていきたいというように思っております。

いいですか、ちょっともし落ちがあったらまた。

○議長（神通川清一君） 大月民夫議員、よろしいですか。

大月民夫議員。

○12番（大月民夫君） では、3回目の質問ということで、最初に後でちょっとお答えいただきたいことだけちょっと言っておきますけれども、今のパブリックコメントですけれども、まさに来年度、子育て支援センターの検討、本当の最終の検討に入る

わけです。もちろん諮問機関でも相当な論議はいただいて、それはかなり評価しなきゃいけないんですけども、やっぱりパブリックコメント、このことに関してどうぞ意見のある方という形の意見公募、これ、ぜひやっていただきたいという要望なんです。それに関してのコメントをいただきたいと思います。

それで、相対的に思うことですけども、たしか行政執行側、いろんな面でご多忙なことはわかりますけれども、やはりもうちょっと私、地域に踏み込んでいただきたい。それで、今回の地域担当職員、3人体制というお話、私ちょっとよく知らなくて、今日初めて知ったわけですけども、課長、考査役クラスはよろしいんですが、一般職員、もうちょっと私は層を厚くしていただいて、やっぱり区の総会あたりは行って、区がどういう現状、どんな問題を抱えているかというのを多くの職員が知る必要があろうかなと思います。その辺は区長会の意向もあろうかと思いますが、その辺とも一度論議していただく機会をぜひ持っていただきたい。その辺についてご答弁、後ほどいただきます。

私、3回目ということなものですから、ちょっと私、まとめた発言だけこの場でさせていただきます。本日の質問がほぼ一方的に行政執行機関サイドに要望、提言を申し上げてきましたが、役場の職員と住民が顔の見える関係であれば相談や要望がいつでも気軽にできるし、行政の困難も努力も住民に理解され、協働の推進力もパワーアップできるとの思いからでございます。

逆に顔の見える関係が遠のくと、俗にお任せ民主主義、請負民主主義というように言われておりますけれども、地方自治の活力は失うと言われております。幸いに困難は多々ございますが、自立の道を歩む山形村は顔の見えやすい環境は整っていると云えます。職員の皆さんのなお一層の奮起を期待したいと思います。地域に入り込んで住民ニーズの把握を行うことは職員の皆さんにしつこくお願いしてまいりましたが、私ども議員には職員以上に数多く奥深いところまで入り込む責任があるものと認識しております。目に見えないところで発信している救済の声を聞き漏らすことのないよう行政、議会ともども切磋琢磨していくことを改めて申し上げ3回目の質問を終了させていただきます。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

○村長（清沢實視君） パブリックコメントの件でございますが、特に支援センターについてはこれを実施したほうがよいというようなご意見でございます。

実は私ども総務課長とも話した中では、広報のところにそのご意見を書くような欄

を、はがきをつけましてその意見等を出してもらいたいと、そういう方法をとったらどうかというようなことも検討中であります。

それと、あと職員に対しましては特に行政懇談会、10月から11月にかけて行われました行政懇談会には職員全員に参加するように、どこの区でもいいから、できれば地元のところがいいと言うんですが、やはり村内だけの職員じゃありませんので、それぞれのところへ大方8割の職員、全員に声をかけたんですが、やっぱり都合等ありまして80%を超えたということで報告を受けておりますので、職員が参加してその行政懇談会に入っている様子、状況等聞いていただいております。

そんなことで職員といたしましても、できるだけ村民と当然密着したいろいろの意見等も把握する中で状況等早い段階に知らせる。例えばあそこのところへ行ったときに、あの道のところに大きな穴があいていたとか、また連絡長のところへ書類を配布するときに連絡長がいたらその声をかけて、何か問題がありますかぐらいは聞いてくるような方法をとってもらうように指示してございますので、その点につきましてはご理解いただきたいと思っておりますし、さらに推進してまいりたいというように思っております。

いいですかね。

○議長（神通川清一君） 大月民夫議員。

○12番（大月民夫君） はい。

○議長（神通川清一君） 以上で、大月民夫議員の質問は終了しました。

---

◇ 小 林 武 司 君

○議長（神通川清一君） それでは、次に、質問順位5番、小林武司議員の質問を行います。

小林武司議員、質問事項1「青年就農給付金、農地集積について」質問してください。

小林武司議員。

（3番 小林武司君 登壇）

○3番（小林武司君） 議席番号3番の小林武司です。

「青年就農給付金、農地集積について」の質問をさせていただきます。

8月に食と農林水産業の再生実現会議は、TPP問題とは無関係と断りまして、向

こう5年間で集中的に実施する7項目の中間提言を新聞報道などで示しました。

その項目の1つに新規就農を増やし、将来の日本の農業を支える人材確保と、基本的な考え方の中に平地で20から30町歩、中山間地は10から20町歩ということですが、土地利用型農業を目指すという項目があります。

新規就農では青年就農給付金の仕組みなどが盛り込まれてありまして、年間150万円を学校とか農業関係の研修の間の2年を含めまして最長7年間受給できるということなので、24年度予算の概算要求に9月末日でしたか、農の雇用の費用も含めまして158億円ほどが組み込まれたということでございます。

そこで、当村の農業も高齢化に伴って若い世代を渴望しているわけでございます。そんな中で該当者がどのぐらいかと、いれればひうまく使っていただきたいということで質問させていただきます。

1つ、現在及び一、二年の間に村内で青年就農給付金、その中に準備型とか経営開始型という形で分けてあるわけですが、対象となる人数はどのぐらいが予測できるかと、その時点ではないとわからないということもあるかと思っておりますけれども、把握が難しいかと思っておりますけれども、見通しがあればということで。

それから、2番目に農地集積規模拡大を、田んぼが主体でない山形の畑作主体の当村ではどういうふうに対応するか、とらえるかということで、一応村長さんに質問いたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、小林議員から出されておりますご質問「青年就農給付金、農地集積について」のご質問に対しましてお答えしたいと思います。

政府は今年10月25日に、我が国の食と農林業の再生のための基本方針・行動計画を決定、新規就農者を増やし、将来の日本の農業を支える人材を確保することや、土地利用型農業について、今後5年間を集中期間として、平地で20ヘクタールから30ヘクタール、中山間地域で10ヘクタールから20ヘクタール規模の経営体がおおむねを占める構造を目指す方針が示されました。この10から20ヘクタール、これは全体の8割ということですが、これを受けまして先ほど小林議員も申されたように、農林水産省はこの現実に向かっての平成24年度予算の概算要求を提出したところであります。

最初のご質問の「就農者給付金」についてお答え申し上げたいと思います。

国は持続可能な力強い農業を実現していくために、毎年2万人程度の青年新規就農者の定着が不可欠として青年就農者給付金制度を設けて、新規就農者を確保するための予算措置かと思えます。国の24年度予算成立につきましてはこれからでありますし、給付金交付にかかわる詳細もまだ来てはおらないようではありますが、今わかる情報の範囲で申し上げたいと思います。

給付金の中身ではありますが、就農準備給付金は2年間の範囲で給付、これは高校等を卒業した後、農業大学校や先進農家に入って農業研修を受ける期間に給付されるものだそうであります。

経営開始給付金は原則45歳未満の方で、独立または自営就農についた場合、最長で5年間給付が受けられるというものであります。いずれも年に150万円の給付があるそうであります。

さて、お尋ねの「給付金の対象となる人数が村内におきまして、ここ数年でどのくらいが予想されますか」というご質問でございますが、申し上げたいと思います。先ほど申し上げましたが、国からの正式な給付要件等がまだ示されてきておりませんので、確実なことは申す段階ではございませんが、独立しない単なる親元就農、山形村ではこのところ多いケースかというように思っております。これは給付対象外のようにございます。

給付の対象となり得るものとしたしましては、親が経営を廃止して引き継ぐような形での就農、あるいは親と異なる部門の経営を開始する場合や、経営を分離する形での就農につきましては給付対象になるのではないかとこのことのようにございます。

要件に合致した就農者がここ数年のうちに出てくるのかどうか、また既存の農業者以外から新規に就農に結びつくケースが出てくるのかどうかなど、今の時点では人数を予測するのは難しいところでございますが、国の正式な通知等を踏まえながら対応してまいりたいというように考えております。

それから、次に2番目のご質問でございますが、「農地集積規模拡大を当村ではどうとらえているか」についてでございますが、先ほど小林議員も申されておりましたが、政府は今回基本方針で示しました日本農業の構造改革制度は今回のTPP問題とは別のものであると言っておりますが、TPPによる市場開放を念頭に置いたものとは私思います。

特に輸入の自由化で一番影響を受けていることになる米や麦、そして大豆など土地

利用型農業のてこ入れ、基盤強化策として農地集積による規模拡大化方針が打ち出されたものと思われます。

このような中にありまして、当山形村の農業形態は水田作を主体とした農業法人もごございますが、大方の農家は野菜、果物、そして花き等園芸作物を生産しておりまして、経営体系、栽培作物と作型、経営面積等々土地利用型の農業地帯としては異なっておるわけでありまして。

現状の農家経営の状態を見ましても、耕作面積の多い農家でも1戸当たり3から4ヘクタールといった経営内容であります。山形村の農業はこれからも、これまで先人たちの皆さんが苦労や改良の上に重ねられてまいったものでございまして、今もその農業が継続的に展開されております。

山形村の農業も課題はございますが、今の農業形態や体系はここ5年で変わるというようなことは見ておりません。当村でも10町歩、20町歩といった大型規模経営の転換は考えられないところであります。

いずれにいたしましても農業対策につきましては、国の施策や支援には注視してまいりたいと思っておりますし、JA等とも連携をとりながら農業の担い手確保、育成、農地の有効利用等、この村の農業に即した農業振興策や農業支援を今後も推し進めてまいりたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（神通川清一君） 小林武司議員、再質問があれば質問してください。

小林武司議員。

○3番（小林武司君） やっぱり国からまだ詳細な骨子だけで、内容や規定など来ていないということですのでけれども、しっかりしたそういう内容が届いてから、また機会があれば申し上げたいと思います。

1年でも早い方がいいと思ったもんで、国会もまだ通っていないと思うんですけども、一応こういう早目の対応をしたわけですけれども、ぜひみんなに、農家とか新しく農業をやろうというような人に不安感とか展望がないようなことでは困るので、いつときも早くということで今日、今回の質問にしたわけですけれども、ぜひ長野中央会、JA等でも大型化が難しいとかいろいろ言っていますけれども、自然に村が国の政策を取り入れていくということじゃなくて、どっちかという村の農業者たちがある程度自信を持ってやれるような体制の農政をぜひ進めてもらいたいと思います。

村長言われたとおりEPAとFTA、TPP、恐らくこれ絡んでいると私も判断していたわけですけれども、急に5年くらいで規模拡大とか、山形の場合非常に難しい

かと思えます。

また、水田なんかでも法人の現場なんかを聞いても、いい人と悪い人といろいろあるわけですし、40町歩くらいやっても全く利益にならないとか、中には個人で、法人じゃなくても雇用して国には90町歩やっている人もいます。そういう中で簡単に統一して何でも法人化でいいとも言えないし、とにかく村としては畑作中心ということで、とにかく所得をまず上げて健全な農業経営ができるように後押しをなるべくしてもらいをお願いします。

そんなことで今回の質問は、別に方針がはっきりしてないということで、途中のような感じですが、以上で質問を終わりたいと思います。今後ともよろしく願います。

○議長（神通川清一君） 以上で、小林武司議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。午後1時まで休憩とします。休憩。

（午後 0時00分）

---

○議長（神通川清一君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1時00分）

---

◇ 三 澤 一 男 君

○議長（神通川清一君） それでは、次に、質問順位6番、三澤一男議員の質問を行います。

三澤一男議員、質問事項1「村介護保険特別会計について」質問してください。

三澤一男議員。

（2番 三澤一男君 登壇）

○2番（三澤一男君） それでは、議席番号2番、三澤一男です。

今回は大きく3つのことについて質問させていただきます。

1番目として「村介護保険特別会計について」質問します。

介護保険制度は2000年4月に始まり、3年に1度の見直しを経て、2009年までに3回の改定が行われ、現在は第4期の最終年になります。第5期の改定も従来の内容を検証し、見直されていると思いますが未定のこともございます。平成23年

度の村介護保険特別会計は、平成22年度当初予算5億5,000万円の9.5%ほど上回る6億円を超える予算が計上されております。

介護保険特別会計は大まかに国、県、村の支出金、交付金、繰入金がほぼ8割強、納税者の保険料収入はおよそ18%弱となります。若干の変動はあると思いますが、昨年年第2回定例議会で質問させていただきました生産年齢、15歳から64歳の平成23年度における人口は5,400人で61.6%、平成25年度では5,370人で60.7%との回答でございました。

そこでお伺いいたします。

1番目としまして、数字ではあまり変化がないように見える生産年齢人口ですが、団塊の世代と言われる年代が退職を迎える時期になります。介護保険2号被保険者、40歳から64歳から1号被保険者、65歳以上になり保険料収入が落ち込むことが想定されますが、国でも見直し論議をしているところで、まだ骨格が決まらない時点での質問です。

財源は留保分がありますので収入の変化はあまりないと思いますが、現状で想定した場合に、現在の保険料収入額は1億5,000万円ほどですが、向こう3年間でどのくらいの保険料額になるかお尋ねいたします。

2番目としまして、2号被保険者から1号になった場合に、特別徴収から普通徴収になります。その場合に村の説明がやや丁寧さに欠けるように見られます。22年度決算では、特別徴収では現年度分100%の徴収率が普通徴収では86.7%に、滞納繰り越し分では極端に下がり20.7%になっています。

以前もお聞きいただきましたが、納付していない場合は介護保険の適用を受けられないことが起こります。また、この滞納繰り越し分は将来、不納欠損として処理され、税収減の可能性があります。どのような働きかけをしているのかお伺いします。

3番目として、一方、歳出面ですが、65歳以上の高齢化率も23年と25年比では23.1%、2,020人から24.3%、2,150人とのことでした。統計に若干の違いは出るとしても、給付費の増加は避けられない状態が想定されます。このことを踏まえ、以上3項目について村長の見解をお伺いいたします。

1回目の質問とさせていただきます。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、三澤議員から出されております「村介護保険特別会計について」のご質問にお答えしたいと思います。

最初のご質問でございます「向こう3年間でどのくらいの保険料額になるか」についてお答えしたいと思います。

平成24年度からの第5期介護保険事業計画策定に当たっての人口推計では、65歳以上の第1号被保険者数は、平成24年度の2,108人から年々およそ80人ずつ増えまして、計画最終年度の平成26年度に2,268人になると推計しております。

保険料収入額は介護保険サービス給付料の推計から保険料必要額を見込み、平成24年度が1億2,200万円、平成25年度が1億2,800万円、平成26年度が1億3,600万円、合計で3億8,600万円と推計しております。

ただし、保険料算定に当たりましては、支払準備基金の全額取り崩しと財政安定化基金交付金を見込んでの数値であります。

次に、2番目のご質問についてでございますが、ご承知のとおり介護保険料の納付は64歳以下の第2号被保険者の方につきましては、加入している医療保険料と一括して支払っていただいております。

また、65歳以上の第1号被保険者の方につきましては年金から天引き、あるいは個別に納付をいただいて普通徴収となっております。現在、50人ほどの方に未納保険料が発生しておりますが、介護保険料が未納となっておりますと介護サービスを受けるときの1割の個人負担が全額負担となる場合や、一部の介護サービスが差しとめられるなどの制限がかかりますが、現在のところ介護サービス利用者の方で保険料が未納となっている方はおりません。村といたしましては65歳に到達し、第1号被保険者になったときには、介護保険証のほかに納付のご案内等を一人ひとりに送付し、保険料納付について説明を行っており、未納や滞納が生じないようにしているところでございます。

次に、3番目のご質問でございます「介護給付費」についてでございますが、三澤議員が申されるように介護保険給付費の増加は避けられないものと思われまます。第5期介護保険事業計画策定に当たっては、第1号被保険者数、要介護者認定数とも増加を推計しております。介護サービス利用料についても増加を見込んでおるところでございます。平成24年度以降の第5期計画におきましても、厳しい財政状況を踏まえまして、計画の進捗状況を検証し、適切な給付と適正な保険料負担により効果的、ま

た効率的な介護保険事業の運営を今後も続けていきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（神通川清一君） 三澤一男議員、再質問があれば質問してください。

三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） ただいまのお話ですと、未納者はいないということでございませけれども、滞納繰り越し分が大分あるというようなことも含めて、このところだけはもう少しどのような働きかけをしているかお聞きしたいと思います。

2番目の質問をさせていただきますけれども、介護保険のシステムは社会全体で支え合い、元気なうちは相応の負担をして、介護が必要なときには介護サービスを利用して生活、身体の介護をしてもらうことになります。

第5期の改定では、高齢者が自立しながら生活できるよう医療と介護の連携、予防、また従来は介護職ではできなかったたんの吸引等の医療行為もできるようになるようです。従来は介護保険適用外であったこともできることになるようです。

また、村では地域包括支援センターで要介護にならないように介護予防の支援をしておりますが、要介護になる主な原因には高齢者の場合、転倒による大腿骨骨折等で寝た状態になってしまうことが多いようです。

このような事故の防止のために住まいのバリアフリー化は必要なことと考えます。介護給付費の増加を抑える面からも、また予防措置としても、希望する高齢者家庭には助成を考えてよいのではないかと思います。

村では高齢者、障害者にやさしい住宅改修事業補助金交付要綱がありますが、補助対象の要件が厳しいと思われまますので緩和措置の検討が必要と考えます。せっかくある補助金ですが、利用度を上げ実効性のあることを考えていく必要があるのではないかと思います。ご見解をお伺いいたします。

○議長（神通川清一君） 小野保健福祉課長、答弁願います。

○保健福祉課長（小野勝憲君） まず、保険料の関係でございます。保険料につきましては、村長が申し上げたとおり65歳になった段階で介護保険料をいただくわけですが、すぐさま特別徴収というわけにはまいりません。どうしても一旦年金からこう引かれる方につきましては、普通徴収を経て特別徴収と、どうしてもその期間、早い方で半年から長くなると1年ぐらい、誕生日によってやはり違いますので、そういう方たちのいわゆる徴収というものは確実に特徴に行きますので、納められるはずだと私も思います。そういうような関係で、滞納整理月間等を含めた中で徴収をしてまいり

たいというふうに思います。

それから、年金から引くことができない方、いわゆる年金をもらっている額が少ない、一定額の少ない方につきましては普通徴収という形になるわけです。いずれにいたしましても介護保険、65歳になった段階でそれぞれ通知を差し上げて、ご理解を得た上でもって何とか入れていただくという形になろうかというふうに思います。

それから、介護保険料の滞納の部分で未納になっている方につきましては、催告書という形でもって出ささせていただいております。そこには滞納すると先ほども答弁をいたしました、1年以上滞納した場合は利用者が費用の全額を一旦払っていただいて、後で申請により返していただくとか、そういった文章をつけた上でもって滞納をなくすような形でもって通知を差し上げております。

それから、あとご指摘の高齢者への住宅の改良の補助金でございます。議員が言われますとおり住宅の改良につきましては、障害者であったり、それからそういった方についてと、それと高齢者にやさしい住宅促進事業であったり、言われました高齢者、障害者にやさしい住宅であったり、そういった補助金交付要綱が設定をしております。

言われているのは山形村の高齢者、障害者にやさしい住宅改良事業の補助金交付要綱かというふうに思います。この事業につきましては、在宅福祉事業の推進と本人、それからその家族の経済的負担軽減を図るため予算の範囲内で高齢者、障害者にやさしい住宅改良工事に使った費用の一部を補助するんだよということになっているわけでございます。

そういった部分でこの対象者の要件自体につきましては65歳以上の高齢者、それから身体障害者、身体障害者も手帳1から3級という制限がついております。それと、前年の所得税額の額が10万円以下という、いわゆる低所得者という部分で厳しくなっております。

それともう1つ、介護保険とか障害者自立支援とかこういった住宅改良の支給に類似する補助事業、これに該当しない人を救っているという事業であります。先ほど言った補助金額につきましても、限度が6万円という額でございます。ただ、やはりこの限度額をどうするか、それからこういった所得の部分で10万円というのをどうするかということについては、やはり慎重にちょっと対応しなきゃいけない部分かなというふうに思います。

言われたとおり第5期につきましては、いかに予防の段階で食い止めるかということで、確かに言われたとおり事前にそういったある程度健常者の高齢者の事前のそう

いう措置というのも今後重要にはなってくるかというふうに思いますが、今後ちょっと検討していく課題かというふうに思いますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（神通川清一君） 三澤一男議員、よろしいですか。

三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） この件につきましては、実効性のあることを検討していただきたいということを申し上げて3回目の質問をさせていただきます。

介護認定をされますと介護度に応じて月額基準額が出てきます。利用者負担は現在1割ですが、介護度によっては高額な負担になってしまいます。ご家族、利用者、また施設利用者はサービス提供責任者、ケアマネジャーとの最良のプラン作成がされると思いますけれども、金額が負担の重くなることによってサービスの内容の質の低下をせざるを得ないようなことが考えられるわけです。

このようなことが起きないようにすることをお伺いして3回目の質問とさせていただきます。

○議長（神通川清一君） 小野保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野勝憲君） 言われますとおり今、要支援1、2、要介護度が1から5というようなことで、利用者の限度額が、1カ月の限度額が決まっております。支援者で言いますと約5万円弱、それと介護度の5で行きますと35万8,000円程度というふうになりまして、やはりここを超えると自費という部分が出てきます。

それと、ここを超えない範囲という部分でやはりプランを作成する段階で、そのおたくの経済状況にもよりますが、そういったプランをせざるを得ないという部分はあります。

いずれにしてもそういった事業者の皆さんは、利用者の立場に立った上でそういったものを総合的に判断した上でもって計画を立てていただいて、こういう介護保険というものを利用していただくということが一番大事ではないかなというふうに思います。

実は今、介護保険の見直しの委員会でも研修会を行っております。その中でやはり第1はやはり利用者の立場に立った段階でどういうふうにしていくかということを中心に考えて、やはり事業に取り組んでいかなければいけないのではないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（神通川清一君） 三澤一男議員、次に、質問事項2「村の災害・事故発生時における事業継続計画（BCP）について」質問してください。

三澤一男議員。

(2番 三澤一男君 登壇)

○2番(三澤一男君) 2番目の質問をさせていただきます。

平成23年は東日本を襲った大震災による津波と原発事故は国民のだれもが忘れることのできない記憶となってしまい、原発の処理は長い年月を要することとなってしまいました。また、この大震災の影響によって周辺の断層帯の活動が活発化し、従来から言われている牛伏寺断層のマグニチュード1以上の頻度は2.7倍、松本市安曇から木祖村、塩尻市奈良井を経て伊那市に延びる断層帯主部が6.6倍の発生となっているようです。

いつ起こるかかわからない災害・事故発生に遭った際にいち早く業務を継続するため、そしてその損失を最小化するための予防措置や不可欠な重要業務を早期復旧するための計画が事業継続計画(BCP)とされています。企業では取り組みを始めているようですが、自治体ではまだ少数のようでございます。

そこで、質問させていただきます。

村は災害時の対応として、災害対策基本法による災害を想定した山形村地域防災計画が策定され、地震ハザードマップは全戸に配布されています。それぞれの区自主防災会も地域防災活動に取り組んでおります。

しかし、災害・事故からの立ち上げも含め、近年は他の脅威としては強毒性の鳥インフルエンザの恐れ、情報システムのサイバーテロ、あるいはメール添付をされた悪意のあるウイルスソフト対策等、行政サービスを継続する観点から危機管理の取り組みは多方面の優先順位の高い課題と考えます。

特に考えておかなければならないことは、情報システムの中断・切断による業務が継続できない場合には多大な支障を及ぼすことが考えられます。対策を含め村長の考えをお伺いいたします。

以上、村長の考えをお伺いいたします。

○議長(神通川清一君) ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) それでは、三澤議員の2番目のご質問「村の災害・事故発生時における事業継続計画(BCP)について」のご質問にお答えしたいと思います。

情報システムは、平常時からの業務継続の備えがないと、被害を受けてからの事後

の復旧に多くの時間を要します。また、住民情報等を失ってしまい、その回復に多くの時間を要してしまえば、回復困難な影響を村民に生じさせてしまいます。

山形村の基幹系業務システムは、役場庁舎内の電算室に基幹系業務サーバーを設置しております。サーバーを収納しているラックは耐震構造となっており、かなりの震度まで被害の出ない想定となっており、データのバックアップは毎日行っており、仮にサーバー本体が被害を受けた場合でも、テープさえ無事であればデータの復旧は可能となっております。

また、今年12月より、長野市にございます業務システムの提供事業者へ基幹系業務システムのデータのバックアップを行っておるところでございます。バックアップが同時に被害を受ければ意味がないため、通信回線で結んだ遠隔地へ信頼性の高いバックアップを行っておるところでございます。平常時から常に業務継続が可能な体制を維持していかなければならないと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 三澤一男議員、再質問があれば質問してください。

三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） 私も今言われたような形でもしされていない場合にはお聞きしようかと思っておりましたけれども、庁舎内は資料データも含めほとんどがパソコンによる情報通信技術、ICTで構築されていると思います。当然データのバックアップも庁内にサーバーがあつてというふうを考えておりましたけれども、今のお話ですと長野の方にもあるということなんで、そういった意味では分散処理するという。

私はクラウドという形の提案をしたいと思いましたが、そういった形でどこにあるとかということも特にお聞きするというつもりはなかったんですけども、これもやはりどういうことをやっているかということを確認しておきたかったということでございます。

それから、最初にちょっと触れてしまいましたけれども、情報システムとは違いますが、強毒性というような言い方をしてしまいました。鳥インフルエンザ、これが人インフルエンザにかかわってしまうという、に変わってしまうというケースというのはあまりないのではないかとはいわれておりますけれども、そういったこともございます。

そのような場合には業務につける、役場の職員の方の業務につける方も極端に減る可能性があります。今後、そういった災害・事故があつた際に、行政サービスが途切

れることなく村民の安全に寄与できるように業務の継続性を確保することは非常に重要だと思います。

以上を含めて、業務の優先順位をつけてBCPを策定することをお聞きして村長のご答弁いただけたらお願いいたします。

○議長（神通川清一君） 百瀬副村長、答弁願います。

○副村長（百瀬泰久君） 今ご案内のように東日本大震災の状態を含めた今、国の方でも防災計画の見直しをしていることはご存じだと思って、それを受けまして県的にも見直しを進めている。

それはご案内のように今大変な問題になっているところのやっぱり放射能問題がございまして。こうすべきというような決定的なものがなかなか見出せなくて、今悩みながらそれぞれ論議をしているところでございまして、県の方でもそのことを主体として全体的な防災計画を見直している最中でございまして、先般も私どものその担当の方でも出席させていただきながら、もう何回も開いているわけですが、全体的に今、今まで予想もつかなかったところの危機管理に対してどうしていくかということが大きなテーマになっておりまして、当然そういう中で今のおっしゃったところの病原体の問題も含まれているということで私は認識しているところでございます。

村といたしましても県の指導をこう受けながら、どういう協力体制をつくっていくのか。当然であります、何かあったときにはここの平の2市5町村の、ああ、3市ですか、そういう中での体制を整え、協力体制をしていくと同時に、さらにもっと広範囲な協力体制をとっていくべきだ。

したがって、松本のこの管内は、案ですが、長野市との協力体制をとっていったらどうかというような、そんなこんな案もあるみたいでございまして。いずれにいたしましても、村としても冒頭申し上げたような放射能汚染に対しての云々というようなことも、残念ながら今の危機管理に対しての集約がありませんので、そういう全体的な中での防災計画の見直し、危機管理の徹底を県の指導も受けながらこれから早急に進めていきたい、そう考えております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 今、副村長の方からも申し上げましたとおり県レベルで大規模災害時における各市町村との対応でございまして、相互の応援協定というのを、相互応援協定ですね。これを結ぼうということで、県の方でも研究をしております。

先ほどちょっと副村長から申しあげましたとおり、県を10ブロックに分けられまして、この地区ですね、3市5村、松本広域は長野市と連携するということで、もう長野市のところで何かあったときはこちらから応援にかけつける。逆に松本市に、この松本広域ですね、山形村も当然含んでいる。ときは長野の方から応援に来るという形の中で協定を結ぶということで今準備を進めておりまして、平成23年度のうちにこれが協定が成立するというようになると思います。

また、詳細につきましては、また議会にも申しあげなければならない場面も出てくると思いますが、いずれにいたしましてもこの大災害に備えて、お互いの応援体制を整えるということで準備が着々と進められております。

実はこれ、この協定の話は平成8年に出ておりましたけれども、そのまま来たわけでありまして。特別大きな災害もなかった、県下においてはなかったというようなこともありまして、ここへ来てその平成8年に策定したいろいろの規約等を改めて新しく書き替えるという今業務にかかっている、取りかかっているところであります。

ですから、先ほど申しあげましたとおりに、おいおい皆様方にも詳細についてご説明できるというように思っておりますので、そのときはしっかり説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（神通川清一君） 三澤一男議員、よろしいですか。

百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） もう1つおっしゃいましたBCPにつきましても、やっぱり今後の検討課題とさせていただきますと思います。世の中、そういう方向で動いておりますし、今申しあげたお互いの協力体制でやっていくということ、大変重要だと思っております。これも研究課題とさせていただきますながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（神通川清一君） 三澤一男議員、よろしいですか。

三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） 今、副村長答弁いただいたようにBCPの策定についても、当然村として考えていただきたいということで確認をさせていただきました。ぜひ検討を進めていただきたいということで、私の方はこの3回目は特にございません。

○議長（神通川清一君） それでは、次に、三澤一男議員、質問事項3、「村の歴史的文化財の保全保護について」質問してください。

三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） それでは、3番目の「村の歴史的文化財の保全保護について」質問させていただきます。

現在、村の施設で歴史的文化財を保管している教育委員会所管の歴史民俗資料館、ふるさと伝承館があります。建物は昭和28年の築で、村旧庁舎というんですかね、を使用しています。耐震強度は0.33以下のようなようです。現行建築基準法では大地震があった場合には倒壊の可能性が高くなります。

保管している貴重な歴史的な文化遺産・資料を守るにはあまりにも不備な状態と思われまます。私たちはこれらを後世に伝えていく使命があると思います。保存している出土品には縄文、弥生、中世から続く土器、石器類を初めとして貴重なものがあります。また、紙・布等としては古文書類もあり、数年置きに薫蒸して保護しているようですが、人的要素と来場者数を含め、現在は常設展示でないため一般の見学はあまりできない状態になっております。

そこで質問させていただきます。

村の実施計画の中・長期では建設も計画に入っていますが、財源等の確保の問題もございませす。どのように進めていくのかお伺いいたします。できるなら建設場所も考え、常設展示をしたらどうかと思います。セキュリティーの問題はあると思いますが、実際の物を見て接することで、より村民の皆さんの郷土愛も深まると思いますがあわせてお伺いいたします。

紙・布等の古い書類についてお伺いします。東北で津波により泥のついた古文書をはけできれいにし、デジタルカメラで撮影、記録して保存する活動をしている東北大の教授がいらっしゃるようです。

これは2003年に宮城県北部地震で被災し、倒壊した家屋の持ち主が解体するついでに古文書も処分するケースが続出したのがきっかけであったようです。本来は実物を保存するのが一番よいわけですが、失ったら帰らないものをデジタル化しておくことも保存の1つの方法だと思いますが、村長、教育長、それぞれの立場からご所見をお伺いします。

3番目としまして、歴史的文化財は道祖神を初め村内に散在しています。村ホームページにも載っているものもありますが、記憶から薄れていくものを破損も防ぎ、記録をしていくことも村民の方から協力をいただき必要かと思ひます。

これらを伝承館か図書館にデジタル書庫としてデータベース化することで利用度を上げることも可能ではないかと思ひます。また、データベース化された資料は広くネ

ットワーク上での閲覧することもできます。

以上についてご所見をお伺いいたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、本庄教育長、答弁願います。

○教育長（本庄利昭君） それでは、三澤一男議員の質問であります「村の歴史的文化財保全保護について」答弁をいたします。なお、村長、教育長それぞれの立場からの答弁を求められている事項もございましたが、ございますが、あらかじめ村長の考え方は伺っておりますので、教育長答弁により行わせていただきますのでご了承のほどお願いいたします。

まず、「歴史民俗資料館の建設の進め方について」でございますが、山形村の総合計画実施計画では、平成32年度に検討委員会を組織化し、翌年度に基本設計、それから実施設計を行い、平成34年に建設に着手する計画であります。

なお、用地についてですが、現在はふるさと伝承館の敷地を想定しております。施設の機能によっては新たな用地の取得も想定されるところではありますが、現在は現地ということ想定しております。

資料の保存保護の観点からすれば、資料に適した環境を有する相当規模の保管庫が必要となりますし、常設展示をすとなれば、加えて展示内容にふさわしい施設整備が必要となってまいります。常設展示の場合であります。維持管理費に加えまして経常的な人件費も必要になってまいります。単一機能の施設ではなくて、複合施設として運用した方が効率的であるとは考えております。

また、財源についてであります。博物館等への文部科学省の補助金制度は現在ございません。何らかの特定財源を確保していくことが必要になってくるかなと考えております。

このように歴史民俗資料館建設に当たっては幾つかの課題がございます。建設目標を総合計画実施計画に沿って具体的にこれから検討を進めていきたいというふうに考えております。

2項目めでありましたが、「紙・布等の古い文書等についてのデジタル化」であります。古い文書等は材質が紙・布といった性質上、他の材質の文化遺産よりも保存が難しいという状況であります。古くからマイクロフィルムといった写真を使って撮影をしまして地震等の被災時に備えるといった方法がとられております。

デジタルカメラによるデジタル技術の導入も考えられるところではありますが、CD-R等の記憶媒体の耐用年数が比較的短く、定期的な更新が必要となってまいります。

ちなみに一説では保存環境にもよるようですが、CD-Rの場合は10年程度しかもたないというように言われているようでもあります。

また、デジタルデータの場合は、データが一度破損した場合であります、復旧が非常に難しいという状況であります。このようなことから、デジタルデータによる保存方法は危険な点が多いというふうに考えられます。マイクロフィルムによるアナログ的な方法がふさわしいのではないかとこのように考えております。

なお、議員ご指摘のとおり現物資料にまさるものはないわけでありまして、古い文書の有する文化的な価値は紙に書かれている文字内容だけではなく、紙や墨の材質なども重要であります。現在、ふるさと伝承館の中には江戸期の古文書、明治から昭和の役場行政文書等が保管されておりますが、これらの現物資料の保管環境を改善し、適正な状態で保存活用を図っていくことが基本であると考えております。

3項目めではありますが、「文化財のデジタルデータベース化について」の考えであります、議員ご指摘のとおりデジタルミュージアムと言われるものを構築しまして、ネットワーク上で文化財の普及公開は大切だと考えております。これらを行うためには資料の整理を行い、個々の調査研究をもとにして構築していくものだと思います。ふるさと伝承館内にある資料を利用する場合は、保存環境の改善とともに進めることが効率的だということふうに考えております。

このように資料の保存環境の改善が優先されることから、環境整備が整ったところでデジタルミュージアムの構築については検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 三澤一男議員、再質問があれば質問してください。

三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） 計画は大分先のお話のようですが、やっぱり保存するにはある意味では財源の問題もあると思いますけれども、早急に対応を考えていただいた方がいいんじゃないかというふうに思います。

それで、2番目の質問をさせていただきますけれども、古文書講座を指導されている先生がいらっしやいまして、伝承館の古文書の保存は非常によくやられていると。これは何か工業生産された紙は酸性紙が多かったらしいんですよ。それが今、古文書を保存しているのが中性紙という、どちらかというと中性、中性というとペーパーで言うと7とかそのあたりだとか、若干弱アルカリ性に近い、そういうような紙の封

筒に保存されているというようなことで、そういうことは大変いいことじゃないかというようにことをおっしゃっておられました。

そういった意味でも、そういった貴重な資料の保存をこれからも続けていただきたいと思えますし、また先ほどデータベース化しておくということは、例えば石像だとか石仏だとかというものは村にいろいろと、道祖神も含めて散在しているわけで、伝承館にそういうものを集めるわけにいかないわけですから、そういったものについてはそういったデジタル化して保存しておくということは、ちょっと保存の期間の問題があるとかいうことですが、もしマイクロフィルムならマイクロフィルムでアナログでもいいんですけれども、そういったことで保存しておくということも必要ではないかと思えます。

実際にあとこれは個人的な資産で、文化財に指定されていればそれを改築・改装するとかいうことになると、当然教育委員会なり文化庁なりに確認しなければいけないわけですが、そうでない場合にはもう個人の所有物ですから自分で処分してしまうということになりますので、そういったようなものも残しておくことは、映像化して残しておくこともまた1つの保存だというふうに思いますので、ぜひそういったことを検討していただけないかということで2回目の質問とさせていただきます。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

○教育長（本庄利昭君） 今のご質問であります、例えば文化財の中でも道祖神のようなものについては、これは有線テレビが、村営のテレビがあるというようなこともありまして、それぞれ番組につくっていただいたりということで、有線テレビの方の映像としての資料の保管というようなことはできておるといふか、そういった試みはしてあります。

あと、例えば清水寺なんかについても、ある程度映像として残してありますのであれなんですけれども、議員さんご指摘の個人の例えば所有になっているものについての文化財的な価値のあるものは確かに縛りがないもんですから、所有者の方が処分すると言えればそれで簡単になくなってしまふという、確かにそういう危険といふか、そういう状態にあるということなんです。

そういったものを議員さんご指摘の写真であったり、デジタルのそういったもので残したらどうかということですが、その中にはここにもございますが、ご指摘にもございましたとおり図書館がこの8月にオープンしておりますので、そういった

ところの図書館の充実という面もありますので、そういった映像だとかデジタル的なそういう保存のものの方法が、本来ですとやっぱり資料として残るとというのが図書館の機能の1つでもありますので、またそういった面からも参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（神通川清一君） 三澤一男議員、よろしいですか。

三澤一男議員。

○2番（三澤一男君） それでは、今言われたように図書館の利用等も考えられると思います。言い忘れましたが、私が今質問したのは物に対してということだったんですけども、例えば村でも上大池なんか、あれは有形文化財になっているのか無形文化財になっているのかちょっとわかりませんが、そういった芸術的なもので保存、伝承されているものもごございますので、そういったようなものはやはり映像化しておかないと動きというもの等がありますので、ぜひそういったものも図書館なりで保存して、そういったものを書庫にしておくということを検討していただければということをお願いして、私の方からは質問を終わりたいと思います。

○議長（神通川清一君） 答弁はよろしいですね。

以上で、三澤一男議員の質問は終了しました。

---

◇ 竹野入恒夫君

○議長（神通川清一君） 次に、質問順位7番、竹野入恒夫議員の質問を行います。

竹野入恒夫議員、質問事項1「予防費について」質問してください。

竹野入恒夫議員。

（11番 竹野入恒夫君 登壇）

○11番（竹野入恒夫君） 11番、竹野入恒夫です。

私は今回大きな項目で2つの質問をさせていただきます。東日本大震災から9カ月も過ぎようとしている私たちの選んだ政治家は自分たちの定数削減もせず、ただ国民に税金負担だけを負わせて政権争いをしている。やっとな復興庁法案が衆議院を通過した。遅過ぎる。震災から9カ月も経過しようとしている。国会議員は何をやっていたのか、国会議員は腐れ切っている。今ごろ復興庁設置法案、野党合意の大罪、もたもたしている間に関連倒産470件、阪神大震災の4倍のハイペースである。これは政

府のリーダーシップが決定的に欠けていることを示している。野党も劣化している。東日本大震災の復興事業の柱となる復興庁です。遅い、しかも東京につくる。そんなものが本当に東京に必要なのだろうか。

それでは、一般質問に移ります。

その1は「予防費について」、次世代を担う子どもたちの育成事業と環境づくりの中、新事業、子どもたちに対する予防費として新たにヒブ・小児肺炎球菌ワクチン接種、そして本年度より実施している子宮頸がん予防ワクチン接種等の費用負担は全額補助。任意の予防接種で、保護者の判断で接種する。村長の施政方針です。

乳幼児に死亡または重篤な後遺症を残すことのある小児細菌性髄膜炎の原因はインフルエンザ菌b型、ヒブの感染が約60%、肺炎球菌の感染が約30%を占めていると言われている。

これらの細菌は髄膜炎以外にも肺炎や敗血症という重症感染症を起こすことがあり、細菌性髄膜炎等の予防にはワクチン接種が最良の手段であります。

そこで、1、ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチンと小児肺炎球菌ワクチンの接種は生後2カ月から4歳以下のお子さんに任意で行っていますが、

- (1) 対象者の子どもは何人接種しているのか、その状況を教えてください。
- (2) 昨年接種は有料に比べての接種の状況は。

(3) 国の方針はヒブ・小児肺炎球菌ワクチン接種の費用助成制度は、平成24年3月31日までとなっているが、制度を国が終了しても村単独で行うのか。

子宮頸がんは女性特有のがんで年間8,500人が発病しており、その発病は20代から30代が急増している。ほとんどの子宮頸がんはヒトパピローマウイルス、HPVの感染が原因と言われている。これらの疾病の発病の予防にはワクチン接種が有効であり、これらの疾病による死亡者や重症患者の発生をできる限り減らすことを目的として子宮頸がん予防ワクチンの接種を行うわけです。

そこで、2、子宮頸がん予防ワクチン接種は、ワクチンの供給不足のために遅れていたようですが、ワクチン接種は今年、今年度中学1年生から高校2年生女子ですが、順次個別に通知して任意で行っています。

- (1) 対象者の生徒は何人で接種状況は。
- (2) 昨年接種は有料でしたが、に比べて接種の状況は。

(3) 国の方針は子宮頸がん予防ワクチン接種の費用助成制度は、平成24年3月31日までとなっているが、制度を国が終了しても村単独で行うのか。

3、高齢者インフルエンザ予防接種、65歳、昭和21年12月生まれ以前の方で、接種期間は11月1日から12月30日まで、接種料金は1,000円となっています。

(1) 対象の高齢者は何人で接種状況は。

(2) 昨年まで個人負担分1,500円を今年度は1,000円に引き下げたが、接種状況は。

4、少子化対策・不景気の中、少しでも保護者の負担を軽減するために行政に求められていることは、次世代を担う子どもたちの育成事業と環境づくりです。子どものインフルエンザ予防接種は小学校6年生までは2回接種のために、1人約5,000円以上かかります。子どもが3人いれば約1万5,000円もかかってしまいます。

(1) 保護者の負担を軽減するために、高齢者インフルエンザ予防接種のように小学校6年生までを対象に個人負担分を補助できないものか。

以上で、1回目の質問を終わりにします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長（清沢實視君） それでは、竹野入議員から出されておりますご質問についてお答えしたいと思います。

最初の「予防費について」でございます。

最初のご質問であります「ヒブワクチンについて」お答えしたいと思います。

10月末現在で対象者の子どもは405人でございまして、接種された方は98人です。小児肺炎球菌は対象者が313人、それから接種された方が212人となっております。

昨年度と比較した場合でございますが、昨年は任意接種でございましたので、正確な人数の把握はできませんが、母子健康手帳などの状況を見ますと大幅に増加していると思われまます。

次に、2番目のご質問「子宮頸がんワクチンについて」でございますが、10月末現在で対象者は195人でございまして、接種された方は135人です。昨年度と比較した場合でございますが、昨年度は年度途中の施策でありましたので、平成23年度に該当しない高校1年生のみの実施となったわけでございます。対象者は47人で13人が接種しております。

また、このヒブワクチン、小児肺炎球菌及び子宮頸がんワクチンの費用でございますが、国の動向を見ますと、国の予算編成過程での検討となっているようでございま

すが、当山形村といたしましては継続して補助していきたいと考えております。

次に、3番目のご質問でございます「高齢者のインフルエンザ予防接種について」でございます。

10月末現在で対象者の高齢者は1,915人でございます。そのうち接種された方はまだ医療機関から報告が来ておりませんので接種者人数はわかりませんが、昨年度並みの接種者数になるものと思われております。

また、22年度から個人負担金を1,500円から1,000円に引き下げをいたしました。21年度に比較しますと22年度は4.2ポイント増加しております。23年度も増加するのではないかとこのように思っております。

次に、4番目のご質問「小学生を対象にしたインフルエンザ予防接種の補助について」でございますが、任意予防接種であるため、ほかの小児の任意予防接種との関連も加味した中で検討する課題であろうかというように思っております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員、再質問があれば質問してください。

竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） 国の施策が平成24年3月31日で終わるということで、今の段階ではわからない状態ですが、村単独でも継続してやっていけるようなお話を聞きまして本当にありがたいことだと思います。やっぱり次世代を担う子どもたちの育成事業の環境づくりにふさわしい事業ですので、ぜひ続けていってほしいものです。親が安心して子育てができるようによろしく願いいたします。

山形村のホームページの中に医療費の助成の項目がありますが、ヒブ（インフルエンザ菌b型ワクチン）と小児肺炎球菌の接種の要綱がありません。広報にも載っていませんのでお聞きいたします。

助成期間について、期間は平成23年6月1日から平成24年3月31日までなのでしょうか。

2、助成の対象者は接種時に山形村に住民登録されていれば可能か。外国人登録がある場合は対象となるのか。所得制限はあるのか。

3、助成金額と助成手続は。契約医療機関での全額を補助するのか。助成手続は自分であるのか。医療費の支払いはその場で支払いをして村に請求するのか。また、村が後で医療機関に支払うのか。医療機関に事前に申し込み、母子手帳は必要か。同じ種類のワクチン接種は異なる医療機関で接種できるのか。

4、助成できる接種回数と接種間隔について。接種回数は子どもの1回の接種を行う年齢によって異なるわけですが、だれがどのように指導されているのか。

子宮頸がんワクチンのことでお聞きします。

村単独でも行うということで、疾病による死亡者や重症患者の発生をできる限り減らすことができます。ぜひ24年3月31日以降も続けていくようによろしく願いいたします。

やはり接種の要綱がホームページや広報に載っていませんのでお聞きいたします。期間は平成23年6月1日から平成24年3月31日までなのか。

助成の対象者は接種時に山形村に住民登録されていれば可能か。外国人登録がある場合は対象となるのか。所得制限はあるのか。

助成金額と助成手続は契約、これ、3番ですね。契約医療機関での全額補助をするのか、助成手続は自分ですか。

前回接種と異なる医療機関等で接種を希望する者の取り扱いはどんなふうになっているのか。

3回接種することになっているが、23年度、24年度にまたがった場合の対処方法はどんなふうになっているのかお聞きいたします。

高齢者のインフルエンザはまだしっかりした数字がつかめていないようですので、それはいいとしまして、小学生の6年生まで対象に個人負担を補助できないかという形ですが、前向きに検討するとのことですが、この事業をした場合の対象者は何人で、予算はどのぐらいかかるのか、これ、ちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、小野保健福祉課長、答弁願います。

○保健福祉課長（小野勝憲君） 幾つかありましたので、落ちがあったらお願いをいたしたいと思います。

まずヒブワクチンと小児肺炎球菌ワクチンでございます。期間につきましては、言われたとおり23年6月1日から24年3月31日ということになります。

対象者につきましては、山形村に住民登録されている方は対象になる。あと、外国人登録がある場合も同様でございます。

所得でございますが、特に所得制限というものを設定してあるものではありません。

それから、手続の関係ですが、医療機関へ行っていただくわけですが、医療機関で接種をしていただくという形になります。医療機関には県の医師会と契約をし

である医療機関へ行く場合と、あと個人という分がありますが、県の医師会と契約してある分については、例えば長野の医療機関でも構わない。その部分が請求という形でもって村の方に上がってくるということで、その場でもって個人の方がお支払いをするということは出てきません。

それから、事前の申し込みでございます。これはやはり必要になります。必ず母子健康手帳を持って行っていただいて、接種の内容を記載していただかないと、何を接種をしたのか、回数という部分が出てきますので、必ず必要になってくるということになります。

それと、同じ種類のワクチンの接種ですが、例えばAという病院に行きます、Bという病院へ行きますということですが、これは接種は別にどこへ行っても構いません。ただ、決められた接種回数があります。ですので、先ほど申しあげました母子健康手帳を持参をしていただかないと接種状況がわかりませんので、そういう部分を気をつけていただくということが必要になってこようかというふうになります。

それから、接種回数でございます。これにつきましては各個人ごとにそれぞれ例えばヒブワクチンを受ける方ということで通知を差し上げているわけですけれども、接種開始日が生後2カ月の場合とか、生後7カ月からの場合とか個人によって差があり、それによって接種の回数、間隔が変わってまいります。ですので、必ずそういったものをお渡しする場合は、そういった保健師とか助産師とかそういった、場合によっては看護師、こういった資格のある方が説明をしていただいて、間違いのないようにということで指導をさせていただいております。

それから、子宮頸がんでございます。これにつきましても6月1日から来年の3月31日ということになっております。

助成の対象者の関係でございます。今年度は昨年度、年度の途中ということもありました関係もありますが、中学校1年生から高校2年生ということでございます。当然助成対象者の方にはすべての方に通知を出しております。山形村に住民登録されていれば可能ということになります。先ほど同様外国人登録のある場合も対象となります。同様に所得制限ですが、特に所得制限を設けている部分はございません。

あと、医療機関の関係ですが、先ほど同様医療機関での受診で、医療機関の方から私どもの方に回ってくるという形になります。

接種が医療機関によって1回目と2回目と変わってどうかというご質問があるかと思いますが、子宮頸がん予防ワクチンにつきましては途中から2種類のワクチンが

できてきております。ということで、同一ワクチンであれば可能かというふうに思われます。

それから、都合3回接種ということになるわけですけれども、今の村の予定ですと、国の動向がわかりませんが、23年度同様に24年度も村単独でもという形ですので、そうでなければあれですが、そうでない限りは大丈夫だというふうに思っております。

それから、あと小学生の関係でございます。1年から6年ということになるとかなりの人数になるかというふうに思います。通常だと当たり四、五百人が出てくるかというふうに思いますが、ただこれは先ほど経費的な部分もそこには出てくるわけですけれども、任意接種で、果たして任意でもってほかの予防接種との関係があるものですから、この辺は逆に国の動向とか医師の判断とかそういったものの状況を考えた上で対応していかなくちゃいけないのかなというふうには思います。

ただ、これをやるにしても多分国の方ではこれに対して助成金という分は出てこないかというふうに思いますので、村単独なのかなというふうに思いますが、いずれにしても任意の予防接種、ほかの任意の予防接種もありますので、どれを選択肢するかという部分もありますけれども、将来に向かっては考えていく課題ではあるかなというふうには思います。

一部ちょっと金額的な分は出ておりませんが、答弁になったかどうかわかりませんが、落ちがありましたらよろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員、よろしいですか。

竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） よそのちょっとホームページなんかを見ていますと、医療機関が異なった場合は追加料金が発生すると、それは実費で払ってくださいというような項目があったわけですが、山形の場合はその辺は大丈夫なわけですね。

それと、お聞きいたします。山形村は福祉の村、福祉向上の村です。村長の施政方針の中でも最も重要な部分で、広報だけのお知らせではなく広く一般村民に告知をするためにヒブワクチン及び小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防接種ワクチンとかの接種促進事業実施要綱なるものを作成し、ホームページ等で公開していただきたいが、その考えはどうなんでしょうか。

インフルエンザの件ですが、やはりこの時期になってくるとやはり接種という問題が親御さんの間からも聞かれるわけですが、やはり冒頭に申したとおり費用が3人もいれば1万5,000円もかかってしまうようなことでやらなくなってしまうような家庭

が増えてしまうわけですが、一旦インフルエンザにかかるとうちじゅうかかるというようなことになりますので、ぜひその辺のことも考えて、任意ではありますが、アンケートなどもとって、できれば予算化していただいて、次世代を担う子どもたちのために、少子高齢化・不景気の中ですので子育てに手を差し伸べていただきたいと思っておりますので、その辺をよろしく願いいたします。

それと、ロタウイルスについてです。ロタウイルスによる非常に感染力の強い病気で、免疫のない小児では6カ月から2歳ぐらいまでに必ずと言っていいほど経験する病気であります。水のような大量な下痢便で、米のとぎ汁のような白色の下痢便が特徴であります。白色便下痢とも言われているし、激しい嘔吐を伴うこともあるため嘔吐・下痢病、小児仮性コレラ、白痢などとも呼ばれています。秋から年末にかけてはノロウイルスが発生いたします。今日もテレビの報道でノロウイルスが発生したというような情報も聞いております。

1月から4月にかけてはロタウイルスが主に流行するわけです。このロタウイルスについてのワクチン接種の斡旋などは行わないのか。これも約3万円ほどの費用がかかるもので考えていないのか、その辺をお聞きいたします。

以上です。

○議長（神通川清一君） 小野保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野勝憲君） 最初の質問につきまして、県内の医療機関、県の医師会といわゆる契約している医療機関が約1,000あります、1,000近くあります。中にはそういう医療機関があるのかもしれませんが、特に私の方では聞いておりません。

それから、あと要綱の問題ですけれども、要綱は作成はどうかというふうには思いますが、ただ言われるホームページに何も出ていないという分については、やはりこういうワクチン、こういう事業でやっていますよという周知はやはりしていかなきゃいけないのかなということで、ホームページの充実というものはやっぱり考えてはいかなければいけないというふうには考えております。

インフルエンザの関係です。言われるようにやはり若い子どもたちというか、次世代を担う子どもたちという部分で行けばそうかもしれません。ただ、やはりここで私が答える部分ではないかというふうに思いますが、将来に向かってのやっぱり考える1つの要因ではあるかなというふうには私の立場からは答えておきたいというふうに思います。

それから、ロタウイルスでございます。議員が言われるようにやはり冬に発生をする。乳幼児が激しい嘔吐というようなことと、あと下痢というようなことで、予防を目的とするワクチンが7月にできて、厚労省が承認をしたというふうには聞いております。当然これも任意要望接種ということになります。結構任意予防接種って多数がありまして、他の予防接種と時期が重なったり、すごく保護者は細かなスケジュールが出てくる。同時接種という部分も出てくる関係があります。そんな部分もありまして、やはりちょっとこちらから積極的に斡旋というのはどうなのかなというふうに思っています。

ただ、全体で言えることは、やはり予防接種なりこういったものにつきましては、当然のことながら専門家、そういった資格のある保健師とかそういった方々が丁寧にやはり説明をして、こういう場合はこうですよと、あとは医療機関と相談をした上で、任意の場合はその保護者の方が選択をして接種をしていただくということが大事かなということに思います。

こんなことで答弁になったかどうかわかりませんが、こんなことでよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） インフルエンザにつきましては、私どももう少し検討しまして、いい方向に持っていきたいというように考えております。

○議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員、次に、質問事項2「村営球場について」質問してください。

竹野入恒夫議員。

（11番 竹野入恒夫君 登壇）

○11番（竹野入恒夫君） その2は、村営球場について。

1、山形村の少年野球（山形きよみず）や中学生の野球（鉢盛シニア）は、最近強くなってきました。全国大会も経験し、そこそこ実績もついてきました。山形村には早起き野球や青年のきよみずクラブ、50歳野球のきよみず、60歳野球のきよみずなどがあり、野球の愛好者の多い村です。そんな仲間から山形村に村営球場ができないかという要望があります。

（1）唐沢地区に小輪子という場所があり、山に囲まれているが平らな農地です。有害鳥獣が出没するために農地には適しません。現在は牧草畑になっております。この場所を辺地対策事業債を借り入れて村営球場にできないもののでしょうか。写真が添

付してありますので見ていただければわかるように、本当に平らな球場に適した土地だと思いますが、よろしくお願いたします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、竹野入議員の2つ目のご質問でございます「村営球場について」でございます。

豊かで充実した生活を送るために文化活動やスポーツ活動は欠かせません。山形村はスポーツ活動が盛んな村でございます。野球、ソフトボール、ソフト、ソフトバレーですね。それから、だとか、テニスだとかバトミントン、それからマレットゴルフ、サッカー、そして柔道や空手、剣道、水泳などその活動も多彩であります。

村ではスポーツ活動が円滑に行われるように支援を行い、さまざまな活動に応援できる体育施設や設備などを充実させてきました。しかし、対応できる体育施設や設備などを充実させてきましたが、しかし人口の増加と価値観の多様化などで、今までの活動だけでは満足できない状況も生まれてきているところでございます。

さて、辺地債、辺地対策事業債につきましては、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地にかかわる公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために取りまとめられました山形村辺地総合整備計画に基づきまして実施する事業が対象となっているわけでございます。

このたびその話題の村営球場を要請されました唐沢地区の小輪子の場所につきましては、辺地総合整備計画書に定められております辺地地域の標高が800メートルから1,300メートルの美野里ヶ丘から清水高原の区域の対象外でありまして、辺地対策事業債は残念ながら充当することはできません。

これからは、子どもから高齢者まで自分の能力と興味に合わせてさまざまなスポーツにチャレンジできる環境を整備することが求められているところでございます。総合スポーツクラブの設置を視野に入れたスポーツ環境の整備を進めていく必要があると考えております。

公共施設の整備を含めまして村の各種施策につきましては、限りある財源を有効に活用するため、必要性、緊急性の高い事業を重点的に選定の上、予算計上を行って、最小の経費で最大の効果を上げることとしていきたいと思っております。

○議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員、再質問があれば質問してください。

竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） 以前にちょっと聞いたときには、なから標高から言っても美野里のちょっと下だからいいんじゃないかというような話を聞いたので、いろんなことで質問したわけですが、辺地債が借りられないということなのでなかなか難しいかもしれないですけども、シニアの野球に携わった環境でいろんな球場を見てきたりしているわけですが、山を切り刻んで、切り崩して平にして球場をつくった場所も数多くありましたし、この近辺では旧四賀村の四賀球場、塩尻市にあるキッセイ薬品のキッセイ球場などは山をかなり崩して、取り崩して球場にしておりました。

この小輪子地区の場所は平らな農地のためにレフト、ライトに約110メートル、センターに約140メートルぐらいを確保すれば球場になります。そんなに造成工事は要りません。この広さを確保すれば少年野球だと4面とれ、全国大会も誘致して開けます。村の活性化のため、村の観光事業の発展に寄与できると思います。このことを踏まえた上での検討はできないものか。また、自分たちでやってもいいというような野球をやっている人たちの声も聞きますので、ぜひその辺を村が音頭取りか何かはやっていただけないものかお聞きいたします。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） ご存じのとおり唐沢側から右岸ですね。右岸におきましては平成13年度に土砂災害防災法といいますか、ちょっと正確な名前は知らない。ちょっと忘れちゃったんですが、それに基づきましてその後、県下では白馬村、それから朝日村、続いて山形村を調査してもらったわけでありまして、これは国の方の事業でございました。

そのときに皆さんもう既に見られた方もおられると思うんですが、先ほど言いました右岸の部分はレッドゾーンと、それからイエローゾーンというところが何か所もございます。私、まだそのこの地区を、その話題の地区をよく調べてございませんけれども、恐らくレッドゾーンまでは行かなくてもイエローゾーンにはなっているのではないかというように思っています。

自然を、山を切り開くということは、どうしても災害につながるものでございますので、よほど調査した上でやっていかなければ、もし押し進める場合にでも下調べをしてから話を進めていかなければならないというように私は思っております。

ですから、一番考えられる災害ですね。特に唐沢川を中心にしたあの周辺はもしゲリラ豪雨等あった場合、大変危険な箇所であります。ですから、そういうこともかん

がみた中での開発といいますか、その場所を利用するに当たっては慎重に調査の上や  
っていかなければならないのではないかというふうに私は思っております。

非常に以前からあそこをサッカー場にとか、またある私立高校あたりが目をつけてま  
して、いいところがあるということをお聞きしているわけでありまして、それ  
にはやっぱり慎重を期して進めていかなければならないのではないかというように思  
っております。村といたしましてもその調査したときの資料を、正確な資料がござい  
ますので、それらを参考にさせていただきまして、いろいろ検討してまいりたいとい  
うように思っておりますのでお願いしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員、よろしいですか。

竹野入恒夫議員。

○11番（竹野入恒夫君） 今、村長もおっしゃるとおりの場所かもしれませんが、こ  
の場所は川からは50メートルぐらい離れていますし、かえってあそこにある民家  
の方がゲリラ豪雨が来たときに危ないだけであって、この場所は非常にそういう心配す  
る場所ではありません、はっきり言って。土砂崩れも起きないし、今ちょうど間伐の  
関係で新しい道路をそのちょっと上につくりまして、今、間伐材を運搬しているよう  
な道もつくってあります。

そのような関係から言ってもあそこを20メートルもない、かえって造成してもそ  
んなに問題あるところではありませんし、災害が起こるような場所で、そこまで心配  
するような土地ではありませんので、ぜひ1回見ていただいて、ぜひ検討していただ  
きたい。山形村にはこれといった観光事業がありません。もう野球、少年野球の関係  
で全国大会でも誘致できれば宿舎の確保、スカイランドきよみずはもちろんです。飲  
食店の繁栄は間違いありません。ぜひ前向きに辺地債がだめならほかの方法でとかい  
うような形のことを捻出していただいて、前向きに検討していただきたいんですがど  
うでしょうか。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） 慎重に検討してまいりたいというように思っております。

○議長（神通川清一君） 以上で、竹野入恒夫議員の質問は終了しました。

---

◇ 上 条 浩 堂 君

○議長（神通川清一君） 次に、質問順位8番、上条浩堂議員の質問を行います。

上条浩堂議員、質問事項1「自治体が支払う各負担金について」質問してください。  
上条浩堂議員。

(10番 上条浩堂君 登壇)

○10番(上条浩堂君) 議席番10番、上条浩堂より質問いたします。

最初の質問、「自治体が支払う各負担金について」であります。

今年3月の報道によりますと、国が所管する公益法人に全国の自治体が年間143億円もの会費を支払っている実態があり、非常に驚かされたものでした。

我が村の実態に目を向けると、各課の項目ごとにさまざまな負担金が存在し、これらが果たして実際に必要不可欠なものかどうか疑問に思います。長年のおつき合いみたいなものは排除すべきでありますし、効果的な事業と判断できないものへの拠出を取りやめるべきであります。

一度すべての会費・負担金をゼロスタートし、必要不可欠と認められるもの以外は切り捨てる作業が必要ではないかと思うのですが、村長のお考えをお聞きます。

○議長(神通川清一君) ただいまの質問に、村長、答弁を願います。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

○村長(清沢實視君) それでは、上条議員さんのご質問であります「自治体が支払う各負担金について」のご質問にお答えしたいと思います。

負担金につきましては、法令または契約等によって地方公共団体が負担することとなるものでございますが、これに区分されて支出されるものはいろいろなものが含まれております。

山形村一般会計の本年度当初予算において、負担金の総額は3億1,035万円となっております。主なものは常備消防費の松本広域連合消防費負担金が9,519万円、塵芥処理費の松本西部広域施設組合負担金が8,817万円、高齢者保健費の長野県後期高齢者医療広域連合負担金が6,450万円、それから中学校費、これは鉢盛中学ですが、負担金でございます。これが2,672万円であります。この広域連合や一部事務組合に対する4件の負担金合計は2億7,458万円で、全体の88.5%を占めております。

負担金の支出は地方公共団体の予算に少なからぬ影響を与えているのが実情であります。法令等で負担が義務づけられている経費にあつてはいわゆる超過負担の問題があり、任意の負担金の場合は内容が不明確な団体等の会員として、その維持運営のための負担金という名目で会費を支出している例があると思われま。

負担金につきましては、経費負担のあり方、効果等を精査した上で、必要最小限の負担にとどめることとし、他の市町村との連携を密にして、真に必要なかどうかを十分論議するなど、予算編成の際に十分検討を加えて経費節減を図ることとしていきたいと思っております。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、再質問があれば質問してください。

上条浩堂議員。

○10番（上条浩堂君） 今の答弁の中の松本広域連合ですとか消防費ですとか鉢盛中学の負担金、こういうことを言っているのではなくて、金額の多寡は関係ありません。いわゆる昔からの官官接待に例えられたような、いわゆる上級官庁に逆らわない。いわゆるお上に逆らわない、こんな暗黙な秩序のもとでの自治体が負担をずっと背負わされてきたのではないかと、そういうことを言ったわけです。

ぜひもう一度全負担金を見直して、3,000円、1万円、金額の多寡は一切関係なしにやっていただきたい。そう申したわけです。

再度の答弁をお願いいたします。

○議長（神通川清一君） 笹野総務課長。

○総務課長（笹野初雄君） それでは、負担金につきましては、時代とともに廃止になっている団体への負担金も多々ございます。そこで先ほど村長申しましたように、新年度予算の折には再度ゼロからのスタートということで精査をしておりますし、不透明な団体への会員の負担金等については今、見直しを進めておりまして、新年度の予算に向けて今取り組んでいるところであります。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、よろしいですか。

○10番（上条浩堂君） はい、以上であります。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、次に、質問事項2「母子手帳に関して」質問してください。

上条浩堂議員。

（10番 上条浩堂君 登壇）

○10番（上条浩堂君） 2番目の質問、「母子手帳に関して」質問いたします。

母子手帳は、妊娠を自治体の窓口に届けると交付されるもので、妊娠初期から小学校入学までの健康結果や予防接種などを記録でき、母子の健康管理に欠かせないものであることは言うまでもありません。

自治体の多くが採用しているのは、厚生労働省の省令に基づいて出版社などが製作した標準的なものが多く、我が村でも同様に、財団法人母子衛生研究所製のものを採用しています。

このところ世の中のニーズが多様化してきたこともあり、最近では新しいスタイルの母子手帳も登場してまいりました。その理由ですが、アレルギーなど健康面で気になることを書きとめる欄が欲しいとか、成長の様子をメモするページがあれば等々の親の声や保健師らの意見をもとに製作されているようで、実際に採用する自治体も出てきております。

健康の記述欄など厚労省が定める必須事項はおさめた上で、親の自由記述欄を大幅に増やしているのが特徴で、誕生日のお祝いメッセージを寄せ書きするページもあります。

一方、違う観点からの見直し論もありまして、それは親の離婚に関するものであります。2008年の全国の離婚は25万組と発表されていまして、我が村の正確な数字はつかんでおりませんが、恐らく増加傾向にあるのは間違いありません。当然父方が親権を任されるケースも増加してきます。母がいない場合でも母子手帳はそのままよいのでしょうか。母子手帳というネーミングも視野に入れた中での改定に対する村長のお考えをお聞きいたします。

○議長（神通川清一君） 清沢村長、答弁願います。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、上条議員さんからの2番目の「母子手帳に関して」のご質問にお答えしたいと思います。

母子健康手帳につきましては、来年度改訂版を配布する予定となっております。

母子手帳の名称につきましては、平成23年11月4日の母子健康手帳に関する検討会報告書によりますと、母子健康手帳の名称につきましても検討されておまして、妊産婦、それから乳幼児は急激に健康状態が悪化することもありまして、まだ乳幼児にとってはこの時期の健康が生涯にわたる健康づくりの基盤となることから、特に保健上の配慮を要する集団であることは現代においても変わりはないということでございます。

父親の育児参加を促すために、親子健康手帳等への名称変更が有効との意見があったわけでございます。妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進の重要性という観点から、母子健康手帳の名称は変更しないことが適当と考えるところでございます。

なお、父親の育児参加を促進するためには、父親にも記入しやすい欄を設ける等の工夫を行うことが望ましいとの報告がされております。妊婦期から出産までの母親、妊産婦でございますが、この状況及び乳幼児の健康の保持増進の重要性にかんがみ、当村におきましても名称変更はしないことが適当と考えております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、再質問があれば質問してください。

上条浩堂議員。

○10番（上条浩堂君） ただいまの答弁の中ではこのネーミングは変えない方針ということをお聞きしましたが、これは参考までに一般の出版社の製作なものですから、製作所は言いませんが、議会事務局で取り寄せてもらったサンプルの1つがこちらなんですけど、内容というか、この表紙は下の方に小さく母子健康手帳とは書いてあるんですが、大きくは親子健康手帳、こんなふうになっております。

こんなネーミングでしたら父親が持ってもいいかななんて思ったものですから、この今回の質問にさせてもらったわけですが、この中の特徴はいわゆる父親向け、パパ向けの子育てアドバイスとかそんなものも収録されていまして、大変よくできているなど自分は思ったわけでありまして、そのこの中のアイデアがいろいろありまして、ネーミングはともかくその内容についてですが、成長と健康の記録のページですとか、カラーも非常に工夫されていまして色とイラスト、また記録を促すデザインになっております。で、予防接種のページも充実しております。

一番違うところが、従来の母子手帳は小学校入学までとなっておりますが、こちらは小学校入学、その後も書き込めるようになっていまして、こういう子育て中の親の声を実際に書き込むことによって、よりどう言ったらいいんでしょう、お子さんに対するこの子育てを促すと申しますか、そういう効果も望めると、そんなことを目的に質問したわけでございます。

それから、これはまだ少数の自治体で、愛知県の小牧市の例ですと、これを、失礼いたしました。これは月齢とか年齢ごとに子どもへのメッセージを記入するような欄があるのを採用されている。

また、茨城県の常陸大宮市の例ですが、これはずっと思春期まで一貫した健康管理をしようと、二十歳までの健康管理欄を設けている。そして、これをその成長の暁にお祝いと申しますか、お子さんに対するプレゼントにする、そんな意味も含まれているようですが、もう一度ご答弁お願いいたします。

○議長（神通川清一君） 小野保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野勝憲君） 母子健康手帳でございますが、先ほど村長が答弁いたしましたとおり母子健康手帳に関する検討報告会というものが国で開催をされております。

その中でもやはり先ほども言ったように幾つか指摘をされております。やはり父親の育児参加を促進するためには、父親にも記入しやすい欄をとというようなことがうたわれているわけです。

そもそもこれにつきましては、母子健康手帳の記載内容につきましては、手帳の交付事務が市町村に委譲されたのが平成3年からでございます。これにつきましては、省令等で様式は定められておりますので、それは入れなければいけないというふうになっているかというふうに思います。

今の母子健康手帳につきましては90ページぐらいあろうかと、ページ数であろうかというふうに思います。この中でも無限にやっぱり増やすというのが、厚くなっていかなものかというふうに言われております。

先ほど議員が言われたとおり幾つかの市町村では、省令様式と任意様式と混在化などして様式の改変が行われているということなんですが、この研究会、検討会の中では、母子健康手帳の役割及び全国の一律の省令様式の意義を考えれば望ましくないのではないか。どこへ行っても基本的には同じような様式が望ましいのではないかと。

ただし、省令様式を変更しないで、任意で充実することは別にいいんじゃないかということで、いろいろ検討した中で国では変えないと、名前を変えないという部分があります。

うちの村として変えずに独自に新たにつけ加えるかということにつきましては、やはり経費的な部分があります。ただ、この中ではやはり先ほどもちょっと予防接種のところでもちょっと言った、質問があった、任意の予防接種の質問があったわけですが、予防接種の記録欄が充実していないとかという指摘があり、そういったものも踏まえた中で今後改定される予定ですので、担当課としてはやっぱり母親があって子どもですので母子手帳と、母子健康手帳というのがやはり名前、それから様式。様式も国の一定水準の中での統一様式を使うのが最良ではないかというふうに判断をしているところでございます。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、よろしいですか。

上条浩堂議員。

○10番（上条浩堂君） ただいまの小野課長のおっしゃることはよくわかりました。  
でも、いろいろ検討されていらっしゃるようなことですので、今後ともよろしくお  
願いします。

この質問は以上であります。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、次に、質問事項3「防災教育」について質問  
してください。

上条浩堂議員。

（10番 上条浩堂君 登壇）

○10番（上条浩堂君） それでは、次に「防災教育」について質問いたします。

消防法に基づいてすべての学校に避難訓練が義務づけられていますが、その内容や  
回数等は各学校の判断に任されているのが実情のようであります。小学校では理科の  
授業で地震を、社会科では消防署の見学を、そして体育ではけがの防止を学習いたし  
ます。

しかし、各教科で学ぶ内容を関連づけ、災害から命を守る力に発展させている学校  
は多くないでしょう。積極的に防災を教えるため、授業の必修化や先生方の充実は、  
将来に向けた目標でも結構ですが、防災を学んだ世代をどんどん増やし、災害に強い  
地域づくりをする必要性はあります。

ゆとり教育の見直しがあり、中学校での総合学習の時間削減実施はやむを得ません  
が、今年の津波から逃げて助かった釜石市の中学生たちが口々に「防災訓練を受けて  
いなかったら助からなかった」と言っていたことを肝に銘じていただきたい。

文科省が来年度から実施するとしている緊急地震速報の受信設備も視野に入れ、地  
域の安全を保つすべを学ぶ防災教育の必要性を教育長がどのようにお考えかお聞きし  
ます。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

本庄教育長。

（教育長 本庄利昭君 登壇）

○教育長（本庄利昭君） 上条浩堂議員の質問であります「防災教育」について答弁を  
いたします。

山形小学校における防災教育の現状であります。議員ご指摘のとおり教科教育で  
は理科、社会、体育の時間で取り扱っております。また、総合的な学習では地域の自  
然環境や災害の学習、視聴覚教材を使った学習などを行っています。

また、学校保健安全法に基づく学校安全計画及び学校危機管理マニュアルを作成し、防災に関する避難訓練などを年3回実施しております。

なお、本年の東日本大震災、長野県北部・中部地震等を受けて、危機管理マニュアルの見直しを行いました。一方、職員向けの学校安全教育については、地震、火災、不審者の侵入及び交通事故についての校内研修を実施しております。

ご指摘のとおり児童・生徒の防災意識の向上を図ることは重要な課題だというふうと考えております。防災教育は災害発生時、子どもたちが自ら命を守る行動につながるための訓練であり、生きる力をはぐくむための防災教育を行うことが必要だと考えております。

なお、文部科学省の来年度概算要求額の中に、防災科学技術等推進支援事業が位置づけられ、緊急地震速報受信システム整備費に国庫を充てるとされています。しかし、本村では同種の機能を持ちます全国瞬時警報システムが既に導入しておりますというところから、今回の文部科学省予算による整備については導入を考えておりません。

今後は、防災教育の一環としてこの全国瞬時警報システムを十分活用し、地域と連携した防災訓練のあり方について検討をし、実施をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、再質問があれば質問してください。

上条浩堂議員。

○10番（上条浩堂君） 緊急地震速報の受信設備については自分もちょっと知識がなくて申しわけなかったでありますが、文科省も学校もお題目は体験を重視して生きる力を育てると、こういうふうに唱えても、実際のところは少しでも危険なことをさせないというのが現状であると思います。

例えば学校によっては放課後の禁止項目は物すごくたくさんあって、下校は何時までにしなさい、野球、サッカーもだめ、ブランコは立ちこぎはだめだとか、滑り台のさかのぼりもだめとか、要するに少子化の影響もあるんでしょうか、親御さんからの声もあまりに多くて、極端な例では危ないから滑り台を撤去しろとか、こんな声もあるんですが、この結果としてどうなるかといいますと、外で遊ばない子がどうしても増えて、転んだときに手をつくこともできない。

そして、その結果、顔を打ったり鼻を打ったりしてしまう。顔に来たボールをよけることもできない。すべて体験不足から来るのではないかと、こんなふうに思うんですが、その中で我が山形小学校で、これは宮澤議員の質問に対する答弁の中で1校1

運動、その中で外遊び、また自由遊びが定着してきたと、こういうことが大変よいことではないかなと思うわけですが、例えばそのほかに外での実習、これはキャンプなんかが非常に有効のようで、まきの火で非常食を調理したり、油性ペンを、これがろうそくがわりにできるとか、こういうもしかしたら小さな痛みを伴うかもしれませんが。

でも、それを、小さな痛みを伴う体験をさせることで危険を察知したり、自分で判断できる力がはぐくまれるのではないかと、こんなふうに思います。

これは教育長に以前お聞きした中で、長野県の池田町の会染小学校では毎年、全新生に肥後守という昔の子どもならみんな持っていたいわゆる折りたたみナイフですね。これが贈られるそうであります。その使い方は6年生が教えて、全児童が月に1回使い方を復習する。そして、毎晩自宅では鉛筆を削る。こういうのも83年、当時の校長先生が、集中力を高める効果を訴えて保護者たちを説得して学校に定着させてきたことでもあります。

昨年度、私の所属している総務農林常任委員会で今井小学校へ視察に行った際、在席されていた中島校長先生がその後、現在この会染小学校へ赴任されて、これをそのまま継承されているわけですが、その中で先生の言葉を引用させていただきます。

「刃物を使いこなすだけでなく、この肥後守1本から、道具を使う緊張感やつくり上げた達成感などさまざまな感情が生まれる。人に向けてはいけないという倫理観も育つ心が成長するのです」こんなふうにおっしゃっております。

防災教育の範囲も結構広いわけですが、教育長、いかがでしょう、再度お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

○教育長（本庄利昭君） 議員のご指摘の中でも尽きている感もあるんですけども、体験不足という言葉が出てきたんですけども、今、やっぱり今、学校長なんかも重点施策というんですかね、教育の基本的な考え方として言っているのが、失敗をするといいますか、失敗を恐れるあまりにマニュアルに沿ったことだけしかできないという、そういった子どもが非常に増えてしまっているというようなことに非常に危機感を持っております。

全くそのとおりだと思っておりますし、それで1つの例として、よく例え話で聞かれることもあると思うんですけども、やっぱり日本の教育のあり方というものが、やっぱり知識をあまりにも重視し過ぎてマニュアルに沿った知識だけを詰め込む。それで、創造性みたいなものはもうほとんど育たないという状況の中で、例え話で言わ

れているのがグライダーのような人間で、要するに風が一定方向から吹いているとうまく舞い上がるんですけれども、エンジンを積んだ推進力のある人間が育っていないという、そういった指摘もあります。

全くそのとおりだと思いますし、先ほどのキャンプの問題だとか、それから今年に限ってはセシウムの問題もありまして、焼き芋の場合も非常にこの自粛といいますか、遠慮しながら行ったというような経過もあります。やはり世の中が少し神経質になり過ぎていかなという気もしますが、これはご指摘のとおり少子化のこともあって子どもたちをとにかく大事に育て、安全にというか、安全安心といいますか、そちらの方の比重といいますか、そういったのが強いかなというふうに思っております。

それで、よく現場でといいますか、教育委員会の事務所の中でも話題にしているのが、やっぱり教育という問題とやっぱり福祉という問題、視点というのがあると思うんですけれども、やはり教育が福祉というやっぱり観点も必要だというふうに指摘もあるんですけれども、その福祉というものの考え方と教育というものの考え方のそのバランスといいますか、その視点の違いというのがやはり整理できていないかなというふうに個人的には感じております。

答弁になりませんでしたけれども、以上ご所見を申し上げました。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、よろしいですか。

上条浩堂議員。

○10番（上条浩堂君） はい、ありがとうございます。

それでは、最後にある大学の教授の言葉ですが、安全を守る一番の方法は危険を見きわめる力をつけさせること。その中に、妹や弟の世話を、また家事の手伝いなど多くを体験した子どもほど他者への思いやり、積極性、自立的な行動が身についている、こんなことをおっしゃっていましたが、最後に学校側と保護者側との間の橋渡しを教育長にさらにお願ひしてこの質問を終わります。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、次に、質問事項4「外出時の救急医療情報について」質問してください。

上条浩堂議員。

（10番 上条浩堂君 登壇）

○10番（上条浩堂君） それでは、4番目の質問「外出時の救急医療情報について」質問いたします。

救急医療情報キットについては、今年の3月定例議会の一般質問でさせてもらいま

したが、今回は外出時の携帯式救急医療情報についてであります。静岡県藤枝市の危機管理課が製作し配布しているものを議会事務局に取り寄せていただきましたが、内容としましては、保険証番号を初めかかりつけの医療機関とか血液型とかが書き込めるようになっていまして、この表書きは「命のパスポート」となっています。災害時も視野に入れ、特に高齢者の方々に外出時の携帯を習慣づけていただけたらよいと思いますが、このことに関し村長のお考えをお聞きします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、上条議員の4つ目のご質問「外出時の救急医療情報について」のご質問にお答えしたいと思います。

上条議員がご質問しておられるように、静岡県藤枝市では「命のパスポート」というものを作成されているようでございます。東日本大震災での避難所生活の教訓として緊急連絡先や持病、それから普段服用している薬ですね、それだとかアレルギーなどの自分自身の情報を記載し、携帯できるアイテムが必要であることから作成されたようでございます。

ほかの自治体では安心カードという形で作成している市町村もあるようでございます。上条議員が言われておりますように、何らかの形でこのようなものを作成できればいいかなというように思っているところでございます。

上条議員が提案していただきました緊急医療キットですね、これなんかとも一緒に考えていかなければならないというように思っております。今のところ担当課長等も相談した中で、できれば新年度に間に合えばいいかなというような、非常に今のところ考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 上条浩堂議員、再質問があれば質問してください。

上条浩堂議員。

○10番（上条浩堂君） 大変前向きな答弁をいただきありがとうございます、これが実際に議会事務局に取り寄せていただいた藤枝市のもので、「藤枝版命のパスポート」こんなふうになっております。四つ折りというんでしょうか、ちょうど折りますと名刺サイズと申しますか、免許証の大きさ、ちょうどこんな大きさになっていて、例えば免許証と一緒に入れておくとか、こういうパスの中に入れるとか、そういう財布の中にも入るようなこういう小さいサイズですので、こんなものも将来的に考えて

いただけたら大変ありがたいと思います。

最後になりますが、今回の私の質問は、それぞれ本当に微々たるものと言われるようなものが多いんですが、ぜひ村民の、村長は先ほどの答弁の中でも、なるべく平等なクリーンな政治を心がけるとおっしゃっていましたが、なかなか声を上げられない弱者もたくさんいらっしゃいます。そういう小さい声の一部だどご記憶願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 以上で、上条浩堂議員の質問は終了しました。

ここで、休憩します。3時20分まで休憩とします。休憩。

（午後 3時05分）

---

○議長（神通川清一君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 3時20分）

---

◇ 柴 橋 潔 君

○議長（神通川清一君） それでは、次に、質問順位9番、柴橋潔議員の質問を行います。

柴橋潔議員、質問事項1「住宅リフォーム助成制度創設について」質問してください。

柴橋潔議員。

（8番 柴橋 潔君 登壇）

○8番（柴橋 潔君） 議席番号8番、柴橋潔です。

それでは、「住宅リフォーム助成制度創設について」の質問をさせていただきます。

今年第1回の定例会の折ですが、大池議員から住宅リフォーム制度の質問が出されております。いつから制度の立ち上げをするかは村長答弁では明言されませんでした。担当課によると来年度から実施予定とのこと。

県下77市町村中、46市町村に拡大し実施されており、大きな市が入っていくため、県民の83%が制度を利用できるようになっております。経済への波及効果が期待でき、また地域経済活性化につながり、多くの仕事に結びつく制度と思いますが、

この課題につながり、また村民が利用しやすい制度でなくてはならないところです。

これから内容、予算の検討に入るところだと思いますが、どのような構想で取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、柴橋議員から出されております「住宅リフォーム助成制度創設について」のご質問にお答えしたいと思います。

村の住宅リフォームの助成制度の創設につきましては、既に大池議員からのご提案のほかにも、村の建設・建設業に携わる組合員の皆様方からも仕事量の確保、また地域経済の活性化のためにも早期での実施について要望、要請がございました。

これを受けまして、庁内で実施時期等の検討を重ねてまいりました。その結果、来年度、平成24年度4月1日より住宅リフォーム助成事業の受け付けができるよう、現在準備を進めているところでございます。

検討している住宅リフォーム補助制度の内容や今後の予定等は担当の中村課長から申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） それでは、今後の予定等につきまして申し上げたいと思います。

現在、補助事業の基本となります山形村住宅リフォーム補助金交付要綱案の策定を急いでいるところでございます。検討している中身でございますけれども、先ほども議員さんから申されたとおり、県内でも46市町村が既に支援をしているということございまして、他の自治体で行われておりますリフォームの支援状況等も参考にしながら、補助する住宅リフォームの対象事業、こういう人は幾ら以上にするのか、あるいは事業費に対する補助率をどのくらいにするのか、それから補助金の上限設定をどのくらいにするのか。

さらに、村民の皆さんの血税を使うということになりますので、補助金交付は適正に対処してまいらなければならないということで、交付申請書の書類はどんなものを出していただくのか、あるいは工事が終わった後、実績報告等をいただくわけですが、どんなものを提出いただくのか等、要綱について今検討しているところでございます。

要綱素案ができましたら、村内の建設業に携わります組合員の皆さん等のご意見、あるいはご要望等もお聞きしながら、この年内には要綱案を固めたいというふうに思っております。

同時に新年度の予算編成時期を迎えますので、財政担当とも補助金の枠についてのすり合わせ等もしようかというふうに思っております。その上で、来年1月中には最終的な要綱案を決定したいというふうに思っております。それを受けまして、2月の広報には、ぜひこのホームページ等にリフォーム補助事業の実施につきまして村民の皆さん、それから村内の施工業に携わる皆さんに周知をしまいたいというふうに思っております。

これから細部につきましてはまだ検討しなければならない事項もございますが、いずれにしても来年4月1日から受け付けをできるように今準備を進めているところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（神通川清一君） 柴橋潔議員、再質問があれば質問してください。

柴橋潔議員。

○8番（柴橋 潔君） 今お伺ひしたところ金額的なものとか件数的なもの、それとか上限、交付の方法とかまだ検討中ということですので、お返事はいただけないところでございますが、いろいろこの住宅リフォームの中でどんな定義をもって行うか、新築以外ならずすべてリフォームとみなすのかとか、耐震補強の助成制度や介護保険のバリアフリー化の補助、それとか国のエコポイントの制度とかそういったたぐいのものとの兼ね合いがどうなっていくのかとか、それから単年度の補助事業なのか複数年にわたるのかとか、いろいろあると思ひます。

それから、申し込みに際しても、実際申し込んでもリフォームしないという方も中にはいると思ひますので、整理券みたいなもので枠の中で順番を拾っていくというようなそんなような申し込みの方法、いろいろ考えられると思ひます。そんなようなことをどんなようなところまで考えているか、ちょっとわかりましたらよろしくお願ひします。

○議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

○農林建設課長（中村俊春君） 一応年度につきましては、これまたまだこれからなんですけれども、単年度では、多くの自治体は2年、3年にまたがっておりますので、単年度ではまだ効果が、この経済状況がなかなか進展しないという中では、担当サイ

ドとしてはどうも複数年度にまたがってやっていかなければいけないかなというふう  
に思ってもおりますけれども、これはまた財政等との関連も出てきますので、そこら  
辺は検討しなければならないと思いますし、それから枠のことを言われました。

補助金の上限の設定にもよるかと思うんですけども、県内の自治体を見ましても、  
補助金が当初予算で終わって受け付けを終了したところもございますし、追加補正で  
やっているところもございます。いろいろその財政事情によってはいろいろあるわけ  
ですが、そこら辺はこれからまだ財政等はすり合わせをしていかなければいけないか  
なというふうに思っております。

それから、一応高齢者の介護の補助制度だとか耐震の補助制度等もございますので、  
それらとはダブらないようにというふうに思っております。県内でも住宅エコポイン  
トについては併用しているところもあります。あれは補助金じゃないので、ポイント  
制なので直接の補助ではないものですから外しているところもありますし、併用して  
いるところもあります。そこら辺もちょっとまだ検討というか、しっかりまだ決めて  
はおりません。もろもろ今はまだ詳細については検討しているというところござい  
ます。

○議長（神通川清一君） 柴橋潔議員、よろしいですか。

柴橋潔議員。

○8番（柴橋 潔君） 引き合いに出してよいものかちょっとわかりませんが、23年  
度の当初予算の観光費に清水高原観光施設整備工事として4,000万円、それから設計  
管理委託料として280万円、これはスカイランドきよみずの空調や風呂等の修理のた  
めに計上されているものです。スカイランドきよみずは村の財産であるから維持管理  
していくのは当然であると理事者はよく言われます。

老朽化に伴いこれからも補修に費用がかさんでいくのではないかと思っております  
が、村民感情を加味した場合、予算の配分としてわずかずつでも広くを対象に使うと  
いう意味で、リフォーム助成の枠を少し広げていただいて、村民がほんの少しでも快  
適な生活ができるような、そんな予算措置を講じていただけたらと思ひましてお願い  
したいと思います。

答弁は結構でございます。

以上で終わります。

○議長（神通川清一君） 以上で、柴橋潔議員の質問は終了しました。

◇ 大池俊子君

○議長（神通川清一君） 次に、質問順位10番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1「“TPP交渉参加表明”について中止の声を」について質問してください。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） 議席番号1番、大池俊子です。

今日は2つの問題について質問をしたいと思います。

初めに、「“TPP交渉参加表明”に中止の声を」ということで行いたいと思います。

野田首相は11月11日、アジア太平洋経済協力会議（APEC）において、TPP交渉参加に向けて関係国と協議に入ることを表明しました。

TPPの第1の問題は、関税を撤廃し、農産物の輸入を完全に自由化することです。農林水産業と国民の食料に大打撃を与えます。日本の食糧自給率は39%から13%に低下、国産の米は1割以下になります。

もう1つは、非関税障壁を撤廃すると言いながら、関税以外のルールもすべて取り払うことです。他の参加国が貿易の障壁に例えれば、国民生活のさまざまな分野で規制緩和が迫られ、国民の安全安心が脅かされ、TPPが国の形を変えるとまで言われています。これほど深刻な問題を政府から唐突に提起され、情報開示も国民的議論も不十分なまま進められようとしていることは大変問題なのです。

TPPに対して参加すべきでない、慎重に検討すべきなどの意見書が昨年10月以降、全国で44道府県で可決されています。同様に市町村議会では1,495に上ります。

我が山形村でも村長、村も山形議会でも既に意見書を出しています。反対の意見書を出しています。

そこで質問します。

1つ目に、農業が壊滅的打撃を受けるとされていますが、どのような状態になると考えますか。

2つ目に、農業以外ではどんな影響が出ると考えますか。医療とか産業、また地域経済にということです。

3つ目に、山形村も議会も既に意見書提出をしています。交渉撤回になるまで運動を広げ、声を上げていってはどうでしょうか。

これで、第1回目の質問とします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、大池議員から出されております「“T P P交渉参加表明”に中止の声を」のご質問にお答えしたいと思います。

最初の質問でございます「T P Pを受け入れた場合、日本の農業がどんな状態になるかと考えるか」についてお答えしたいと思います。

T P Pは原則的に輸入物品に対する関税は撤廃、ゼロであります。もしそのようになった場合、外国から価格の安い輸入農産物が大量に流入してくる。そのようになった場合、外国から価格の安い輸入農産物が大量に流入してくることが想定されまして、農林水産省の試算によりますと、国内農林水産物の生産額は約4兆1,000億円減少するのではないかとされております。

影響幅の大きな品目といたしましては、米が90%、小麦やでんぷん作物等に至りましてはほぼ100%、牛肉類も7割近くが減少するのではないかと見込まれております。

このことは国内自給率アップを掲げる国の農業政策とは相反するものでございまして、農業者の作付意欲の衰退によりまして、さらなる遊休荒廃農地の増大等々、T P Pを受け入れた場合、農業分野の影響が一番大きいものになると考えられております。

次に、2番目のご質問「農業以外でどんな影響が出るかと、どう考えるか」についてお答えしたいと思います。

政府がT P Pに関する情報を小出しにしているのではないかとされておりまして、あまりにも情報が少ないため、その影響については新聞やマスコミ報道で出されているものを聞かざるを得ないというところでございます。

その1つに、日本の医療制度への影響が取りざたされております。特に米国からは保険診療と適用外診療を併用する混合診療を求めてくるのではないかとされております。外国の企業が日本の医療に参入することにより、保険外の自由診療が拡大しまして、日本独自の制度である国民皆保険制度の崩壊が心配されるとされております。

一方、経済界はT P P参加に理解を示しているようではございまして、関税が撤廃されれば、相手国に対し輸出がしやすくなる、貿易の手続が簡素化される、また国内中小企業での貿易量も増え、製造業によってプラスになる、また貿易障壁がなくなり

外国間での物や人的資源の活用が進み、日本にとってもメリットがもたらされるなどと言われておりますが、果たしてそうなるのでしょうか。疑問を感じております。

T P Pは関税撤廃を含む21の分野で協議が進められているところでございますが、ほかにも金融サービス、食の安全安心等々さまざまな項目で懸念や地域経済全体への影響が心配されているところであります。

次に、3番目のご質問「交渉撤回になるまで、運動を広げ、声を上げては」というご質問でございますが、野田首相、政府のT P P交渉参加表明は、国民や国会の十分な議論を経ないまま行われたものでございます。特にJ A等農業団体は断固反対の立場で運動を続けているとのことでありまして、政権寄りの日本の医師会までもT P Pには反対しております。

11月22日には、県選出の国会議員に対する要望活動がございまして、私も出席いたしました。その際、交渉を撤回するようとの申し入れも行いました。また、11月30日に開催されました全国町村長大会には野田首相も来賓としてお見えになっておりましたが、全国町村会といたしましては、改めてT P Pの参加につきましては反対ということで採択を見ております。

農業を基盤産業といたしております山形村の村長といたしまして、T P P交渉参加は反対、認められないという立場で、あらゆる場面で運動、また声を大きくしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 大池俊子議員、再質問があれば質問してください。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） それでは、2回目の質問をしたいと思います。

日本の農業は高齢化が進み、先が見えないという声があります。だから、T P Pに参加すれば強くなって輸出産業になるというのはむちゃくちゃなことだと思います。強くなる前に今必死で頑張っている農家は全部つぶれてしまいます。

午前中の小林議員の質問の中の答弁で村長も言われましたが、山形村の農業は1戸当たり耕作面積、多くても三、四町歩、法人はもっと多いんですが、これからも農業形態が変わるとは考えられない。そして、大型、これ以上の大型は考えられないと述べました。

農業も安い、高いはありますが、今の現実としては山形の農業、非常に盛んで安定している状態だと考えます。野田首相はT P P参加を表明しましたが、正式に参加す

るには他の国から承認を受ける必要があります。アメリカで議会の承認も必要となるので、半年以上は先に行くということです。その間にアメリカから日本に対して米の例外はあり得ないとか、先ほど言われました混合診療を解禁しろとか、遺伝子組み替えの表示をなくせとか、今、日本で守られている食糧政策がもうなし崩しに崩されるという心配が出てきています。

大型農業では今の農業、日本の農業の形態自体が外国の何十町歩というのにはもう比較にならないくらいの問題で、比較すべき問題でもありません。また、医療では先ほど村長も答えられましたが混合診療の問題が出ました。そして、昨日の国保の問題で非常に赤字になっているというか、それで基金なんかを取り崩して何とかこう守って、みんなの国保として維持をしていくという状態に行政としても取り上げているんですが、このTPPが入ればこの国保、国民皆保険制度というのがもうなくなってしまいう状態にされるという問題が出てきていて、国民の健康状態も非常に脅かされてくるということです。

そういうところから考えて、先ほど村長は村長会とかいろいろなので国会なんかに抗議に行っていると言われましたが、今この間も松川村なんかとかいろいろところで集会なんかやられているんですが、JAはもちろん松本ハイランドとかいろいろなJAの団体が村、行政の方へも働きかけて反対をしてくれ、意見書を上げてくれというのが出ているんですが、村としましてもやはり村の意思表示というんですか、垂れ幕を流すとか、またいろいろところでこうシンポジウムのにやっぱりこのTPP反対に対するの集会的なものを持ったらどうかと思うんですが、そういう反対の声を上げるというだけでなく、やっぱりいろいろな形で運動にしていくというか、そういうことはできないものか。

また、垂れ幕とか非核平和の自治体宣言なんかでこうやってあるんですが、そういうような形で意思表示をしていくというところでの考えはどうでしょうか。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

○村長（清沢實視君） 先ほど私申し上げましたが大変国から、政府からの情報が非常に少ないわけでありまして、それで実際問題どうなっているんだろうかという、私どもはこういう資料とかいろいろいただいて、少しずつそれなりに勉強してはきているところではありますが、住民の皆さん方も中にはもうこのもう当然一生懸命このTPPに関して情報を得ている人たちもおられると思いますけれども、とにかくもう少しメリット・デメリット、参加、このパートナーシップの交渉に参加してメリットがある

ものなのか、デメリットはどんなものなのかということ、しっかりしたものを住民の皆さん方はまだわかっていない人たちがかなりいるのではないかと、私には推察しているところでございます。

ですから、もう少し住民の人たちがどうなのかということ、この内容のことにつきまして情報を得た中でやっていくべきではないかと思っております。国民のそのアンケートによりますと、ほぼ五分五分というか、賛成と反対がだんだん今度は賛成の方がそのアンケートをとった中でパーセンテージが高くなってきたということも聞いておりますので、その辺のところもよく加味して、それからそんな余裕はないと言うかもしれないですが、私ども行政といたしましては、その他の行政等を見ながらやっていくべきではないかなというふうに思っております。

私の個人としては、すぐにでも垂れ幕とかそういうものはやりたいという気持ちはあるんですが、果たしてそれが村民の総意、意思があるものなのか、その辺のところも分析しなきゃいけないと思いますし、また最初のころより大分いろいろ情勢が変わってきておるものですから、その辺の様子を見ながらというような形で、今、私はそういう、現段階におきましてはそういう考えでおりますが。

○議長（神通川清一君） 大池俊子議員、よろしいですか。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） それでは、3回目の質問に入りたいと思います。

T P P、先ほど村長、まだ反対の声も少し大きくなって来たと言うんですが、私のこう知った限りでは、1つにT P Pには毒素条項と呼ばれるものが盛り込まれている危険があるということです。例えば企業が後押しした相手国の政府を訴えることができる。日本が禁煙の規制を今やっているんですが、アメリカのたばこ会社が日本政府に損害賠償を請求することもできる。

それから、今、医療機関ではその患者負担軽減の制度なんかをこう実現している例もありますが、アメリカの製薬会社から利益を上げる妨げだとまた訴えられることもあり得る。

それから、もう1つに、T P Pに入っても問題があれば抜ければいいという声もたくさんあります。それは非常に無責任で、関税の原則撤廃を認めるのがT P P交渉に加わる前提条件ということです。これ、今、毒薬と言いましたが、本当に大変な問題だと皆さんに、やっぱり有権者の人たちが認識するように学習しなくてはいけないと思います。

それで、JAなんかからももう以前から陳情書なんか上がっているんですが、JAとか農業、いろんな農業団体があると思うんですが、そういう人たちとも一緒になってよく農業の集いとかやってきたんですが、そういう人たちと一緒にその反対とか賛成と言う前に、その情報が足りないと言うなら、みんなで考える集いみたいなのをやってこう意識を変えていくとか、みんなの意識を高めていくということも今非常に必要なときだと思うんですが、そういう点ではどういうふうにお考えでしょうか。

その上でみんなで何らかの意思表示をしようと思ったら、垂れ幕とかいろんな方法があると思うんですが、そういう点でどうでしょうか。

それから、これで最後ですので、新聞に載っていた下平次郎さんって新興塾の長年学長をやっていた方の新聞が載っていたのでちょっと読ませていただきます。「天王山だということで、農業にとって天王山とも言える決戦のときが来た。日本の農業、農村にとって歴史的な分かれ目になるときを迎える。それはTPPにかかわる協議や参加をめぐる重要なときだからである。既に国は参加に向けてかじを切った。大義名分は低迷する日本経済を打開するため、スポンサーの要望を受けて全面貿易自由化の道に踏み出している。今、日本農業の危機である。国益だ、国策だと国民をあおり、貿易自由化を進めるのが心配だ。そして、アメリカの傘の下で追従する国になってしまう。すべて価値判断の基準が金である。先日、国王が来日したブータンの国民総幸福度を国はどう受けとめたのか。国土の自然や人々の暮らしはいつでもよいのか。政策に心がけない。愛が感じられない。農業を再生復興させる、両立させるという言葉だけだ。大規模農業化してもごく一部だけだ。小規模農家や山間部などはどうするのか、何も見えてこない」ということで、これで3回目の質問にさせていただきます。

○議長（神通川清一君） 答弁は要るんですね。

○1番（大池俊子君） 村長に、JAの。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

○村長（清沢實視君） 先ほどもう少し私、詳しく説明すればよかったんですけども、山形村はもちろん農業が基幹産業という形で全面的に出しているんですが、またその反面、サラリーマンとして、また中小企業に勤めている、また大きな会社へ通勤している方も多いわけでありまして、ですからそういう人たちも山形村も大勢の人たちが占めている中で、村の行政の中心であります役場のところに、早々と垂れ幕を下げるのはいかがなものかなと。

その機運がまだ高まってきたことと、もう1つ先ほど冒頭に申し上げましたとおり、私ども情報が非常に皆さんの手元には行っていない。その判断をするのに、やはりメリット・デメリットについてみんな知る必要があるだろうというように思って、最近21項目についても対象ということを恐らく知った人たちも最近だと思うんです。

最初はやはり農産物という形の中の今回のパートナーシップ協定の参加の問題だというように認識したのではないかというように思っております。私もそう最初のころは思っているうちに、いや、これは違うぞと、人、物、金がすべてゼロと。ゼロといえますか、お互いの国々がすべてそれによってつながるといことでございまして、確かに下平次郎先生のおっしゃられるように農業にとってはそれこそ天王山の戦いになるというぐらいの大きな問題であります。

ですから、いろいろの本を見ましても、中国への富裕層ですね。の相手に日本の米を売ると、売り込む。そうすれば日本の農業は絶対間違いなくよくなるとか、そういう記事を見るにつけ、ああ、そうなのか、それなら農業、大丈夫だろうという安堵感を持つ場合がありますけれども、日本の技術もさることながら、アメリカのお米の技術もそれはすばらしいものだということを私は体験しております。

というのは、カリフォルニア米というのがありまして、すぐ外米というのはあまりよくないと言うんですが、カリフォルニア米というのは日本人が行って、太陽がいっぱいのカリフォルニアで大量生産をしている。そのお米は当時は日本の高級すし屋しか使えないくらい、それはおかずなしでもおいしいお米ということで有名になっておりまして、そんなことを考えれば、やはりいろいろの記事に惑わされないようにしなきゃいけないんじゃないかと。

ですから、国の方が、また関係の団体のところが、そのメリット・デメリットについて住民の人たちに知らしめるというのがまず最初であろうかというように思っております。その辺すぐどんどん話が進められていくということはありませんし、国会でもそれは問題になるであろうし、この問題は本当に大事な問題ですから、ある程度私どもといたしましては、国のこれからのこの施策に対しまして注視してまいりたいというふうに思っております。

○議長（神通川清一君） 大池俊子議員、次に、質問事項2「『のびのび教室』の充実のため、教員の配置継続を」について質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） それでは、2つ目の、2番目の質問をしたいと思います。

『のびのび教室』の充実のため、教員の配置継続を」ということで、現在、地域による学校への支援活動が積極的に始まっています。新しい教育基本法では学校、家庭及び地域住民の相互連携協力が第13条で新設されました。これからの教育は学校だけが役割と責任を負うだけでなく、これまで以上に学校、家庭、地域の連携を強めていかななくてはならないと思います。

その中で、今年の小学校の特徴は学校支援地域本部事業が始まり、読み聞かせやクラブ活動、そして夏休みの寺子屋などまさに地域ぐるみで学校、山形村の子どもの教育への取り組みが進められています。

学校要覧にも載っているように、山形小学校の学校教育目標の中の1つに「子どもの立場に立った『楽しい学校』を目指します」とあります。

できた、わかったを実感できる授業。

居場所がある学級、学校。

安心して学べる学級、学校。

このことこそ本当に大切にしたいところです。

しかし、不登校対策のために採用されていた県費での教員が来年度から中止になると聞きます。トレセンで行われていたボランティアによる出張、仮称ですが、出張『のびのび教室』は大変貴重な取り組みであったと思います。教室には入れない子どもや学校へ行くことができない、自分の存在感を見つけることができない。それが対応していただいたおかげで楽しくなってきたという話も聞きました。

子どもたちにとっては居場所、存在の場として大切だと思います。学校目標にもある楽しい学校づくりのためにも『のびのび教室』の存在を再認識し、不登校の子どもがなくなるまでを目標に取り組んでほしいものです。

そこで質問します。

不登校など不登校はどの程度改善されましたか。県全体、あるいは村でどうでしょうか。

2つ目に、村費を出しても教員の配置を続けてほしいのですがどうでしょうか。

これで1回目の質問とします。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

本庄教育長。

（教育長 本庄利昭君 登壇）

○教育長（本庄利昭君） 大池俊子議員の質問であります「『のびのび教室』の充実のため教員の配置継続」についてお答えいたします。

「不登校はどの程度改善されたか」についてであります。県の不登校児の割合ですが、小学生については20年度が0.5%、22年度は0.4%に改善しております。

中学校については20年度が3.22%、22年度は2.76%にそれぞれ減少しております。

当山形小学校については、大体昨年度までは1から1.5%の間でございましたけれども、本年度については、これは11月末現在でありますけれども、0.34%に減少しております。

2番目の質問であります、「村費での教員配置について」であります。

昨年度から2年をめぐりに、不登校の対策にかかわる職員を県費で配置をお願いしてあります。県の来年度の人事についてでありますけれども、現在まだ未定という状況であります。仮に『のびのび教室』でありますけれども、学校に来れても教室に入れない子どもたちのための中間教室としての役割も担っておりますので、仮に県費の職員の配置がない場合については、村費で対応するか、それともボランティアでどの程度まで対応できるかなど、ここ、今年じゅう、その予算までには検討しなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（神通川清一君） 大池俊子議員、再質問があれば質問してください。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） まだその全然来られなくなるというのは未定だと言われたんですが、この『のびのび教室』が学校内でも1つ倉庫みたいなところを改造して部屋にして、先生たち2人が半日ずつ交代で今までやられていて、そしてトレセンの中でもボランティアさんが英語をやったり、サッカーとかいろんな運動をやるという取り組みを不登校の子どもたちのために行われてきたんですが、そのやられてきたことに対するの総括というか、どうであったかというその話し合いなんかを学校とか、また取り組んだボランティアさんたちの気持ちなんかというのを聞く機会というのはつくったかどうかというのと、それから今、もし2年間、このデータを、今経過を聞きましても、県も0.1%改善されている。2年間の計画でということで、まだ途中のようですが、若干改善され、また山形村でも改善されてきているようですが、でもその不

登校の規定が前から教育長も言われているんですが、病気の場合は違う。それから、学校へ入っていれば、教室へ入れなくても不登校ではない。

そういうようなことを考えれば、今、障害特別支援教室が3つあって、障害がはっきり認められて、特別支援教室できちんとした授業を受けられる子どもたちはわかる授業が展開されて非常に充実しているんですが、なかなか障害と認め、わからない状態、グレーゾーンの子どもたちとよく言うんですが、その子どもたちはわからないままこう教室にいて、それが1時間、1日耐えられなくてやっぱり出歩いてしまうとか、そういうケースも山形だけじゃなく、もちろん山形村にもあるんですが、そういうケースがあるんです。

それで、結局は不登校になる原因になるのがたくさんあるんですが、そういう意味も含めて今のその中間教室的な役割の『のびのび教室』の位置づけというのが非常に大事だと思います。

そういう点でもし県費での教員配置ができなくても、そういう位置づけをきちんとしてこれから村費を出してでも継続して行ってほしい。その上にいろんなボランティアさんたちの協力があって、地域と学校と連携しての教育というのが成り立っていくと思うんですが、そういう点ではどうでしょうか。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

本庄教育長。

○教育長（本庄利昭君） 幾つかあったと思いますんで、落ちがあったらまたご指摘お願ひしたいと思います。

不登校の今、定義の話があったんですけども、不登校という、不登校児という扱いなんですけども、病気だとか経済的な理由ではなくて、年間30日を超えて休んだ児童・生徒について不登校という扱いといいますか、数字でカウントするというふうになっております。

それで、今の議員さんご指摘の中にもあったんですけども、例えば学校には行かなくても、地域のそういったボランティア活動の中で子どもたちの面倒を見てくれる、都会なんかではフリースクールみたいなものもあるんですけども、そういったところとか中間教室なんかへ行っている子供も、そこへ顔を出していると1日の通学といいますか、欠席ではないというふうに数字はカウントするようになっております。

それで、山形村で取り組んできた2年間、3年目になるんですけども、こういった不登校児の対策についての効果だとか、総括といったようなのはどうかということ

もありましたけれども、その話し合いといいますか、どんなふうな運営をしたらいいかというのは、その都度、その現場で担当の先生だとか、それからボランティアの方とはその都度行っておりますし、定期的に毎月というふうに行ったこともあります。

現在はある程度もう軌道に乗っているものですから、学期の締め新时期だとかそういったところにこの運営の仕方などの話し合いの場を持っております。

それと、子どもたちの中に、今、議員さんのご指摘の中にありましたけれども、学校には来るとはできるんですけども、教室へはどうしても入れないという子どもも何人かおります。そういった子どもは例えば保健室であったり図書館であったり、そういったところである程度時間を過ごして、それで帰っていくというような、そういった子どももおります。

『のびのび教室』というのを設置しておりますので、そこで先生が交代で必ず1人おまして、主には数学、国語のようなところを重点的に面倒を見ているというのが現状であります。

議員さんご指摘の来年、再来年に向けての計画でありますけれども、12月中旬ころに学校の現場の学校長と教頭先生、それからそういう関係するボランティアの方だと来年度に向けての予算措置の関係もありますので、どんなことが考えられるかという打ち合わせをすることにはなっておりますけれども、そこである程度来年度に向けての方向性というか、そういったものを考えていきたいというように思っております。

以上です。

○議長（神通川清一君） 大池俊子議員、よろしいですか。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 先ほど、前の村長の、村長になるについての公約の中に、やっぱり子育て支援等教育環境の充実というのがあるんで、村長にもこの現状についてどういうふうに考えるか、またぜひもし県での教員配置が廃止された場合は村費を使ってもぜひ保証して行ってほしいと思いますので、そういう点ではどうでしょうか。それ、村長にひとつお聞きしたいと思います。

それから、教育長には、やっぱり先ほどから学校要覧というのが何回か出てきているんですが、その中で先ほどの歩いて登校と、それから群れて遊ぶのも出てきたんですが、これ非常にすべてもう網羅して、子どもの本当に学校教育目標としてはすごいものだと思って、すごいいなと思って見ているんですが、やっぱりこの教育目標に

近づけるためには学校へ行かれないような、例え1人の子どもであっても、それから今、障害がわからずにとつか、認められずに教室へ行っている子どもも何人かだんだん増えているという話も聞きますが、そういう子どもたちもやっぱり学校のわかる楽しさとか、友達と一緒に群れて遊ぶ楽しさなんかも含めてやっぱり生きる力をつけていくには、それなりの環境を整えていくというのは、その最低必要条件みたいに私は考えていますので、そういう点でぜひ教育長には先ほど12月中旬ころ、校長を初め関係者の人と話し合って方向を決めると言われているんですが、前向きな検討をしていってほしいと思いますのでぜひそうよろしくお願ひしたいと思います。

村長にそのことについてのお考えをちょっと一言お願ひします。

○議長（神通川清一君） 清沢村長。

○村長（清沢實視君） いろいろの要望等あるんですが、もとになるというか、一番いつも問題になるのはその財政面でありまして、しかし財政面のことばかり考えていると、教育の環境を整えるための手段が後退してしまうというようなことのでございますので、専門的な立場の中で12月中旬ごろお話があるということのでございますので、そちらの様子等をお伺ひしながら、私ども判断してまいりたいというように思っております。

○議長（神通川清一君） 以上で、大池俊子議員の質問は終了しました。

---

◇ 中 村 弘 君

○議長（神通川清一君） 次に、質問順位11番、中村弘議員の質問を行います。

中村弘議員、質問事項1「子育て支援センター建設について」質問してください。

中村弘議員。

（9番 中村 弘君 登壇）

○9番（中村 弘君） 議席番号9番、中村でございます。

私は子育て支援センターについての質問をさせていただきます。

この支援センターの質問につきましては、最初に竹野議員が質問しておりますので、ダブるかもしれませんがよろしくお願ひをしたいと思います。

子育て支援センターは保育園建設に伴い同じ敷地内につくるという予定になっております。それで、これについては24年度に検討して、25年度につくるという先ほど回答がありましたので、これについては結構でございますが、子育て支援センター

をつくるに当たっての中身でございますが、幼児対象のセンターにするのか、18歳までを考えた中の支援センターにするのか、お答えをお願いしたいと思います。

また、来年度の4月より大課制を見直して8課制にして、その中に子育て支援課を新設するということになっております。それにつきまして、小学校、保育園というものに国の方では文科省とか厚生省の管轄になって、2つの課がまたがるわけでございますけれども、それが窓口を一本化にできるかどうかということもお聞きしたいと思います。

それから、もう1つ、今までふれあいの館でもって大勢の子どもたちが学んできております。それについて、ふれあいの館のこれからの支援センターができた後の利用方法についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、中村議員から質問でございます「子育て支援センターの建設について」お答え申し上げたいと思います。

先ほどご質問の中に18歳までの子どもを対象にするか、しないかということでございましたが、これ、実はよくご説明申し上げますと、児童館というのは18歳までということになっております。

しかし、今、ふれあいの館におきましては、放課後児童健全育成事業をやっております。我々といたしましては放課後児童対策ということの一環で、前は人数が少なかったというようなことでございまして、約30人まで行かない状況だったものですから、児童館とそれから放課後児童対策の子どもたちと一緒に場所で今現在もやっているわけでありまして、やはりそれにはトラブルがいろいろあったということでございまして、児童館とそれから放課後児童対策の事業を一緒に場所で行うということは無理があるのではないかということから始まって、その児童館とそれから放課後児童対策の児童とは別にした方がいいんじゃないかということからそもそも始まったもの、子育て支援センターなるものをつくった方がいいんじゃないかという話が出たわけでありまして、ですからそもそもの初めの考えとすれば、そこからその子育て支援センターをつくらうということが、話が最初はそういう話があったわけでありまして、現在同じ場所によってその利用料といいますか、それを下げながら、また児童館の児童

と、それから放課後児童との格差をなくそうというような形でやっているわけですが、児童館においては5時までと、その後の放課後児童の場合は6時45分までですかね、お預かりするという形になったわけであります。

それで、今その新しい支援センターにつきましては、竹野議員のご質問の中でありましたいろいろのことにつきましては既に回答してありますけれども、どういうものをその支援センターの中に機能として設置するかというのは現在の検討中でありまして、大方のことは先ほど副村長の方から申し上げたところでございますが、とにかくみんなの村民の要望に合うものを、立派なものをつくろうとしているわけでありまして、少しは時間がかかるかもしれませんが、また村民の皆さん方のご意向をしっかりと聞いた中で、それを反映していくような形で支援センターはつくってまいりたいというように思っております。

当然新しくつくるに当たっては、現在行っているふれあいの館との兼ね合いが出てくるわけでありまして、ふれあいの館の中にはどういうものを残すか、また新しく入れるかという、そういう問題もありますものですから、子育て支援センターに関しましてはもう少し検討した中で、また議員の皆さん方からもいろいろのご意見を聞いた中でやっていこうというように、現在考えているところでございます。

子育て支援センターにつきましては、子育て支援のための総合的拠点として企画、調整、相談、援助等に当たるものと今考えているところでございます。

ふれあいの館の利用方法につきましては、現在は児童館事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援事業及び障害者福祉等に必要な場所の提供を行っているところでございます。

現在のところ支援センター建設に伴いどのようにするか、具体的な方向性はまだ出ておりませんが、なるべく早い段階で検討してまいり、皆さん方とともにこういうのが理想的であったというように言えるような施設にしていきたいというように思っております。

お答えになったかちょっとあれですが、またご質問でお答えしたいと思います、よろしく申し上げます。

○議長（神通川清一君） 中村弘議員、再質問があれば質問してください。

中村弘議員。

○9番（中村 弘君） 今お聞きしまして、先ほど竹野議員のときに聞いておりましたが、今のまだ完全なものにまとまっていないという形の中で検討中ということですが、

考え方としてはこれからできる子育てセンターは相談の関係はあるけれども、幼児対象のものを主体にする方がいいという考え方でも聞けるんですけども、そこらはどうかということと、それからふれあいの館の関係でございますが、これ、18歳までの子どもたちの相談室もここに入れるか、この支援センターの方に入れるかがちょっとまだはっきりわかりません。

それから、文部科学省とそれから厚生労働省ですか、その関係の小学生と保育園の関係のそれが課が違うわけですけども、一本化の中でその支援課の中で、子育て支援センターの中で1本にできるかどうかということですが、これ、両方またいでいる形の中でできるか、もう一度だけお願いをしたいと思います。

○議長（神通川清一君） 百瀬副村長。

○副村長（百瀬泰久君） 支援センターの相談窓口につきましては、先ほども私が答弁申し上げたように、幼児にするか、それともそのいわゆる総合窓口ということにさせていただきたいと考えているものですから、そういうことから考えますと、新たに作る場所の支援センターというのはどこまで持っていくかということは、ちょっと今論議中でございます。大勢の皆さんのご意見をお聞かせいただきながら方向性を出していきたいと考えているところです。

また、ふれあいの館はご案内のように、先ほど申し上げました3つの事業を一緒にやっているということもございまして、そのあり方も含めてもう少しやっぱり論議していきたいなと考えております。

幼保一体化で今、保育園のあり方も含めて政府ではいろんな案を練っているところがございます。なかなか方向性が決まらなくて、ちよくちよく変更になってきておりまして、結局3つの部門、総務省、そして厚労省、そして文科省が絡み合ったところの当面は子育て支援ということで、保育園の問題も含めて進めていくという形に今のところなっているわけでございますが、私どもとしてそういう様子を見ながら、子育て支援課の中でやっぱり論議しながらセンターの建設に結びつけていきたいと考えているところがございます。

いずれにいたしましても私ども今まで答申も幾つもいただきました。建設委員会の保育園の建設委員会、それをもとに検討委員会でも積極的な答申をいただいておりますので、そういう答申を基本として、これからさらに積み上げた論議をしていかななくてはならないと思っているところがございます。

スピーディーな行政運営というのを先ほどからも求められているところがございます。

して、何をしているんだというお声もあるかもしれませんが、私どもは村の将来にわたっての子育てをどうするかという大きなテーマに向かっているわけでございまして、そういう立場からすればセンター建設にありきでなくて、山形村の子育てをどうするかという観点から立って、これからさらに密の細かい充実した論議をしていきたい。そして、できるだけ早くセンターの建設にも結びつけたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（神通川清一君） 中村弘議員、よろしいですか。

中村弘議員。

○9番（中村 弘君） よくわかりました。今までの検討の中ではいろいろの支援団体、そういう方が小さい子どもと18歳までの一緒にすることはちょっとまずいんじゃないかというような意見も出てきております。

それから、このふれあいの館の使い方に関係にもいろいろとあると思います。できるだけ早くはっきりしたものを出した中でもっていいものを建設していただきたいと思ひます。

以上、終わります。

○議長（神通川清一君） それでは、次に、中村弘議員、次に質問事項2「地震マップのつくり直しはするののか」について質問してください。

中村弘議員。

（9番 中村 弘君 登壇）

○9番（中村 弘君） この地震マップということでございますけれども、これにつきましても先ほど三澤議員の方からマップではございませんけれども、地震に対しての形が出ておりますのでダブる形が出ると思ひますが、よろしくお願をしたいと思ひます。

それで、3月11日に東日本大震災が起きました。それで、津波でもって多くの尊い命が失われまして、その皆様方のご冥福をお祈りしたいと思ひます。また、福島原発におきましては早期の終結を願うものであります。

そこでもって、新聞にありましたが、この地震に対しまして断層が動く地震が10倍以上に上がってきている。この近くでは牛伏寺断層、それが2.7倍という地震の回数があるということで、それにつきましてはこれからはいろいろと自分の命は自分で守る。それから、山形村には自主防災があります。その中で自主防災の中では多分名前だけの自主防災になっているところもあろうかと思ひます。

その中でみんなで考えなきゃいけないということで、これにつきましては23年度の、22年度ですか。22年度の3月に発行されました地震マップ、これの見直しも必要になってくるんじゃないかと思います。だから、それについて村の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（神通川清一君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、中村議員の2つ目のご質問にお答えしたいと思います。

「地震マップの作り直しはするのか」とのご質問でございます。

山形村地震ハザードマップは山形村に最も影響を与える地震について想定をし、一定の資料に基づきまして評価したもので、村民の皆様それぞれが大地震が発生したときの状況を確認していただきまして、生命を守るため必要な地震への備えを進めてもらうということを目的といたしまして昨年になりますかね、3月に作成されたものでございます。

先ほども申し上げましたが、村への影響が特に大きいと推定されております糸魚川―静岡構造線の地震、マグニチュード8.0と山形村直下で発生したマグニチュード6.9の地震を想定したものでございます。

最近東大の地震研究所の研究チームの調査でわかったことでございますが、東日本大震災の影響によりまして、特に断層帯の動きが活発化した可能性が高く、地震発生率の確率が高まりまして、そのうち松本地域の2つの活断層も含まれているという報道がございました。

そうした中でございますが、現在の地震ハザードマップを今後も引き続きご活用をいただき、日ごろからの備えに役立てていただきたいと思います。ご存じと思いますが、それぞれの各家庭にこのハザードマップもそうでございますが、「我が家の防災」という冊子をお配りしていると思います。たしか平成21年度だったと思うんですが、あの「我が家の防災」につきましては、避難場所だとか危険箇所だとか非常持ち出しのものだとかかなり詳しく説明してあります。私ども新しくこの村へ来られた、縁あってこちらにお住まいになられる方が初めて役場へ転入届をしたときに、その冊子もお配りしております。

ですから、恐らくそれをうまく活用していただければ村の状況等もよくわかります

し、このハザードマップと併用しまして見ていただければ、さらに状況等を把握できるといように思っております。

特に境峠・神谷断層帯、これは安曇から奈川を通過して伊那まで行っている延長47キロという長いところをこの活断層があるということがわかりまして、最近このにわかには境峠の神谷活断層が注目されるようになってきました。これも東日本大地震によってさらに確率が高くなった。糸魚川―静岡構造線帯と同じくらいの確率ではなからうかということもつい先日新聞で知ったわけでありまして。

そんなこともございまして、いろいろと私どもといたしましては情報を住民の皆さん方に知らせることが行政側としては大きな仕事だということに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（神通川清一君） 中村弘議員、再質問があれば質問してください。

中村弘議員。

○9番（中村 弘君） 今、村長さんが言われたようにこのマップ、去年できたばかりでございます。この中で揺れの形の中でもこれがそのまま通用するかはわかりません。

ですけど、今までの大きい地震で亡くなられた皆さん、一番手っ取り早く助けていただいたのが隣組だそうございまして、その中ではこのマップにはそういうことが書いてありませんので、ぜひ自主防災を使った中에서도、できるだけ自分の命は自分で守る。それから、隣組程度のものはみんなでもって協力し合う、そういう勉強会みたいなものを開けばいいんじゃないかという考えでありますけれども、そこらはぜひ自主防災の多分親方は区長さんだと思いますので、区長さんたちと何かの会議の中ではそういうものに対して話をさせていただければありがたいと思ひます。

以上でもって質問を終わります。

○議長（神通川清一君） 以上で、中村弘議員の質問は終了しました。

以上で、一般質問はすべて終了しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（神通川清一君） それでは、本日の会議の日程はすべて終了しましたので、これにて閉議し散会とします。

（午後 4時35分）